

原子力損害賠償法制の法的問題の諸相

— 2021～2022年度 原子力損害賠償に関する法的論点検討班報告書 —

2 0 2 4 年 7 月

日本エネルギー法研究所

は し が き

日本は、2011年3月の東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下「福島事故」という。）後、同年9月には原子力損害賠償支援機構（後に原子力損害賠償・廃炉支援機構）を設立し、2015年1月には「原子力損害の補完的補償に関する条約」（以下、CSCという。）を批准した（日本の批准により同年4月発効）。そして、2018年12月には原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）の改正法（平成30年法律第90号）を成立させ、2020年1月にこれを施行した。他方、福島事故に伴う原子力損害の賠償はいまだに続いている。昨今の動きとしては、2022年12月20日に中間指針第五次追補が策定された。

本研究所では、事故直後の2011年4月に「原子力損害賠償制度に関する国内外の法制検討班」を立ち上げ、国内外の原子力損害賠償制度や原賠法の改正に係る検討を実施し、その後も、後継の研究班により研究を行ってきた。

本報告書は、「原子力損害賠償に関する法的論点検討班」の2021年4月から2年間の研究活動の成果をまとめたものである。本研究班では、第一に、原子力損害賠償法の改正内容及び改正を見送られた論点等を踏まえつつ、原子力損害賠償制度の枠組みや課題について考察を行うとともに、原子力損害賠償請求訴訟についての判決についての調査研究を行った。また、第二に、各国における原子力損害賠償制度に関する国内法制の整備等の動向を分析するとともに、国際的な枠組みについても、CSCをはじめとする原子力損害賠償条約体制の法的課題について検討を行った。

本研究班の研究の過程では、外部の専門家にも協力を仰ぎ、新型炉の安全性や国内における導入の可能性、原子力損害賠償ADRの特色及び諸課題の検討のほか、多岐にわたる情報提供及びご教示を受けた。ご協力いただいた皆さま方には厚く御礼を申し上げたい。

この研究報告書は、本研究班での研究課題のうち、報告書の形に取りまとめることに熟したもののにより構成されている。すなわち、まず、第1章では、外国における原子力損害賠償法制の一例として、英国の原子力事故であるウィンズケール1号炉の火災事故、英国の最近の原子力発電に関する動きを概観した上で、英国の原子力損害賠償法制について検討を行っている。第2章では、令和4年7月13日に東京地裁において下された東京電力株主代表訴訟事件第1審判決に含まれる取締役の善管注意義務違反の判断枠組み及び具体的な認定をはじめとした諸論点について分析を行っている。そして、第3章では、中間指針第五次追補の概要を説明するとともに、最終的な結論に至る議論の経緯を紹介し、第五次追補及び中間指針全体について検討を行っている。第4章では、ALPS処理水の海洋放出により生じる国際私法上の問題について、日本が締結している原子力損害の補完的な補償に関する条約の適用有無や、国際裁判管轄、準拠法選択、外国判決の承認・執行のそれぞれの点について分析を行っている。第5章では、フランスの原子力損害賠償法制について概観したうえで、核実験被害者補

償や原子力事業者の責任のあり方や原子力損害賠償法制の運用の諸論点について分析を行っている。第6章では、原子力損害賠償紛争の紛争解決手続では、原子力損害賠償紛争がいつ解決されたといえるのか、紛争解決効の内容を明らかにし、紛争解決効の内容を評価し、紛争解決手続を終えたものにも指針の改定を遡及させることについて検討を行っている。

福島事故の経験と教訓をどのように将来に生かしていくかという観点から、原子力損害賠償法制の今後のあり方を考えるうえで、この研究報告書が多少なりとも役立てば幸いである。

2024年7月

道垣内 正人

原子力損害賠償に関する法的論点検討班主査
日本エネルギー法研究所理事
早稲田大学法学学術院教授・弁護士

原子力損害賠償に関する法的論点検討班名簿 (2021年4月～2023年3月)

主 査	道垣内 正 人	日本エネルギー法研究所理事 早稲田大学法学学術院教授・弁護士
研究委員	藤 田 友 敬	日本エネルギー法研究所理事 東京大学大学院法学政治学研究科教授
〃	溜 箭 将 之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
〃	米 村 滋 人	東京大学大学院法学政治学研究科教授
〃	竹 下 啓 介	一橋大学大学院法学研究科教授
〃	佐 瀬 裕 史	学習院大学法学部法学科教授
オブザーバー	野 村 豊 弘	日本エネルギー法研究所 理事長 学習院大学名誉教授
〃	兼 行 浩 平	電気事業連合会原子力部副部長
〃	豊 永 晋 輔	日本エネルギー法研究所研究部付 原子力損害賠償・廃炉等支援機構参与・弁護士
〃	富 野 克 彦	日本原子力産業協会政策・コミュニケーション部主任
〃	角 川 信 一	日本原子力保険プール事務局長 (2022年6月まで)
〃	村 田 毅	日本原子力保険プール事務局長 (2022年7月から)
〃	小 澤 隆	日本電機工業会原子力部長
〃	北 郷 太 郎	文部科学省参与、原子力損害賠償・廃炉等支援機構
〃	小 松 隆	
研 究 員	橋 本 侑 磨	日本エネルギー法研究所 (2022年6月まで)
〃	内 山 寛 隆	日本エネルギー法研究所 (2022年7月から)
〃	菱 田 欣 矯	日本エネルギー法研究所 (2022年7月まで)
〃	菱 田 航 平	日本エネルギー法研究所 (2022年8月から)

〃	井 上 元 太	日本エネルギー法研究所（2022年9月まで）
〃	林 洋 志	日本エネルギー法研究所（2022年1月まで）
〃	釜 口 昂 大	日本エネルギー法研究所（2022年2月から）
〃	高 尾 宗士朗	日本エネルギー法研究所（2023年2月まで）
〃	尾 崎 信之介	日本エネルギー法研究所（2023年3月から）
〃	上 野 佑 太	日本エネルギー法研究所（2022年3月まで）

※肩書は，特に示さない限り，研究会当時のものである。

研 究 活 動 記 録

<2021年度>

- | | |
|--------|---|
| 第1回研究会 | 2021年5月17日
「原子力損害賠償に係る動向」
(菱田研究員) |
| 第2回研究会 | 2021年7月7日
「原子力の発展と開発の動向」
(日本電機工業会原子力部長 小澤 隆 様) |
| 第3回研究会 | 2021年9月9日
「原子力損害賠償訴訟における一部請求について」
(佐瀬研究委員) |
| 第4回研究会 | 2021年11月19日
「福島第一原子力発電所の処理水の放出に関する国際私法上の問題
——「風評被害」に関する国際私法上の諸問題——」
(竹下研究委員) |
| 第5回研究会 | 2022年1月24日
「英国の原子力損害賠償法」
(道垣内主査) |
| 第6回研究会 | 2022年3月10日
「原子力損害賠償法と英米の経済的損失論」
(溜箭研究委員) |

<2022年度>

- 第7回研究会 2022年6月7日
「フランスにおける原子力損害賠償法制
——周辺問題も含む近時の動向を中心として」
(中原研究委員)
- 第8回研究会 2022年7月4日
「原子力損害賠償ADRについて」
(小島国際法律事務所弁護士 出井 直樹 様)
- 第9回研究会 2022年10月4日
「福島原発事故国賠訴訟（最判令和4年6月17日）」
(原子力の安全性を巡る法的問題検討班と合同開催)
(原子力の安全性を巡る法的問題検討班 筑紫研究委員)
- 第10回研究会 2022年11月14日
「原発事故に関する電力会社取締役の対会社責任
——東京電力株主代表訴訟事件第1審判決について」
(藤田研究委員)
- 第11回研究会 2023年1月23日
「福島事故の原子力損害賠償紛争が解決するとき」
(佐瀬研究委員)
- 第12回研究会 2023年3月23日
「中間指針第五次追補の諸論点」
(米村研究委員)

※肩書は、研究会当時のものである。

なお、本報告書の執筆は以下のとおり分担して行った。

第1章 英国の原子力損害賠償法

道垣内 正人 主査

第2章 原発事故に関する電力会社取締役の対会社責任

——東京電力株主代表訴訟事件第1審判決について

藤田 友敬 研究委員

第3章 中間指針第五次追補の諸論点

米村 滋人 研究委員

第4章 研究メモ 福島第一原子力発電所の処理水の放出に関する国際私法上の問題（仮）

——「風評被害」に関する国際私法上の諸問題——

竹下 啓介 研究委員

第5章 フランスにおける原子力損害賠償法制

—周辺問題も含む近時の動向を中心として—

中原 太郎 研究委員

第6章 福島原発事故の原子力損害賠償紛争はいつ解決するのか

——紛争解決手続の紛争解決効の虚ろさと

紛争審査会の第五次追補による遡及的な賠償——

佐瀬 裕史 研究委員

目 次

第1章

英国の原子力損害賠償	道垣内 正人	1
Ⅰ はじめに		3
Ⅱ ウィンズケール1号炉火災事故		3
Ⅲ 最近の動き		4
1. 原子力発電政策と原子力発電所新設		4
2. アイルランドとの関係		5
3. ユーラトムからの離脱		5
Ⅳ 日本との関係		6
1. 東海原子力発電所		6
2. 日立製作所のホライズン・プロジェクトからの撤退		6
3. 日英原子力協定		7
Ⅴ 原子力損害賠償法制		8
1. 2021年末まで		8
(1) 1959年法		8
(2) 1965年法		8
(3) Magnox Limited v UKAEA, 2004		10
2. 2022年1月1日に施行された2016年法		12
(1) 概説		12
(2) 主な改正点		13
Ⅵ おわりに		16

第2章

原発事故に関する電力会社取締役の対会社責任

——東京電力株主代表訴訟事件第1審判決について	藤田 友敬	17
Ⅰ はじめに		19
Ⅱ 事案		19
1. 当事者		19
2. 事案の概要		20
3. 本件訴訟の構造的な特徴		22

III 取締役の善管注意義務違反	23
1. 原発事故を防止するため必要な措置をとる取締役の義務	23
(1) 本判決の論理構造	23
(2) 株主利益最大化とは異なる行動をとる取締役の義務	25
(3) 理論的な整理：制約条件的株主利益最大化と「制約条件」の内容	27
2. 善管注意義務の判断の手順	28
(1) 総説	28
(2) 長期評価の見解及びこれに基づく明治三陸試計算結果の信頼性	28
(3) 過酷事故が発生することを防止するための対策を講ずべき義務を果たしたか	30
(4) 具体的なあてはめ：Y4の責任	32
(5) 具体的なあてはめ：Y3	34
(6) 具体的なあてはめ：Y5	34
(7) 具体的なあてはめ：Y1, Y2	35
IV 義務違反と損害の間の因果関係	36
1. 総説	36
2. ドライサイトコンセプト以外の対策の可能性	36
3. 最判令和4年6月17日との整合性	37
4. Y ₁ , Y ₂ の義務違反と損害の因果関係	39
V 損益相殺	39
VI 求償権の制約	40
VII むすび	40

第3章

中間指針第五次追補の諸論点	米村 滋人	43
I はじめに		45
II 中間指針の見直しに至る経緯		45
III 過酷避難状況に対する慰謝料		46
1. 概要		46
2. 議論の経緯		46
3. 最終的な指針内容		47
IV 生活基盤喪失・変容に対する慰謝料		47
1. 概要		47
2. 議論の経緯		48
3. 最終的な指針内容		48

V 相当線量地域に滞在したことによる健康不安に対する慰謝料	48
1. 概要	48
2. 議論の経緯	49
3. 最終的な指針内容	50
VI 自主的避難者に対する慰謝料	50
1. 概要	50
2. 議論の経緯	50
3. 最終的な指針内容	50
VII その他	51
VIII おわりに	51

第4章

研究メモ 福島第一原子力発電所の処理水の放出に関する国際私法上の問題（仮）

――「風評被害」に関する国際私法上の諸問題――	竹下 啓介 53
I はじめに	55
II 風評被害とCSC	56
1. 風評被害とCSCの適用	56
2. 処理水の海洋放出とCSCの適用範囲	59
3. 小括	61
III 風評被害と国際私法	62
1. 分析の視点	62
2. 国際裁判管轄	63
3. 準拠法選択	65
4. 外国判決の承認・執行	70
IV おわりに	75

第5章

フランスにおける原子力損害賠償法制―周辺問題も含む近時の動向を中心として―

	中原 太郎 77
はじめに	79
I フランスの原子力損害賠償法制の概観	80
1. 原子力損害賠償法制の構造と内容	80
(1) 原子力損害賠償に関する法源	80
(2) 原子力損害賠償法制の要点	82

2. 原子力損害賠償法制の周辺——特に核実験被害者補償	85
(1) 原子力船の操業者の責任	85
(2) 核実験被害者補償	86
II 原子力損害賠償法制の骨格——特に原子力事業者の責任のあり方をめぐって	88
1. 不法行為責任の一般法との対比での特徴	88
2. 学説の関心①——不法行為責任の体系における位置付け	89
(1) 危険活動についての無過失責任	90
(2) 多衆侵害事例における損害填補	91
3. 学説の関心②——近時の改正提案	92
(1) 原子力事業者の有限責任について	92
(2) 原子力事業者への責任集中について	93
III 原子力損害賠償法制の運用——フランス法に特徴的な諸論点	94
1. 不法行為責任の一般法との対比での特徴	94
2. 賠償対象の損害	95
(1) パリ条約が定める賠償対象の損害（「原子力損害」）	95
(2) フランスの国内一般法との対照により浮上する論点	96
3. 因果関係とその推定	100
(1) 因果関係の証明・推定に関する一般的な法状況	101
(2) 核実験被害者補償法制における因果関係の推定の運用・変遷	102
おわりに	104

第6章

福島原発事故の原子力損害賠償紛争はいつ解決するのか

——空虚な紛争解決効と第五次追補による遡及的な賠償—— 佐瀬 裕史 105

I はじめに 107

II 原子力損害賠償紛争における主要な紛争解決手続と第五次追補が出される前

それらの紛争解決効 109

1. 利用できる紛争解決手続 109

2. 紛争審査会の指針と紛争解決手続への影響 110

 (1) 紛争審査会の指針 110

 (2) 従前の指針の紛争解決手続への影響 111

3. 第五次追補が出される前の時点における、紛争解決手続の紛争解決効 113

 (1) 直接請求による合意 113

 (2) 紛争審査会による和解の仲介手続 113

(3) 訴訟	116
(4) 小括	116
Ⅲ 紛争審査会による中間指針第五次追補の策定が紛争解決に与える影響	117
1. 従前の指針の見直しの内容とその理由	117
2. 第五次追補による従前の指針の見直しの影響	120
(1) まだ紛争解決手続を終えていないもの	120
(2) 紛争解決手続を終えたもの	121
3. 更なる指針の見直し？指針見直しは今回が最後か？	124
Ⅳ 原子力賠償紛争解決手続の紛争解決効が空虚であることの評価	126
1. 指針の改定による遡及的な賠償を可能とすることからの正当化？	126
2. 紛争解決手続に紛争解決効が空虚であることと遡及的な賠償の問題点	128
Ⅴ おわりに	129

第 1 章

英国の原子力損害賠償法

早稲田大学大学院教授・弁護士

道 垣 内 正 人

I はじめに

第2次大戦中、英国は、航空戦争科学調査委員会の下にMAUD委員会を設置し、ウラン濃縮は可能との結論を得た上で¹、その具体化を同様の検討を行っていたアメリカに働きかけ、1942年から英国も参加してマンハッタン計画が遂行された。戦後、英国は原子力の平和利用として原子力発電の研究を開始したものの、ウラン濃縮プラントを保有していなかったことから、天然ウランを燃料とする黒鉛減速炭酸ガス冷却型炉(GCR: Gas Cooled Reactor)²を開発した。そして、1954年の原子力公社法(Atomic Energy Authority Act)に基づいて原子力公社が設立され、1956年にコールダーホール1号機(6万kW)の運転が開始された³。

1959年の原子力施設(許可及び保険)法において、民間企業による原子力発電事業を可能とすべく、そのライセンス制度を定めるとともに、原子力損害賠償に関する事項も規定された。その後、パリ条約及びブラッセル補足条約の批准に伴い、これらのルールを英国法に導入するため制定された原子力施設法(Nuclear Installation Act 1965)に引き継がれた。そして、約50年を経て、両条約の改正議定書の批准のために英国はNuclear Installations (Liability for Damage) Order 2016を制定した。しかし、両改正議定書の発効のための各国の準備に時間を要したために施行されないままであったところ、2022年1月1日にこれらが発効すると同時に、英国は上記の2016年法を施行した。

現在、ガス冷却型炉16基、加圧水型炉1基の合計17基1,149.2万kWの原子力発電所が運転されており、総発電量に占める原子力の比率は15%程度である。

以下では、英国史上最悪の原子力事故とされるウィンズケール1号炉の火災事故(Ⅱ)、英国の最近の原子力発電に関する動き(Ⅲ)、英国と日本との関係(Ⅳ)を概観した上で、英国の原子力損害賠償法制(Ⅴ)について検討する。

Ⅱ ウィンズケール1号炉火災事故

1957年10月、ウィンズケール(Windscale)1号炉が火災事故を起こした⁴。3日間燃え続け、かなりの量の放射性物質が放出され⁵、英国のみならず欧州大陸に拡散した。この事故は、国際原子力事象評価尺度(INES: International Nuclear Event Scale)の7段階のうち、上から3つ目

¹ 1940年、ドイツから英国に亡命していたふたりのユダヤ人物理学者Otto FrischとRudolf Peierlsが作成した“Frisch-Peierls memorandum”により、濃縮ウランによる核分裂の連鎖反応を利用した爆発が可能であることが示されたことが発端となった。

² 超高温に耐えうるマグネシウムを主成分とする合金「マグノックス」を使用したことから、マグノックス炉とも呼ばれる。

³ コールダーホールは1981年セラフィールドに改名された後、2003年原子炉の運転を終了し、2007年に4つの冷却塔が爆破解体された。なお、日本がこのタイプの原子炉を東海発電所に導入したことについてはIV1. 参照。

⁴ Goodwin, “Radiological and medical consequences of the Windscale fire of October 1957 (1991)”, <https://inis.iaea.org/search/searchsinglerecord.aspx?recordsFor=SingleRecord&RN=23022953>.

⁵ ヨウ素131の放出量は、チェルノビル事故の2,000分の1以下、福島事故の200分の1以下とされている。

のレベル5に相当し、英国史上最悪の原子力事故とされている。半径最大40kmの地域で3,000トンのミルクが廃棄され、最長6週間にわたる規制が施行された。

ウィンズケール1号炉は1950年に、2号炉は1951年に稼働を開始した軍事用プルトニウム生産炉であり、原爆級のプルトニウム生産に優れているガス冷却型炉であった⁶。1号炉の火災は、金属ウランの燃焼と推測されているが、その原因は不明である。鎮火後、可能な限りの燃料棒を取り除いたが、火災で破損した燃料カートリッジ約6,700本と同位体カートリッジ1,700本が炉内に残されたまま、遮蔽装置は密封され現在に至っている。なお、1号炉の火災事故の直後に2号炉の運転も停止されている。

主としてミルクを出荷できなかった酪農家に対して補償が行われ、少なくとも、305万リットルの廃棄ミルクに対して5万ポンド（1ポンド=約1,000円で計算すると約5,000万円。物価が20倍上昇しているとすれば、現在価値約10億円）が支払われたとされている⁷。

Ⅲ 最近の動き

1. 原子力発電政策と原子力発電所新設

英国では、電力自由化によりM&Aが活発化した結果、17基の原子炉のうち15基の原子炉をフランス電力(EDF: Électricité de France)の英国子会社であるEDFエナジーが所有している。

1986年のチェルノビル原子力発電所事故後、英国では新規の原子力発電所建設が凍結されたが、北海ガス田の枯渇や地球温暖化問題への対応策として2008年に新たな原子力政策が発表され、それに基づく新規建設促進策がとられてきた。その結果、複数の事業者から具体的な新規建設計画案が公表された。その中でも、EDFエナジーが英国最大のガス・電力事業者であるセントリカと組んで計画しているヒンクリーポイント(Hinkley Point)Cプロジェクト（アレバの160万kW欧州加圧水型炉(EPR: European Pressure Reactor)2基の建設プロジェクト）は、1987年にサイズウェル(Sizewell)Bがライセンスを取得して以来、21年ぶりにライセンスを取得した原子力発電所となり、工事が進められている。なお、同様の原子力発電所計画として、EDFエナジーと中国広核集団(CGN: China General Nuclear Power Group)がそれぞれ80%と20%を出資して計画しているサイズウェル(Sizewell)Cプロジェクトがライセンス申請中である⁸。

⁶ 同じ敷地内には、既述のコールダーホール原子力発電所も後に建設された。

⁷ Batten, “A Significant Moment in the Development of Nuclear Liability and Compensation: Dealing With the Consequences of the Windscale Fire 1957”, 3 Ex Historia 92 (2011), https://humanities.exeter.ac.uk/media/universityofexeter/collegeofhumanities/history/exhistoria/volume3/4_-_Richard_Batten_Ex_Historia_2011.pdf. なお、LORNA ARNOLD, WINDSCALE 1957: ANATOMY OF A NUCLEAR ACCIDENT, 2nd ed, p.70 (MacMillan, 1995)では6万ポンドが支払われたとされている。

⁸ 英国政府はCGNをこのプロジェクトから外す方向で検討中であると報道されている。

なお、2020年11月に公表された「国家インフラ戦略(National Infrastructure Strategy)」によれば、原子力発電について、「実証済みの技術を用いた費用対効果の高い電源であり、再生可能エネルギーの補完も可能な信頼性の高い低炭素電源」とされ、最大約700億円を拠出して先進的な原子力技術の開発に投資する施策をとることが記されている。

2. アイルランドとの関係

隣国のアイルランドでも、1968年に原子力発電が提案され、1970年代に北部のカーンソア・ポイント(Carnsore Point)に4基の原子炉からなる発電所建設される計画が公表された。しかし、国内の反原子力発電の運動の高まりにより1981年に断念された。そして、1999年の電力規制法(Electricity Regulation Act)により、原子力発電は禁止されている(18条(6))。もっとも、英国との間で送電網は接続されており、アイルランドは英国の原子力発電による電力を消費している。

現在、アイルランドの電力は化石燃料の火力発電に頼っているところ、2006年、エネルギー安全保障の観点⁹からアイルランド政府は原子力発電の可能性について報告書を公表した。2021年10月に実施された世論調査では、原子力発電に対する賛否はともに43%と二分されている(15%は分らないと回答)(Ireland Thinksが1,200人に対して調査)。

上記の英国のヒンクリーポイントCプロジェクトの建設現場は、対岸のアイルランドのRosslareから250kmの距離にあることから、アイルランドの反原子力発電のグループは建設に反発している¹⁰。

なお、後述のように、英国の原子力損害賠償を定めた1965年法ではアイルランドでの損害は適用範囲外とされていたが、2016年法(2022年施行)では適用範囲内とされている。

3. ユーラトムからの離脱

2020年1月31日、英国はEUから離脱するとともに、ユーラトム(Euratom:European Atomic Energy Community)からも離脱することを正式に決定した。英国とユーラトムとの間で原子力協力協定上の移行期間が2020年12月31日に満了し、ユーラトムからの離脱が完了した。核不拡散条約上、英国は核兵器保有国として包括的保障措置の締結義務はないが、これまではボランタリー・オファーとして、ユーラトム・IAEAとの間の三者協定として、二重の保障

⁹ 約60%の電力が天然ガス火力発電によるものであり、天然ガスの93%がスコットランドからのパイプラインに頼っている。また、2025年には90万kWのMoneypoint石炭火力発電所が寿命を迎え、その代替が必要となっている。その候補として、原子力発電のほか、バイオマス発電、フランスとの間の送電線建設等が議論されている。

¹⁰ Kevin O'Sullivan, UK 'yet to properly assess' nuclear plan's impact on Ireland, Irish Times, Apr. 22, 2018, <https://www.irishtimes.com/news/environment/uk-yet-to-properly-assess-nuclear-plan-s-impact-on-ireland-1.3470471>.

措置が適用されていたところ、現在は、英国内の濃縮・再処理施設を査察の対象とするIAEAの保障措置に移行している。

IV 日本との関係

1. 東海原子力発電所

日本は、英国で開発・運転された黒鉛減速炭酸ガス冷却型炉を英国ゼネラル・エレクトリック社から日本原子力発電の東海発電所に導入した。これは、1956年に英国で最初に運転を開始したコールドーホール1号機をもとに、耐震設計を取り入れた改良型であり、天然ウランを使用し、完全性が高いと評価され、1966年7月に日本で初めての商業用原子力発電所として営業運転を開始した（16.6万kW）。もっとも、この炉は設備が大きな割には出力が小さく、軽水炉に比べて発電単価が割高なこと、日本で唯一の炉型であるため、保守費や燃料サイクルコストが割高なことから、1998年に営業運転を停止した。

2. 日立製作所のホライズン・プロジェクトからの撤退

日立製作所は、英国における原子力事業の展開、英国政府のエネルギー政策への貢献及び日本の原子力産業を支える事業基盤の維持・強化のため、2012年11月に889億円でHorizon Nuclear Power Limitedを買収し、英国ウェールズ北西のアングルシー島のウィルヴァ・ニューウィッドにおいて、改良型沸騰水型原子炉（ABWR: Advanced Boiling Water Reactor）2基からなる原子力発電所を建設しようとするホライズン・プロジェクトへの参加を表明した。そして、2013年に包括的設計審査の申請をし、2017年にはその審査完了を示す設計認証確認書及び設計容認声明書を受領した（サイト・ライセンス等の取得がなお必要）。

その後、福島事故後の原子炉の安全対策費用の増大により、ホライズン・プロジェクトの総事業費が3兆円に膨らむと想定される中、2018年5月、日立製作所は、英国政府が英金融機関による融資を含めて2兆円融資を含む支援拡大策を示したことを踏まえ、英国政府との協議を継続する方針を公表した。残りの1兆円は、日立製作所・英国政府と英国企業・日本の政府系金融機関等が3等分して負担する方向であり、また、この原子力発電所建設計画が予定通りに進まなかった場合のリスク対策費総額4,500億円のうち、日立製作所が1,500億円を負担し、日英両政府が各1,500億円を負担する方向で検討していると報道された。なお、この原子力発電所で発電した電力の買取価格について、日立製作所は英国政府に引き上げを求めているが、英国政府は世論の反発を受けてこれに難色を示しているとも当時報道された¹¹。

¹¹ 電力市場が自由化され、日々電力価格が変動する英国市場において、事業収入を長期間にわたり担保することで、発電プラントの建設を促すため、電力価格は差額決済方式（CfD: Contract for Difference）とされていた。これによれば、ストライク価格と呼ばれる価格が決められ、市場の電力価格がこの価格を上回ると差額を事業者が政府に支払い、逆に市場電力価格がストライク価格を下回る

2019年1月、日立製作所は、①民間企業としての適切なリターンの確保、②日立製作所のバランスシート上オフバランス化できる資金調達、③民間企業としてできる出資範囲という観点から、資金調達や発電所建設・運営に関する諸条件について合意に至るにはさらなる時間を要することを理由に¹²、ホライズン・プロジェクトを凍結し¹³、2019年3月期連結決算において減損損失等2,946億円を計上した。そして、2020年9月、日立製作所は、このプロジェクトから撤退する旨発表した¹⁴。

3. 日英原子力協定

最初の日英原子力協定が締結されたのは1958年6月であり、同年12月に発効した。これは、日本の最初の商用炉である東海原子力発電所の建設と同原子力発電所用の燃料輸入を可能とするためのものであり、いくつかの義務が定められた。当初は日本のみが義務を負う片務的なものであったが、1968年の協定により、双務的な内容に変更された。その主な内容は、①日本はすべての核物質にIAEAの保障措置を適用し、英国はすべての非軍事用核物質にIAEAおよびユーラトムの保障措置を適用すること（2条・4条）、②協定に基づいて移転された核物質等は平和的非爆発目的にのみ使用すること（3条）、③それらについて適切な防護措置を維持すること（5条）、④協定に基づき移転された原子力資機材及び核物質が両国からその管轄外へ移転される場合、原則として移転先より一定の保証を得る必要があり、核不拡散上機微なものについては、供給政府の事前同意を必要とすること（6条）、⑤日英両国は、違反時の是正措置要求、及び協定に基づいて移転された核物質の返還請求する権利を有する（11条）などである。

1968年の協定が期限を迎えた1998年に再び日英原子力協定が締結された。この有効期間は25年間と定められたが、英国がユーラトムの加盟国であることが前提となっている規定が含まれていたことから、2021年に英国がユーラトムから完全に離脱することに先立ち、それに伴う改正を含む若干の改正を盛り込んだ同協定の改正議定書が2020年12月に署名され、2021年9月に発効した。

と差額を政府が事業者を支払うこととされるものである。ストライク価格について、建設が進んでいるヒンクリーポイントCのストライク価格は92.5ポンドであることから、日立製作所は1MWhあたり90ポンド以上の価格とすることを求めていたが、2018年末に行われたスコットランドでの風力発電プロジェクトを落札した業者は57.5ポンドを提示していること等から、英国政府は75ポンド以下の価格を提示していたと報道されていた。

¹² 日立製作所としては、建設中は出資するとしても、稼働後は出資分の大半を第三者に譲渡することを想定していたが、その引き取り手がいない状況であったとも報道されている。

¹³ 2019年1月17日付日立製作所ニュースリリース「英国原子力発電所建設プロジェクトの凍結に伴う連結決算における減損損失等の計上、個別決算における特別損失の計上および通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」（https://www.hitachi.co.jp/New/cnews/month/2019/01/f_0117.pdf）

¹⁴ 2020年9月16日付日立製作所ニュースリリース「英国原子力発電所建設プロジェクトからの撤退について」（<https://www.hitachi.co.jp/New/cnews/month/2020/09/0916.pdf>）

V 原子力損害賠償法制

1. 2021年末まで

(1) 1959年法

英国は、アメリカの1957年のプライス・アンダーソン法(Price-Anderson Nuclear Industries Indemnity Act)に次いで、世界で2番目に原子力損害賠償法制を整備した。その最初の法律は、民間による原子力の平和利用を認める旨の1955年の英国政府の政策発表を受けて、1959年7月9日に成立した「1959年原子力施設（許可及び保険）法(Nuclear Installations (Licensing and Insurance) Act 1959)」(1960年4月1日施行)である。これは、原子力施設及び核物質の取り扱いについて許可制を採用するとともに、許可の条件として賠償に充てるため500万ポンドの賠償措置をとることを定め、損害賠償については厳格責任（無過失責任）、500万ポンドの有限責任等を定めるものであった¹⁵。

(2) 1965年法

英国は、OECD/NEAの作成したパリ条約(Convention on Third Party Liability in the Field of Nuclear Energy of 1960)及びブラッセル補足条約(Brussels Supplementary Convention on Nuclear Third Party Liability of 1963)を批准するに当たり、上記の1959年法を1965年8月5日に改正し、「1965年原子力施設法」とした。

1965年の原子力施設法では、原子力施設のライセンス制とともに、原子力損害賠償に関する事項として、厳格責任（7条・12条）、責任集中（12条）、責任限度額（16条）、国の措置（18条）、賠償措置（19条）等が定められている。その後2021年末までの間に何度か改正を経ているが、パリ条約及びブラッセル補足条約による国際約束があるので、基本的な構造は同じである。

1965年法の原子力損害賠償に係る部分の概要は以下の通りである¹⁶。

i. 厳格責任

¹⁵ Blom-Cooper, “Nuclear Installations (Licensing and Insurance) Act, 1959”, 22 The Modern L. Rev. 649 (1959), https://www.jstor.org/stable/1091550?refreqid=excelsior%3A837ed5065f4a2493e6cb40f35a107885&seq=1#metadata_info_tab_contents; Clifford, “The Nuclear Installations Act”, 7 The Annals of Occupational Hygiene 53 (1964). <https://academic.oup.com/annweh/article-abstract/7/1/53/169266?redirectedFrom=fulltext>.

¹⁶ 第1回原子力損害賠償制度専門部会資料1-7「諸外国の原子力損害賠償制度の概要」（2015年）11頁以下に「英国の原子力損害賠償制度の概要」として1965年法の紹介がある(<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/senmon/songai/siry01/index.htm>)。

原子力施設法に基づき許可を受けた原子力事業者は、原子力損害をもたらす事故¹⁷及び電離放射線¹⁸による事故を発生させないようにする義務を負い¹⁹（7条1項(a)）、これに反して人身傷害又は財産損害が生じた場合には補償しなければならない（12条1項）。この規定において故意・過失によるとの条件は規定されていないことから、厳格責任を定めているとされている。

ii. 責任集中

上記の通り原子力事業者の7条違反による損害の補償義務がある一方、他のいかなる者もその他の責任を負わない（12条1項(b)）。ただし、発生した損害が第三者の故意によるものである場合等には、その範囲において減額することができる（13条6項）。

iii. 責任限度額

責任限度額については、1965年法では、一事故あたり、利息及び費用とは別に、2,000万ポンド（特定の原子力施設の事業者は500万ポンド）とされていたが、その後、1983年と1994年に引き上げられ、それぞれ1億4,000万ポンド（1ポンド＝155円で約217億円）と1,000万ポンド（約15.5億円）とされた（16条1項）。なお、国務長官は、財務省の承認を得て、命令によって責任限度額を増額することができる。ただし、命令の施行前に生じた事故について遡及的に適用されない（同条1A項）。

被害者が原子力事業者から損害賠償を受けることができなかった場合には、被害者は、国会の議決の範囲内で主務官庁から補償を受けることができる（16条3項）。被害者が補償を受けられるのは、①事業者の責任限度額を超える等の理由で請求が満たされない場合、②請求が一定期間後にされた場合、③請求が核物質の喪失又は盗取から20年以上を経過した後の損害に関するものである場合、④輸送の過程における核物質に伴う事故を受けて、核物質を運搬していた輸送手段に対する損害に対する請求であって、支払いがされない場合である（16条3項a号～d号）。

iv. 国の措置

¹⁷ 原子力損害をもたらす事故とは、「核物質に伴う事故であって、人に対する被害若しくは被許可者以外の者の財産に対する損害、又はその核物質の放射性若しくはこれらの組み合わせ及び毒性、爆発その他の危険性に起因する傷害又は損害を引き起こす事故」をいう（7条1項）。なお、後述のMagnohard判決参照。

¹⁸ 電離放射線とは、「被許可者の責任期間において、(i)被許可者により用地内に占有された物で核物質でない物又は(ii)（形状にかかわらず）用地の又は用地から出た廃棄物から放出され、人に対する傷害若しくは被許可者以外の者の財産に対する損害を引き起こす電離放射線」をいう（7条1項）。

¹⁹ 原子力設置法では、同法第1条の許可なく原子炉等の運転等が行われることが想定されており、英国原子力公社(UKAEA: United Kingdom Atomic Energy Authority)などが、同法第7条に準じて事故等を発生させない措置を講じる義務がある（同法第8条～第10条）。これらの者は許可を受けた原子力事業者と同等のものとして扱われているが、便宜上、本稿では、許可を受けた原子力事業者について解説する。

英国はブラッセル補足条約の締約国であるため、原子力事業者の責任限度（損害賠償措置額（1.4億ポンド））を超える損害については、1.75億SDR（1SDR＝160円で約280億円）まで賠償資金を用意しなければならない。また、賠償額が1.75億SDRを超える場合には、同条約の締約国からの拠出金を3億SDR（約480億円）まで賠償資金として利用することができるようにしなければならない。

原子力施設法では、3億SDRを限度として国会の議決により利用できるようにする旨定められている（18条1項a号，1A項）。この3億SDRの金額については、国務長官は財務大臣の承認を得て、命令によって増額することができるとされる（ただし、命令の施行前に生じた事故について遡及的に適用されない）（18条1B項）。

v. 賠償措置

原子力事業者は、16条1項に定める責任限度額までの損害賠償を担保するため、保険その他の方法により常に利用可能な十分な額を措置しなければならない（19条(1)，(1A)）。

vi. 免責（異常な性質の自然災害による場合は非免責）

原子力損害が武力紛争における敵対行為に起因する場合、事業者は免責される（13条(4)(a)）。他方、その原因が自然災害である場合、それが合理的に予測することができない異常な性質を有するものであったとしても、事業者は責任を負うとされる（同項(b)）。異常に巨大な天災地変については、パリ条約9条では、国内法で除外できるとされているところ、英国としては免責を認めないことを選択したものである。

vii. 損害賠償の実施体制

事故が発生した場合に被害者が一定期間中にその領域内に存在していたことを証明することができるよう行政機関に登録することができるよう措置することとされ、この登録がされていれば、反証がない限り、被害者が当該領域にいたことを証明するとされる（23条1項）。

(3) *Magnohard Limited v UKAEA*, 2004²⁰

1965年法に基づく訴えについてのこのスコットランド最高裁判決は、同法7条の“occurrence”を広い意味であると解釈し、かつて放出された核物質が新しい地に移動した場合、それは別個の原子力事故である旨判示した。

事実関係は以下の通りである。スコットランド北部のDounreayにあった連合王国原子力公社(UKAEA)の原子炉²¹の近隣に土地を有する住民らが、その原子炉由来の核物質の粒子が当該土地で見つかり²²、これにより地価の低下、精神的ストレス等の損害を被っていると主張

²⁰ SC 247, SLT 1083.9. <https://www.scotcourts.gov.uk/search-judgments/judgment?id=9b8387a6-8980-69d2-b500-ff0000d74aa7>.

²¹ そのひとつは世界初の送電を行なった高速炉であり、1994年まで稼働していた。

²² 1984年に1粒、1997年に2粒、1999年に5粒、2000年に6粒、2001年に3粒、2002年に5粒、計22粒が見つかった。提訴後に16粒がさらに見つかった。

し、UKAEAには1965年法7条²³の義務違反があることの宣言、UKAEAが一定のモニタリング及びクリーンアップをすべきことを命ずることを求めて提訴した²⁴。

この背景には、Food Protection (Emergency Prohibitions) (Dounreay Nuclear Establishment) Order 1997により、Dounreayの原子炉からの排水口から半径2kmの指定区域が核燃料の粒子により汚染されている可能性があることを理由に、そこでの漁獲類の狩猟禁止等が命じられたことがあった。

UKAEAは、核物質が飛来した時期とルートは不明であるものの、それが“nuclear matter”であることは認めるものの、ごく少量の粒子であって、それが土地に飛来したからといって損害はないこと等の主張をした。

最高裁は特に1965年法7条の“occurrence”について次のように判断した。

- ・ 1965年法26条は“occurrence”の定義を置いているが、これは他の条項のこの語の定義として定めており、7条のこの語については定めていない²⁵。
- ・ オックスフォード英語辞典によれば、“occurrence”とは、“something that occurs, happens, or take place; an event, incident”とされている。
- ・ 7条の“occurrence”は広い意味であって、核物質の粒子の飛来は7条(2)(c)の“occurrence”に該当する。
- ・ したがって、核物質の粒子が飛来するたびに、それは“occurrence”である。さらに、飛来のみならず、土地に存在することも“occurrence”である。

最高裁は、最終的な結論として、UKAEAには1965年法7条の義務違反があることの宣言をした（特定履行命令は認めなかった）。

²³ 7条(1)(a)(b)は次のように定めている。“(1) ... where a nuclear site licence has been granted in respect of any site, it shall be the duty of the licensee to secure that—

(a) no such **occurrence** involving **nuclear matter** as is mentioned in subsection (2) of this section causes injury to any person or damage to any property of any person other than the licensee, being injury or damage arising out of or resulting from the radioactive properties, or a combination of those and any toxic, explosive or other hazardous properties, of that nuclear matter; and...

(2) The occurrences referred to in subsection (1)(a) of this section are—

(a) any occurrence on the licensed site during the period of the licensee's responsibility, being an occurrence involving nuclear matter;

...

(c) any occurrence elsewhere than on the licensed site involving nuclear matter which is not excepted matter and which—

(i) having been on the licensed site at any time during the period of the licensee's responsibility; or...
has not subsequently been on any relevant site...”

²⁴ Court of Session Act 1988の45条(b)によれば、同裁判所には法律上の義務に基づく特定履行を命ずる権限がある旨定められている。

²⁵ “occurrence” in sections 16(1), 17(3) and 18 of this Act—

(a) in the case of a continuing occurrence, means the whole of that occurrence; and

(b) in the case of an occurrence which is one of a succession of occurrences all attributable to a particular happening on a particular relevant site or to the carrying out from time to time on a particular relevant site of a particular operation, means all those occurrences collectively;

なお、後述の通り、2016年法には、この判決を覆す規定が盛り込まれている（26条(2A)参照）。

2. 2022年1月1日に施行された2016年法

(1) 概説

パリ条約改正議定書²⁶及びブラッセル補足条約改正議定書²⁷は、2022年1月1日に発効した（2022年1月4日時点の締約国は16か国²⁸）。英国は、これらの条約上の義務の履行のため、既に2016年法を制定済みであったところ、これら議定書の発効と同時に2022年1月1日に同法を施行した。

2016年法は上記の両改正議定書に基づくものであり、両改正議定書が元の議定書・条約を基本的には踏襲しているので構造的な変更はないが、両改正議定書による原子力損害の項目の増加、有限責任額の引き上げ等に対応する改正のほか、若干の事項について英国独自の改正がされている。

なお、英国は、原子力損害賠償に関するウィーン条約の締約国とパリ条約の締約国との間で相互に条約関係がないことから作成されたジョイント・プロトコル²⁹に1988年に署名したものの、批准はしていない。

²⁶ The Protocol of 12th February 2004 which amends the Convention on Third Party Liability in the Field of Nuclear Energy of 29th July 1960, as amended by the Additional Protocol of 28th January 1964 and by the Protocol of 16th November 1982. この条約については、日本エネルギー法研究所『2004年に改正された原子力の分野における第三者責任に関するパリ条約及び2004年に改正されたブラッセル補足条約—平成15～16年度原子力損害賠償に係る法的枠組み研究班中間報告書—(JELI-R-No.104)』（2005年）1頁以下、同『原子力損害賠償に係る法的枠組み研究班報告書—平成17年度研究報告書—(JELI-R-No.109)』（2007年）20頁以下参照。

²⁷ The Protocol of 12th February 2004 which amends the Convention of 31st January 1963 Supplementary to the Paris Convention, as amended by the Additional Protocol of 28th January 1964 and by the Protocol of 16th November 1982. この条約については、日本エネルギー法研究所・前掲注(26)2005年報告書59頁以下、2007年報告書26頁参照。

²⁸ EUは、2004年3月8日の理事会決議(2004/294/EC)により、オーストリア・デンマーク・アイルランド・ルクセンブルグの4か国を除くEU加盟国（1条(3)）は、2つの改正議定書を、できるだけ早く、できれば2004年12月31日までに、同時に批准することとされていた。その示された日から18年を経過した後、ベルギー・フィンランド・フランス・ドイツ・ギリシャ・イタリア・オランダ・ポルトガル・スペイン・スウェーデンとともに、上記の決議では除外されていたデンマーク、後にEUに加盟したスロヴェキアの12か国が同時に批准書を寄託した。また、同日、EUを離脱している英国が、1月4日にトルコが批准書を寄託した。なお、これらの国々よりも先に、スイスは2009年に1960年条約（その1964年・1982年改正議定書を含む）とともに2004年改正議定書について批准書を寄託していたが、これらがスイスについて発効する日は2004年改正議定書の発効日とされていたので、2022年1月1日にスイスについて発効した。また、ノルウェーは2010年に批准書を寄託しており、同じく2022年の2004年改正議定書発効にともない、ノルウェーについても発効した。以上から、2004年改正議定書の締約国は、2022年1月4日現在16か国である。

²⁹ Joint Protocol Relating to the Application of the Vienna Convention and the Paris Convention. 1988年に作成され、1992年に発効した（締約国22か国）。

(2) 主な改正点

2016年法により改正された主な点は以下の通りである³⁰。

i. 損害賠償項目

改正パリ条約1条(1)(vii)は、「原子力損害」について、①死亡・身体傷害及び②財産の滅失・毀損は当然に含まれると定めたうえで、管轄裁判所所属国の法が認める場合には、③上記①・②から生ずる経済損害、④回復措置費用、⑤環境の重大な汚染による環境から享受していた経済的利益の喪失、⑥防止措置費用及び防止措置により生じた損害、以上をいうと定めている。

2016年法は、これに従い、原子力事業者は、①死亡・身体傷害及び②財産損害に加え、③環境への重大な損害、以上を与える原子力事故を起こさない義務が課され(7条(1A))。そして、④環境への重大な損害の回復措置のための合理的費用の請求権を公的機関に認める(11A条)、また、⑤環境の重大な汚染による環境から享受していた経済的利益の喪失に係る賠償請求権を認めるとともに(11G条)、⑥合理的に執られた防止措置費用の請求も認めている(11H条)。このうち、③以下の項目は、従来、一般不法行為法上請求することができなかったものである。他方、これまでは、原子力施設法でカバーしていない損害については、事業者以外の原子力関係者は同法に基づく保護は与えられていなかったところ、これらの項目の追加により、責任集中される損害項目が増え、事業者以外の原子力関係者の責任が問われる範囲は縮減されたとされる。

ii. 地理的適用範囲の拡大

改正パリ条約2条(a)(iii)(iv)に従い、同等かつ互恵的な責任制度を有する非締約国、原子力施設を保有していない非締約国で生じた損害についても英国の原子力事業者は責任を負うべきこととした(13条・26条(1A)(1B))。

この後者の規定により、英国での原子力事故によりアイルランドで損害が生じた場合にも英国の事業者は英国では2016年法の責任を負うことになる。ただし、アイルランドでの訴訟においてアイルランド法が適用され、無限責任を追及されるおそれ、製造物責任を追及されるおそれ等があることには注意が必要である³¹。

iii. 被害者の故意又は重大な過失による損害の除外

³⁰ 2016年法のEXPLANATORY NOTE (<https://www.legislation.gov.uk/ukdsi/2016/9780111143773/note>) 参照。そのほか、Hogan Lovells, Biggest change to the UK nuclear liability regime for 50 years expected on 1 January 2022 “newsletter (August 2021) (https://www.hoganlovells.com/-/media/hogan-lovells/pdf/2021-pdfs/2021_08_30_article_changes_to_liability_for_nuclear_installations.ashx) 参照。

³¹ 施設国ではない国での裁判において、通常的不法行為責任が追及される可能性があることについては、道垣内正人「国境を越える原子力損害についての国際私法上の問題」早稲田法学87巻3号(2012年)131頁参照。この点は、World Nuclear News, 7 March 2017(<https://world-nuclear-news.org/Articles/Changes-to%20A0UK-nuclear-liability-regime>)でも指摘されている。

改正パリ条約6条(e)が国内法で定めれば可能としていることを受けて、損失又は損害が故意又は重大な過失による行為に起因すべき場合に補償金額を減少させる旨定めている（13条(6)(7)）。

iv. 消滅時効

改正パリ条約8条(a)(i)により、死亡・身体障害に係る損害賠償請求権の消滅時効を30年と定めたことを受け、身体障害に係る損害賠償請求権の消滅時効を事故発生時から10年から30年に引き上げている（15条(3)）。その他の請求権の消滅時効期間は改正パリ条約8条(a)(ii)において10年のままとされているので、2016年法でも10年とされている（15条(1)）。なお、改正前のパリ条約8条(b)では、盗取、紛失、投棄又は廃棄された核物質に係る事故の場合の損害賠償請求権の消滅時効は事故発生時から10年の期間を算定するが、盗取等の時から20年を超えることはできないとされていた。しかし、改正パリ条約ではこの規定は削除されたため、1965年法でもこの特則は削除された。

v. 責任限度額

改正パリ条約7条(a)により、原子力事業者の原子力損害に係る責任限度が最低7億ユーロとされたことを受け、英国の2016年法では、2020年は7億ユーロ相当額とされている（16条(1)(f)）。ただし、その後、1年に1億ユーロずつ増額され、5年間をかけて12億ユーロ（1ユーロ=130円で約1,560億円）相当額とするとされている（16B条）。すなわち、改正ブラッセル補足条約により、改正パリ条約の最低責任額7億ユーロの次の第2段階として12億ユーロまでは事故を起こした施設の所在国が補完し、その上の第3段階として最大3億ユーロまでの額が条約による基金により補完するという仕組みとなっていることを前提に、5年間経過後には、英国の公的基金による第2段階の補完をなくすことが意図されている。

なお、改正パリ条約7条(b)が定めている低リスク原子力施設についての責任限度額に従い、低レベル施設の場合は7,000万ユーロ相当額、中レベル施設の場合³²は1億6,000万ユーロ相当額、原子力物質の運送の場合は8,000万ユーロ相当額とされている（16条(1)(a)-(e)）。

³² BEIS（Department for Business, Energy & Industrial Strategy：ビジネス・エネルギー・産業戦略省）は、2018年1月、「中レベル施設」とは、次のものをいうとしている。

(a) former nuclear power generating sites that have been permanently defueled and the spent fuel is stored in accordance with relevant good practices;

(b) site which store radioactive material where the radionuclide inventory is greater than the threshold criteria for low risk sites, but are not sites for the storage of highly active radioactive waste (e.g. waste from processing used nuclear fuel);

(c) nuclear fuel fabrication plants (does not include plants manufacturing fuel from plutonium or plutonium mixtures);

(d) uranium enrichment facilities;

(e) the national repository for low level waste – as it is a licensed nuclear site (rather than a relevant disposal site);

(f) plants for the manufacture of radioactive isotopes for industrial, chemical, agricultural, medical or scientific purposes; or

(g) sites that no longer serve one or more of the purposes set out in paragraphs (c) to (f) above, and are being decommissioned.

vi. 公的基金からの拠出

改正ブラッセル補足条約を受け、事業者の責任限度を超える損害が発生した場合の損害賠償のため、公的基金から、同条約締約国における損害については15億ユーロ（約1,800億円）相当額まで拠出し、その他の場合には7億ユーロ相当額まで拠出とするとされている（16条(3)(3A)(3B)、18条(1)(1A)）。

vii. 外国政府の原告適格

改正パリ条約13条(g)(i)が、他の締約国政府が当該国の国民・居住者のために訴訟を提起することができるようにする義務を課していることを受け、2016年法は、自国の国民・居住者のために外国政府が英国での訴訟の当事者となることを認めることとし（17D条）、逆に、パリ条約の他の締約国における訴訟において、英国国民・英国居住者のための訴訟を提起することを国務大臣に与えることとしている（17E条）。

viii. 国による賠償措置の補完

事業者は損害賠償の支払いに備えて保険等により資金を確保する義務があるところ（19条(1)）、事業者がその義務を果たすことを可能とするため、国務大臣は保険・再保険契約又は保障を提供する特別のアレンジをすることができることとしている（19A条）。これは、賠償範囲・期間等の拡大のために保険市場が対応できない場合に備えて、国が補完的な機能を果たすことができるようにするものである。

ix. 過去の原子力事故との区別

核物質が7条(1B)（7B条、8条又は9条により適用される場合を含む）、10条(1)又は11条に該当する原子力事故（“occurrence”）の結果として特定の時にある地に所在している場合、当該時点に当該地に当該物質が所在することも、当該時点の当該物質が作り出す影響も、いずれかの条項に該当する別の原子力事故（“a separate occurrence”）とは扱わないとの規定を新設した（26条(2A)）。

これは、既述のMagnohard判決（2004年のスコットランド最高裁判決）を覆すための規定である。この判決では、ある地で核物質が微量でも見つかった場合、見つかるごとに別個の原子力事故と扱うとされた。しかし、これでは、古い原子炉のサイトに隣接して新しい原子炉が設置されるのが通常である中、新設する原子炉の事業者が原子力事故の責任になりかねないと考えられた結果、この判決の考え方を否定する改正がされた。別個の原子力事故と扱わないことにより、何らかの損害が発生した場合に責任を負うべきは古い原子炉の事業者であり、また、請求権の消滅時効の起算点は原子力物質が発見された時点ではなく、古い原子炉の事故の時点となる。

VI おわりに

英国では、旧パリ条約（1960年）・ブラスセル補足条約（1963年）の批准に伴い1965年の原子力施設法により原子力損害賠償責任を規律してきたところ、旧パリ条約・ブラスセル補足条約を改正する2004年の改正議定書ができ、これらを旧条約の批准のための国内法改正を2016年には完了していた。しかし、旧条約の各締約国の既存の原子力事業者・保険会社がハードルを越えること、すなわち改正議定書の定める賠償額を担保する措置をとる義務がなかなか満たすことができず、時間を要していた。そして、2022年1月1日に上記の2つの改正議定書が発効し、英国は2016年法を施行して57年ぶりに新しい原子力法制に移行した。

本稿は、英国の原子力損害賠償法制に関係する若干の事項を踏まえて、新しい法制度の中の若干の規定がいかなる意味を有するのかを解説した。本稿が、原子炉の新設を視野に入れた原子力損害賠償法制のあり方を考えるうえで少しでも参考になれば幸いである。

* 2022年4月5日脱稿

第 2 章

原発事故に関する電力会社取締役の対会社責任 ——東京電力株主代表訴訟事件第1審判決について

東京大学大学院法学政治学研究科教授

藤 田 友 敬

I はじめに

本稿は令和4年7月13日に東京地裁において下された東京電力株主代表訴訟事件第1審判決¹（以下、「本判決」とする）について検討するものである。本判決では、福島第一原子力発電所事故当時に当時の東京電力株式会社（以下、「東電」とする）の取締役であった4名に対して13兆3210円の損害賠償を命じた。筆者は原子力事業者の取締役の会社に対する責任について、かつて検討したことがあるが²、本判決には興味深い点が数多く見られるので、あらためてこの問題を取り上げることとしたい。

本判決には異なる法的論点が含まれている。第1に、取締役の善管注意義務違反の判断枠組み及び具体的な認定についてである。第2に、任務懈怠と損害の間の因果関係の問題がある。この点に関しては、本判決の約1か月前に出された、福島原発事故について国家賠償法上の責任を否定する最高裁判決との関係が注目される³。第3に損害論との関係では、理論的には損益相殺の問題がある。最後に、本判決では問題とされていない原子力の損害賠償に関する法律（以下、「原賠法」とする）上の論点も存在する。本判決に関する評釈・コメント類においては、善管注意義務違反の認定にばかり注意が向けられがちであるが⁴、それ以外の論点も含めた包括的な検討が必要であることには注意が必要である。

II 事案

1. 当事者

原告Xらは東京電力の株主であり、平成23年11月15日、東京電力の監査役に対して、同社の取締役に対する責任追及の訴えを提起することを請求した。監査役は責任追及訴訟を提起せず、不提訴理由通知書により責任を否定したため、原告らは、平成24年3月5日、株主代表訴訟を提起した。その後、当初の被告とされた取締役のうち一部に対する訴えは取り下げられ、最終的にはY₁～Y₅の5名が被告となっている。このうちY₁、Y₂は、本件事故時におい

¹ 東京地判令4・7・13判例時報2580・2581号5頁。

² 藤田友敬「原子力発電所の事故をめぐる会社法上の問題——取締役の責任を中心に——」日本エネルギー法研究所編『原子力損害賠償法制の課題の検討—2015～2016年度 原子力損害賠償法制の課題検討班報告書—（JELI R- No.139）』（日本エネルギー法研究所、2019年）1-16頁。

³ 最判令4・6・17集民268号37頁。

⁴ 本判決に関するコメント・評釈・研究として、伊藤雄司「東京電力原発事故株主代表訴訟」法学教室508号（2023年）130頁、酒巻俊之「株主代表訴訟の機能と東電株主代表訴訟判決の検討」Monthly Report173号（2023年）18頁、松澤香「商事紛争／東京電力株主代表訴訟」ビジネス法務23巻3号（2023年）70頁、水川聡「役員の善管注意義務違反の認定にみる実務上の留意点」ビジネス法務22巻12号（2023年）118頁、弥永真生「経営判断原則からの事実上の離脱？——東京電力株主代表訴訟東京地裁判決」資料版商事法務461号（2022年）3頁、弥永真生「原子力発電所を有する会社の取締役の任務懈怠」ビジネス法務22巻12号（2023年）113頁、山田泰弘「振り上げた『拳』の大きさ——東京地判令和4年7月13日判決（東京電力ホールディングス株主代表訴訟）」法律時報94巻11号（2022年）4頁。

て、各々代表取締役会長⁵、代表取締役社長⁶として、東京電力の責任者の立場にあった。Y₃～Y₅は、いずれも本件事故前に、東京電力の取締役兼原子力・立地本部長、副本部長等の立場から、福島第一原発の安全性に関する職務を担っており、特にY₄は、常務取締役原子力・立地本部副本部長時代に、本件訴訟における最も重要な決定を行った者である（なおY₃はY₄の前任として、Y₄による決定が行われた当時取締役副社長（業務全般担当）原子力・立地本部長であり、Y₅はY₄の後任として、本件事故時において、常務取締役原子力・立地本部副本部長であった）。

2. 事案の概要

本判決との関係で裁判所が認定した事実は膨大であるが、その中で特に重要と思われる事実関係を、時系列に沿って示しておこう。

平成14年7月31日、地震調査研究推進本部（地震本部）⁷の公表した文書で、正式名称は「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（以下、「長期評価」とする）を公表した。長期評価は、三陸沖北部から房総沖の日本海溝沿い領域について、領域内のどこでもM8クラスのプレート間大地震（津波地震）が発生する可能性があり、今後30年以内の発生確率は20%程度、今後50年以内の発生確率は30%程度と推定され、また、特定の領域（約200km）では、今後30年以内の発生確率は6%程度、今後50年以内の発生確率は9%程度と推定されるとした。長期評価の見解は、震源域について、1896年明治三陸地震についてのモデルを参考にし、同様の地震は三陸沖北部から房総沖の日本海溝沿いの領域内のどこでも発生する可能性があると考えたとしていた。

平成20年2月26日、東電土木グループは、耐震バックチェックでの想定津波の評価について、長期評価の見解を採用し、明治三陸地震の波源を置いて津波評価技術の手法による詳細パラメータスタディを行った上で行う方針をとった。これを受け、東電設計株式会社（東電設計）が、津波評価技術で設定された1896年明治三陸地震による津波の断層モデル（波源モデル）を用い、これを福島県沖日本海溝沿い領域に置いた場合に福島第一原発に襲来する津波の高さを津波評価技術の手法によって計算した結果を報告した（以下、「明治三陸試算」とする）。これによると、福島第一原発における津波高の最大値が、各号機のポンプ位置（4m盤）の津波高で、O.P.+8.4m～O.P.+10.2m、敷地南側の津波高でO.P.+15.707mであり、主要施設の敷地（10m盤）まで遡上する結果となるというものであった。

⁵ 平成14年代表取締役社長、平成20年6月代表取締役会長。

⁶ 平成20年6月代表取締役社長。

⁷ 地震本部とは、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を契機に、全国にわたる総合的な地震防災対策を推進するため、地震防災対策特別措置法が制定され設置されたもので、その下に関係機関の職員及び学識経験者から構成される政策委員会と地震調査委員会が設置され、さらに、地震調査委員会の下には、長期評価部会等が設置されていた。

平成20年6月10日、東電土木グループは、Y₄に対し、耐震バックチェックに長期評価の見解を取り込まざるを得ないことを理解してもらうことを主眼として、明治三陸試計算結果や概略的に検討してきた対策工（防波堤や防潮堤、防潮壁等）の検討結果について説明するとともに、必要な対策の方針を説明して、その了承を得ることを目的として会議を行った。

平成20年7月31日、東電土木調査グループがY₄に対し、福島第一原発の津波対策について説明し、これを受けY₄（当時常務取締役原子力・立地本部副本部長）が、①長期評価の見解が存在することを考慮に入れた上で、確定論（決定論）的津波評価手法においても、福島県沖日本海溝沿い領域に波源を設定すべきか否か、設定すべきとした場合にいかなる断層モデル（波源モデル）を設定するか等について検討する、②長期評価の見解も踏まえた上で、福島県沖日本海溝沿い領域における地震の取扱いについて、土木学会・津波評価部会に検討を委託する、③土木学会・津波評価部会による検討の結果が提示されるまでの間は、耐震バックチェックの最終報告も含め、従前の津波評価技術に基づいて、津波に対する安全性評価を行う、④土木学会・津波評価部会による検討の結果、新たな見解が提示されれば、それに従って改めて安全性評価を行い、何らかの対策が必要と判断されれば、速やかに当該対策を実施する、⑤上記①～④の方針について、専門家に説明し、これらの方針に問題がないか確認する」との趣旨の方針の決定を行った（以下、「Y₄決定」とする）。

平成20年8月22日、延宝房総沖試計算、平成20年11月12日に貞観試計算が出された。

平成21年2月11日、中越沖地震対応打合せ（中越沖地震対応打合せには、社長や会長が出席することから、通称として「御前会議」と呼ばれていた。以下、「御前会議とする」）が開催され、Y₁～Y₅が出席した。）

平成21年4月頃、原子力設備管理部長がY₃に対し、長期評価の見解及び津波評価技術の手法の考え方等を整理した上、明治三陸試計算結果の津波高15.707mは、長期評価の見解を前提として、津波評価技術の方法により算出したものであること、貞観試計算結果は、9m程度の津波高であったことを説明した。なお、被告Y₃は、福島第一原発の津波評価が津波評価技術の方法に基づきなされていたことは、上記説明前から認識していた。

同部長は、上記説明において、長期評価の見解は、福島県沖に津波地震が起きる具体的な根拠がなく、自ら信頼性を4段階の下から2番目とし、その評価について研究者の間で意見が分かれていること、また、明治三陸試計算結果は、当該領域と異なる領域の津波を当てはめて計算したもので設計的に取り扱えるものではないことから、土木学会に検討を依頼することとしたいと説明した。

平成21年6月11日、東京電力は、土木学会・津波部会に対し、長期評価の見解を踏まえた波源等にかかる研究の委託を申請した。

平成22年8月、東京電力土木調査グループ等が「福島地点津波対策ワーキング」を設置した。第1回会議においては、東電土木調査グループから、福島第一原発の津波高は、新知見

を踏まえると、O.P.+10.2mとなる旨、土木側の対策として防潮堤設置を検討していたが、発電所設備は守れても周辺の一般家屋等に影響があるのは好ましくないとの社内上層部の意向があり、設備側での対応が必要との報告がなされた。機器耐震技術グループ（電計班）からは、長期評価の見解に基づくO.P.+10m以上の津波には、既存の非常用海水系電動機は、機能を維持できないため、水密化電動機の開発について実現性の可否を含めて検討中である、O.P.+約10mの津波の衝撃力に対する電動機およびポンプの耐力評価を行ったところ、耐えられないとの結果であり、水密化電動機を採用する場合には、防波堤、防護壁並びに建屋等の津波衝撃力緩和策及び漂流物防止策も同時に実施することが必須であるという報告がなされた。建築耐震グループからは、福島第一原発及び福島第二原発の建屋扉の水密化について、福島第一原発では、非常用ポンプが4m盤に露出して設置されており、対策が必要である旨、福島第二原発では、津波評価技術刊行時に、非常用ポンプがある熱交換器建屋の1階部分の扉の水密化を実施したが、今回の10m津波に対しては、2階部分のシャッターやガラリへの対策が必要であるとの報告がなされた。

平成23年3月7日、保安院によるヒアリングが行われた。この際に、東電から、明治三陸試算結果や延宝房総沖試算結果が保安院に初めて示された。保安院側からは、事業者には何らかの要請をする可能性もある旨、東北電女川原発のバックチェック最終報告の審議の中で、貞観津波の検討を指摘される可能性があり、福島第一原発に波及しかねず、保安院から東京電力に対し口頭で検討を要請する可能性もある旨、比較的強い口調での発言がされた。さらに、保安院側から、地震本部の公表による最悪の場合を想定した場合、対策工はできるかとの質問があり、福島第一原発のバックチェックの審議中に津波評価技術の改訂がされた場合、津波対策が完了していないと即アウトになりかねないので、改訂の前にバックチェック最終報告を提出して審議を終えておくか、改訂後に対策を完了してからバックチェック最終報告を提出するかのいずれかにすべきとのアドバイスがあった。

平成23年3月11日、東日本大震災に伴い、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震（本件地震）が発生し、それに伴い東北地方から関東地方北部の太平洋側を中心に広い範囲で大津波が襲来した。本件津波は、福島第一原発の主要建屋敷地まで遡上し、浸水域は主要建屋敷地エリアの全域に及んだ。東京電力（当時の商号は東京電力株式会社）が設置、運転する福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）が破壊され、炉心損傷ないし炉心溶融に至ったこと等により、原子炉から放射性物質を大量に放出する事故（以下「本件事故」という。）が発生した。

3. 本件訴訟の構造的な特徴

本件は、投資家というよりは原発反対運動の立場から株主権を行使し続けてきたいいわゆる運動型株主が、そのような運動の一環として取締役の責任追及を行う訴訟である。被害者の

立場から取締役の責任を追求する場合、会社法429条や民法上の不法行為責任を追及する方が自然であるが、原賠法4条1項の定める責任集中により、原子力事業者以外の者への責任追及はできないため、取締役の会社に対する責任を追及する株主代表訴訟が選択されることとなった⁸。原賠法上の責任集中によって、本来の経済実質とはややずれた構図が作り出されたことになる。もちろん、通常の株主とは異なった動機あるいは利害関係に基づいて提起された株主代表訴訟だとしても、そのことから直ちに請求が棄却されたりすることはないが、後述の通り、問題とされる取締役の義務内容が特殊なものとなるという形で影響を与えている。

Ⅲ 取締役の善管注意義務違反

1. 原発事故を防止するため必要な措置をとる取締役の義務

(1) 本判決の論理構造

①総説

まず本判決は、被告取締役の善管注意義務の判断の前提として、福島第一原発の安全性確保について東京電力に対して負う取締役としての善管注意義務について、次のような一般論を述べる。

「原子力事業者である東京電力の取締役であった被告らが、最新の科学的、専門技術的知見に基づく予見対象津波により福島第一原発の安全性が損なわれ、これにより周辺環境に放射性物質が大量放出される過酷事故が発生するおそれがあることを認識し、又は認識し得た場合において、当該予見対象津波による過酷事故を防止するために必要な措置を講ずるよう指示等をしなかったと評価できるときには、当該不作為が会社に向けられた具体的な法令の違反に該当するか否かを問うまでもなく、東京電力に対し、取締役としての善管注意義務に違反する任務懈怠があったものと認められるということになる。」（本判決第3章第1節第2・4判例時報2580・2581号34頁）。

⁸ 株主代表訴訟の原告代理人は、提訴理由について、次のように説明している。

「通常、取締役の違法行為によって損害を受けた第三者は、その会社とともに、取締役個人に対しても、損害賠償を求める訴訟を起こすことができる。例えば、化学工場で毒物を外部に垂れ流したようなケースが該当する。しかし、原発事故の場合、原子力損害賠償法は電力会社のみに責任を集中させる。今回の福島第一原発の事故で、どんなに被害が大きく、どんなに被害者が怒り、『責任のある取締役個人に直接賠償させたい』と思っても、シャットアウトされる仕組みなのだ。そこで、責任の追及と再発の防止という大きな目的のために、私たちは株主代表訴訟という制度を利用することにした。判決が取締役の違法行為を認定し、会社に生じた損害を賠償するように命じれば、誰の責任かが明確になる。たとえ請求している全額の賠償が認められないとしても、まず原発事故の責任がどこにあったのか、どれほどの被害が生じたのかを、司法の場ではっきりさせる意味は極めて大きい」（河合弘之『東電株主代表訴訟 原発事故の経営責任を問う』（現代人文社、2012年）11-12頁）。

この一般論は、一見常識に合致する当然の言明のようにも見えるが、会社法上はかなり厄介な問題を含んでいる。というのも、株式会社の取締役は、「法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない」（会社法355条。傍点筆者）が⁹、予見対象津波による過酷事故を防止するために必要な措置を講ずるよう指示等をしなかったことが、いかなる意味で「株式会社のため」に善管注意義務を尽くさなかったことになるのか説明が必要だからである。本判決は、両者の間をつなぐ論理として以下のような次元の異なる論拠を掲げる。

②原子力事業者の社会的・公益的義務

まず本判決は、原子力発電所を設置、運転する原子力事業者には、最新の科学的、専門技術的知見に基づいて、過酷事故を万が一にも防止すべき社会的ないし公益的義務¹⁰があり、その取締役は、会社が上記措置を講ずるよう指示等をすべき会社に対する善管注意義務を負うと述べる（本判決第3章第1節第2・2(1)、(3)判例時報2580・2581号34頁）。しかし、株式会社の取締役は、会社に対して善管注意義務（忠実義務）を負うが、会社の利益を離れて社会の利益あるいは公益を図る義務を負っているわけではない。これまでも企業の社会的責任や近時ではコーポレートガバナンスとの関係でESG(Environment, Social, Governance)が説かれたことはあるが、仮に企業が社会的責任等を果たしていないとされても、直ちに取締役の善管注意義務違反に基づく対会社責任が認められたりするわけではない。このように過酷事故を万が一にも防止すべき社会的ないし公益的義務から、ただちに取締役の善管注意義務違反（会社法355条）や任務懈怠責任（会社法423条1項）を基礎づけられるかという疑問が生じることになる。社会的ないし公益的義務だけから結論を導くことが難しいと感じてか、本判決は、さらに以下の点にも言及する。

③法令の定め

本判決は、原子力事業者に原子炉施設の安全性を確保すべき一次的責任があることを当然の前提とすると理解できる法令の定めが存在に触れ、この点も会社が上記措置を講ずるよう指示等をすべき会社に対する善管注意義務を負うことの根拠としている（本判決第3章第1節第2・2(2)(3)判例時報2580・2581号34頁）。

本判決は、原子力事業者の法令上の位置付けに言及することで、取締役の法令を遵守する義務（会社法355条）の延長で取締役会の予見対象津波による過酷事故を防止する義務を捉

⁹ なお「忠実に職務を行わなければならない」という文言で表現される、いわゆる忠実義務は善管注意義務と同じ内容であると理解されている（最判昭45・6・24民集24巻6号625頁）。

¹⁰ 判旨は、このような義務の根拠として、最判平4・10・29民集46巻7号1174頁（伊方原発訴訟上告審判決）を引用する。ただし、同判決は原子力事業者の義務・責任について述べているわけではなく、本判決の論旨を導く論拠として援用できるか疑問がある。なお判決は原子力災害特別措置法、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規法）、電気事業法、原子力損賠賠償保障法（原賠法）等の条文も論拠としている。

えようとするものかもしれない。ただ、法令違反は善管注意義務とは異なる性格の請求原因なので¹¹、法令の定めが存在が、いかなる論理によって法令違反がない場合の善管注意義務を基礎付ける論拠となるのかという疑問が生じる。あるいはこれらの法令は②で述べた原子力事業者の社会的・公益的義務の傍証として言及されたものかもしれず、もしそうだとすれば独立の意味はないことになる。

④会社の負う賠償責任等

本判決は、原発事故が生じた場合に原子力事業者は原賠法に基づき莫大な賠償責任等を負い、その存続の危機に陥ることになるから、会社にそのような賠償責任等を負わせないよう必要な措置を講ずるよう指示等をすべきであることにも言及する（本判決第3章第1節第2・3判例時報2580・2581号34頁）。原発事故の発生が会社ひいては株主の利益を害すること取締役の予見対象津波による過酷事故を防止する義務の根拠を求めることは、取締役が会社の利益を最大化させるために善管注意義務を尽くすという一般的な命題の枠内に収まるという意味では理論的には無理のない説明ではある。しかし、会社・株主の利益という観点からの説明をすると、過酷事故の防止も一般的な経営判断と異ならないことになりそうなものであるが、そうすると本判決が述べる前述の善管注意義務違反を認定するための判断枠組みとどう調和するかという疑問が生じる。

⑤小括

以上の通り、本判決は、最新の科学的、専門技術的知見により津波の発生が予見できる場合に当該予見対象津波による過酷事故を防止するために必要な措置を講ずるよう指示等する義務を導くに当たって掲げる視点は、いずれもそれ自体としては十分な根拠付けになるとは言えず、また相互の関係も必ずしも明らかではないため、これらを同時に掲げることで理論的な説得力が増すとは言えない。そういう意味では、本判決の説く原子力事業者の取締役の義務内容は、少なくとも理論的には未消化な部分が残ることは否定できないように思われる。

(2) 株主利益最大化とは異なる行動をとる取締役の義務

取締役の義務内容は、一般には会社ひいては株主利益の最大化¹²であるとしても、会社・株主の利益を最大化させない行動が法的に求められる局面は、これまでもいくつか認められてきた。前述の法令遵守義務はその一例であるが、取締役の対第三者責任の局面では、会社には損害を与えない形で第三者の利益を害する行為を行った取締役がその任務を怠ったとされるケースが少なくない¹³。法令違反行為とはならなくとも、社会通念上許されないような

¹¹ 取締役の法令遵守義務違反は、当該取締役が善管注意義務を尽くしたか否かを問わず、取締役の会社に対する責任を発生させる。最判平12・7・7民集54巻6号1767頁。ただし、取締役が無過失を立証することで責任を免れる余地は認められている。

¹² 正確には、集団としての株主全体の利益の最大化である。

¹³ 例えば、倒産間近な企業が履行見込みのない取引に入った場合には、会社法429条に基づく取締役の対第三者責任が認められた例が多い（岩原紳作編『会社法コンメンタール第9巻』（商事法務、

方法で会社・株主の利益を図ることが取締役の任務懈怠とされる場合は存在してきたわけである。またマネジメント・バイアウトの局面で、少数株主の株式を公正な価格より安い価格で取得することは取締役の義務（公正価値移転義務）に反し、任務懈怠とされるとする下級審裁判例¹⁴があるが、これも会社（株主全体）の利益にかなう行為であるにもかかわらず、任務懈怠が認められた例である。また傍論ではあるが、経済的に破綻した会社の取締役の義務に関して、「破綻の危機に瀕している企業が状況打破のために冒険的、投機的な経営をすることも株主との関係ではときに正当化されることがあるとしても、第三者である取引先との関係では、単に危険な取引を強いるだけで、これを合理化する根拠はな」く、「第三者との関係においては、経営が逼迫している状況下では、その損害を回避するため、事業の縮小・停止、場合によっては破産申立をすべきではないかを慎重に検討する必要がある」（傍点筆者）と述べた下級審裁判例¹⁵がある。会社の財務状態次第で、株主利益最大化と企業価値最大化が異なった行動を要請する場合に、株主利益を最大化させても任務懈怠が認められる例である。さらに刑事事件ではあるが、典型的に巨大な負の外部性を伴う企業活動を行う企業の経営者の決定について、経営判断原則の適用を制限し幅広い裁量を与えることを否定した判例がある。最判平成21年11月9日刑集63巻9号1117頁では、実質倒産状態にある融資先企業グループの各社に対し、客観性を持った再建・整理計画もないまま、赤字補てん資金等を実質無担保で追加融資したことについて、銀行の代表取締役頭取の特別背任罪が追及された。最高裁は、「銀行業が広く預金者から資金を集め、これを原資として企業等に融資することを本質とする免許事業であること、銀行の取締役は金融取引の専門家であり、その知識経験を活用して融資業務を行うことが期待されていること、万一銀行経営が破たんし、あるいは危機にひんした場合には預金者及び融資先を始めとして社会一般に広範かつ深刻な混乱を生じさせること等を考慮すれば、融資業務に際して要求される銀行の取締役の注意義務の程度は一般の株式会社取締役の場合に比べ高い水準のものである」（傍点筆者）とし、「経営判断の原則が適用される余地はそれだけ限定的なものにとどまるといわざるを得ない」と述べた。最判平成21年11月9日は、あくまで取締役の裁量が制約されることを述べたにとどまるが、巨大な負の外部性を伴う企業活動を行う企業の取締役の義務の内容として、会社・株主の利益の最大化以外の観点が入ることがあるのも、その延長と捉えることができるように思われる。

このように、株主利益最大化にかなうにもかかわらず任務懈怠とされる取締役の行為があること自体は、従来の裁判例からうかがえたのであるが、その内実はこれまで十分に整理さ

2014年）357-358頁（吉原和志）参照）。ここでは、会社・株主はむしろ利益を得ているにもかかわらず、取締役の任務懈怠が認められていることになる。

¹⁴ 東京高判平25・4・17判タ1392号226頁、大阪高判平27・10・29判例時報2285号117頁。

¹⁵ 福岡高判平11・5・14判タ1026号254頁。

れ、類型化されてきておらず、その外延も不明確であった。本判決が予見対象津波による過酷事故を防止するために必要な措置を講ずる取締役の義務の根拠付けに苦慮したのは、そのことの反映であろう。

(3) 理論的な整理：制約条件的株主利益最大化と「制約条件」の内容

(2)で述べた問題を整理すると次のようになる。現行法上、取締役には課されている法的義務を抽象的に表現するなら、制約条件付き¹⁶の株主利益最大化¹⁷であり、これを守らなかった場合には、取締役は任務を怠ったとして会社法上の責任を負う¹⁸。株主利益最大化に課される外在的制約である「制約条件」の内容を過不足なく示すことはできないが、少なくともこれまでの裁判例から窺われるものとして、(a)法令違反行為¹⁹、(b)特定の法令に違反しないが不法行為となりうるような不当な行為²⁰、(c)特定の法令に違反せず、それ自体として不法行為となりうるようなものではないが外部性の高い行為²¹、(d)財産状態が悪化した状況のもとで株主の利益において債権者を害することで企業価値全体は下げるような行為²²、(e)株主間の利益の移転をもたらすような行為²³がある。そして判例によると、これらの制約条件のうち(a)の遵守は善管注意義務とは別次元の要請であり、その違反は直ちに任務懈怠になる²⁴のに対して、(b)から(e)については、これらの制約条件を遵守するように善管注意義務を尽くすことが求められ、善管注意義務違反がある場合にはじめて任務懈怠になる。(1)で引用した本件判旨の問題は、株主利益最大化にかかわる部分（(1)④）と「制約条件」に関わる部

¹⁶ ここでの「制約条件」には、それを無視してまで株主利益の最大化をしなくてもよいという側面と、それを無視した株主利益の最大化をすることが取締役の義務違反として会社法上の責任に結びつくという側面の双方がある。

¹⁷ 大杉謙一「ソフトローと取締役の義務——東京電力代表訴訟事件・東京地裁判決を参考に——」商事法務2341号（2023年）4頁も、取締役の義務について類似の枠組みを提唱する。なお、ここでいう株主利益というのは株主全体の利益を指す。これをどのようなスパンで考えるかという問題があるが（中長期的利益か短期的利益か、そもそも両者に矛盾があるか等）、本稿の内容からははずれるので、省略する。

¹⁸ ここでいう会社法上の責任は、会社法429条に基づく対第三者責任のみならず、会社法423条に基づく対会社責任も含まれる。株主利益を最大化させているにもかかわらず会社法423条の責任が生じるのは、取締役の行為がもたらす結果の不確実性による。すなわち期待値としては株主利益を最大化させる行為が「制約条件」に反する場合であっても、株主あるいは会社に損害が発生する場合があります。そのような場合には対会社責任が発生する（もちろん、その際には無条件に結果責任が課されるわけではない）。

¹⁹ 最判・前掲注(11)参照。

²⁰ 倒産間近な企業が支払見込みのない取引に入った場合（岩原・前掲注(13)参照）のほか、たとえば名誉を毀損する記事を掲載した週刊誌を発行した出版社の取締役の任務懈怠責任が認められた例（東京地判平21・2・4判例時報2033号3頁）等はこれに該当する。

²¹ 最判平21・11・9はこの類型に該当する。

²² 福岡高判平11・5・14日判1026号254頁が抽象論として指摘する行為はこの類型に該当する。

²³ MBOにおける公正価格移転義務にかかる裁判例（最判・前掲注(11)参照）はこの類型に該当する。

²⁴ ただし帰責事由は要求されるため、取締役側が無過失を立証することで責任を免れうる。最判平12・7・7・前掲注(11)。

分（(1)③④）²⁵とを併記し、また「制約条件」に関わる部分の内実を社会的・公益的義務という語と法令への言及で曖昧に根拠付けてしまったことにある。そして従来の裁判例を前提とするなら、本件にとって最も重要な要素を(c)と捉えた上で、これを中核として取締役の義務を論じるべきであったように思われる。

2. 善管注意義務の判断の手順

(1) 総説

本判決は、善管注意義務違反の有無に関する具体的な判断手順として、①長期評価の見解及びこれに基づく明治三陸試計算結果に相応の科学的信頼性が認められるかを検討し、②（①が肯定される場合）東京電力の代表取締役・原子力担当の取締役が長期評価の見解及びこれに基づく明治三陸試計算結果を認識し、又は認識し得たかを判断し、③（②が肯定される場合）通常は、明治三陸試計算結果の津波が福島第一原発1号機～4号機に襲来することを想定し、そのような津波が襲来しても、全電源喪失により炉心損傷ないし炉心溶融に至り過酷事故が発生することを防止するための対策を講ずべき義務があったものといえることができるが、この義務を果たしていたかを検討する²⁶。以下、各々について簡単に見ておこう。

(2) 長期評価の見解及びこれに基づく明治三陸試計算結果の信頼性

①具体的な検討要素

本判決は、長期評価について、地震本部の目的ないし役割、そのメンバー構成及び長期評価の特徴、その決定の手続等を勘案して、理学的に見て著しく不合理であるにもかかわらず取りまとめられたなどの特段の事情のない限り、相応の科学的信頼性を有する知見とする²⁷。その上で、被告側の、(i)地震学における有力な異論の存在、(ii)津波評価技術の存在、(iii)地震本部自らが長期評価の見解の信頼度をCとしたこと、(iv)地震研究者等からの批判等があったこと、(v)中央防災会議専門調査会の報告や、地方公共団体の防災対策に取り込まれていなかったこと、(vi)保安院も安全審査に取り込む必要性を認めておらず、(vii)独立行政法人原子力安全基盤機構(JNES)のクロスチェックにも取り込まれなかったことに照らすと、津波の予見可能性を生じさせる信頼性があったとはいえないという各主張について、個別に

²⁵ なお近時、外部性が生じる行為を会社・株主への影響という形で考慮する見解があることについて、後藤元「取締役の義務、経営判断原則、そしてステークホルダーの利益」松井秀征ほか編『商法額の再構築 岩原紳作先生・山下友信先生・神田秀樹先生古稀記念』（有斐閣、2023年）204-209頁。

²⁶ なお、本件における取締役会決定を意思決定バイアスという観点から分析するものとして、青谷賢一郎＝飯田高「津波対策を指示しなかった不作為と「集団浅慮」（東京地判令和4年7月13日 LEX/DB25593168）」ビジネス法務23巻10号（2023年）50頁がある。

²⁷ なお科学的信頼性という観点が裁量を大きく制約する点で、国家賠償訴訟の高裁判決（東京高判令3・2・19（平成29年（ネ）第5558号、平成30年（ネ）第2640号））と共通する点がある旨の指摘として、松井智予「東京電力株主代表訴訟はESGに係る経営陣の責任を変容させるか——前田陽一『環境規制と訴訟——民事訴訟（原子力）』を読んで——」商事法務2317号（2023年）5-6頁参照。

丁寧に検討し、全て否定している（本判決第4章第2節第2・3～5判例時報2580・2581号92～102頁）。

本判決の認定について、網羅的に検討することはしないが、若干の論点について触れておこう。

②長期評価の見解の信頼度

第1に、地震本部自らが長期評価の見解の信頼度をCとしたことの意味である。地震本部は、平成15年3月24日、長期評価の見解について、発生領域の評価の信頼度をC、規模の評価の信頼度をA、発生確率の評価の信頼度をCとしたことを公表した。発生領域の評価の信頼度Cというのは、発生場所を特定できず、地震データも少ないため、発生領域の信頼性はやや低いことを意味するものとされ、発生確率の評価の信頼度Cというのは、想定地震と同様な地震は領域内で2～4回と少ないことから、ポアソン過程で発生確率を求めた場合において、発生確率の値の信頼性はやや低いことを意味する。

本判決は、長期評価の見解は、地震や津波などの自然現象に関する知見というものが、その原因や現象の解明や理解が日々進んでいるものであって、不確定なことも多く、全てが明らかになっているとは到底いい難いという状況にあることを踏まえつつ、地震本部において、集められた多数の地震学等の専門家の当該時点における理学的な知見の最大公約数的な立場で取りまとめられたものであることに照らせば、信頼度Cであることをもって、相応の科学的信頼性を有することが否定されるものではないとする（本判決第4章第2節第2・4（3）判例時報2580・2581号97～98頁）。

③明治三陸試計算の信頼性

次に、明治三陸試計算の信頼性であるが、被告側は、1896年明治三陸地震の波源モデルを、仮想的に福島県沖の日本海溝沿い領域に置いて行ったものであって、何らかの明確な理論的根拠があるものではなく、試行的な計算の域を出ないものであるから、福島第一原発に襲来する津波を予見することを可能とするようなものではなかったとして、明治三陸試計算結果の信頼性を否定する。これに対して、本判決は、長期評価の見解は、三陸沖北部から房総沖の日本海溝沿い領域内のどこでも1896年明治三陸地震と同様の津波地震が発生する可能性があるとするものであり、科学的信頼性が認められる長期評価の見解に従えば、1896年明治三陸地震の波源モデルを福島県沖日本海溝沿い領域に置いて津波高の計算を行うことが求められるという（本判決第4章第2節第2・6判例時報2580・2581号102～104頁）。

④科学的信頼性の意味

筆者は地震に関する専門的知見を有するわけではないので、②③について、裁判所及び被告の主張のいずれが正しいかについての評価は控えたいが、「科学的信頼性」の理解をめぐって、被告・東電側と本件裁判所の間に認識の齟齬があると思われる。この事件において問題となるのは、あくまで取締役の善管注意義務の前提としての信頼性であり、本判決はその

ような意味合いで「信頼性」とか「科学的信頼性」という表現を用いる。その場合、長期評価や明治三陸試算は、当面は存在しないかのように扱って新たな対策を一切とらないことが正当化されるような存在かという意味での信頼性の有無が問われることになる。

これに対して、被告側が「科学的信頼性」がないと主張する場合には、通常の科学研究において使われる意味での信頼性を念頭においているように見える。専門家の中には異論があるという意見や用いられているモデルに限界があるというのは、いずれもこの観点から見た「信頼性」にかかわるものである。しかし、そのような意味合いでの信頼性を備えていないため科学の世界において確立した見解とまでは言えないとしても、この事件のコンテキストで裁判所が問題にしている意味での信頼性が欠けることには当然にはならない。自然科学の世界での厳密さを前提とした信頼性と特定の法律関係で要求される信頼性のギャップやそれに起因する議論のすれ違いは、色々な局面であられるが、本件もその例の一つのように思われる。

(3) 過酷事故が発生することを防止するための対策を講ずべき義務を果たしたか

長期評価の見解及びこれに基づく明治三陸試算結果が認識可能であるとして、取締役の判断は善管注意義務を尽くしたものと言えるか。裁判所は、その判断基準として、「原子力発電所の安全性や健全性に関する評価及び判断は、その前提とする自然事象に関する評価及び判断も含め、極めて高度の専門的・技術的事項にわたる点が多いから、原子力発電所を設置、運転する会社の取締役としては、会社内外の専門家や専門機関の評価ないし判断が著しく不合理といえるような場合でない限り、これに依拠することができ、また、そうすることが相当というべきであり、逆に、会社内外の専門家や専門機関の評価ないし判断があるにもかかわらず、特段の事情もないのに、これと異なる評価ないし判断を行った場合には、その判断の過程、内容は著しく不合理と評価されることになるものというべきである。」（本判決第4章第3節第2・2(1)判例時報2580・2581号105頁）と述べる。判旨のこの部分は、一見するとY₄の行為にいわゆる経営判断原則を適用するもののようにも見える。経営判断原則とは、取締役が行った経営上の判断について広い裁量を認め、決定の過程、内容に著しく不合理な点がない限り善管注意義務違反を認めないという考え方であるが、最高裁は「決定の過程、内容に著しく不合理な点があるか否か」という形でこれを定式化しており²⁸、本判決の上記表現はこれを想起させる²⁹。

²⁸ 最判平22・7・15判時2091号90頁は、事業再編計画の策定に関して取締役の善管注意義務が問題となった事案において、「この場合における株式取得の方法や価格についても、取締役において、株式の評価額のほか、取得の必要性、参加人の財務上の負担、株式の取得を円滑に進める必要性の程度等をも総合考慮して決定することができ、その決定の過程、内容に著しく不合理な点がない限り、取締役としての善管注意義務に違反するものではないと解すべきである。」とした（傍点筆者）。

²⁹ 伊藤・前掲注(4)130頁は、「取締役の経営上の判断について裁判例が示してきた枠組みに則ったオーソドックスな判示が示されている」とする。

しかし、本判決の上記引用部分を（これまで判例によって認められてきた意味での）経営判断原則の適用とみることに疑問がある³⁰。本判決が、「会社内外の専門家や専門機関の評価ないし判断が著しく不合理といえるような場合でない限り、これに依拠することができ、また、そうすることが相当というべきであり、逆に、会社内外の専門家や専門機関の評価ないし判断があるにもかかわらず、特段の事情もないのに、これと異なる評価ないし判断を行った場合には、その判断の過程、内容は著しく不合理と評価されることになるものというべきである。」と述べ、取締役自身による判断を強く拘束するのは、通常の経営判断原則とは異質であり、このような判示は経営判断原則を採用する従来の裁判例には見られない³¹。そもそも経営判断原則は経営の専門家である取締役の幅広い裁量的判断に委ね、裁判所がそれを尊重するという考え方であり、上記判旨のように、取締役は素人だから自分で判断せず、外部の専門家の意見に原則として従うべきであるというのは経営判断原則の基本的な発想となじまない。本判決は、取締役の原発の安全性にする評価や措置について経営判断原則を適用するものと理解すべきではない。このためか本判決は、「判断の過程、内容は著しく不合理と評価される」という表現をとりつつも、最判平成22年7月15日を引用していないことにも留意すべきである。

このように本判決の上記引用部分は、本判決が「津波の予測に関する検討をする公的な機関や会議体において、その分野における研究実績を相当程度有している研究者や専門家の相当数によって、真摯な検討がされて、その取りまとめが行われた場合などと同様な程度に、一定のオーソライズがされた、相応の科学的信頼性を有する知見」であると認める長期評価をあえて無視した決定を取締役がすることが善管注意義務となるのはどのような場合かという、特殊で限られた局面を扱う規範について述べたものであり³²、複数の専門家の意見の中からどれをとるかという局面で適用される通常の経営判断原則とは無関係と理解するのが判旨の読み方としては適切だと思われる³³。

なお理論的に見た場合、1(3)で説明した取締役の義務の内容を制約条件付き株主利益最大化と見る立場からは、経営判断原則は、制約条件を遵守した上での株主利益最大化のための

³⁰ 大杉・前掲注(17)21頁、後藤・前掲注(25)191頁。

³¹ 弥永・前掲注(4)「経営判断原則からの事実上の離脱?——東京電力株主代表訴訟東京地裁判決」3頁、弥永・前掲注(4)「原子力発電所を有する会社の取締役の任務懈怠」114-116頁参照。

³² むしろ引用した判示より前の部分において、「理学的に見て著しく不合理であるにもかかわらず取りまとめられたなどの特段の事情のない限り、相応の科学的信頼性を有する知見として、原子力発電所を設置、運転する会社の取締役において、当該知見に基づく津波対策を講ずることを義務付けられるものといえることができる。」（本判決第4章第2節第2・3(3)判例時報2580・2581号95頁）と述べるのに対応していると考えられる。なお大杉・前掲注(17)21頁は、これを「プリンシプル尊重義務」から導かれる裁量の範囲の縮小と説明する。

³³ そうだとすれば、本判決が「その判断の過程、内容は著しく不合理と評価される」といった表現をとる必要はなく、このような表現を用いたことが一部の学説から無用な疑念を生んだように思われる。

方法の選択には適用しやすいが³⁴、「制約条件」を遵守する義務の履行については経営判断原則はなじまないように思われる。

(4) 具体的なあてはめ：Y4の責任

次に、本判決が、Y4の任務懈怠を認定した当てはめを見ることにしたい。Y4について問題とされたのは、(1)長期評価及び明治三陸試算結果の信頼性に対する評価ないし判断、(2)Y4が平成20年7月31日に行った決定（Y4決定）に係る判断並びに(3)ドライサイトコンセプトに基づく防波堤や防潮堤等の対策工に着手するまでの間、明治三陸試算結果の津波と同様の津波が襲来した場合であっても過酷事故に至るような事態が生じないための最低限のいわば弥縫策としての津波対策を速やかに実施するよう指示等をしなかったこと（本件不作為）の三つである。

本判決は、結論としては、(1)について、「Y4が、長期評価の見解及びこれに基づく明治三陸試算結果に相応の科学的信頼性が認められないとした判断は著しく不合理である」、(2)について、「Y4が、平成20年7月31日、土木学会・津波評価部会に長期評価の見解を踏まえた波源等を検討させることとした（Y4決定）判断が、直ちに取締役としての善管注意義務に違反するものということとはできない」とし、(3)について、「Y4決定の結果、ドライサイトコンセプトに基づく防波堤や防潮堤等の対策工に着手するまでに約3年間という相当の長期間を要することとなったのであるから、その間、明治三陸試算結果の津波と同様の津波が襲来した場合であっても1号機～4号機において全交流電源喪失(SBO)及び主な直流電源喪失といった過酷事故に至るような事態が生じないための最低限のいわば弥縫策としての津波対策を速やかに実施するよう指示等をすべき取締役としての善管注意義務があったのに、これを怠ったこと（本件不作為）について、東京電力の取締役としての任務懈怠があった」（本判決第4章第3節第3・2(9)判例時報2580・2581号113頁）とする。要するに本判決は、防波堤や防潮堤等のような大がかりな対策をとるかどうかについては時間をかけて検討してもよいが、長期評価や明治三陸試算結果がある以上、相当長期間手をつけないというのであれば、最低限のいわば弥縫策としての津波対策を実施すべきであり、そのような指示等をすべきであったということにある。

本判決に対しては、Y4の判断は、事件当時の経営者の行動としては決して不自然なものではないという反論が予想されるが、認定されている事実の中には、裁判所の心証を非常に悪する事実が散見される。第1に、東電土木グループの説明等は、むしろ長期評価の見解や長期評価の見解を取り入れて津波対策を実施するという方向であり、Y4は自分の個人的見

³⁴ もちろんこの場合にも、経営判断原則の適用には、利益相反関係が存在しないことをはじめとする種々の制約は存在しうる。

解に従って決定を行っており、むしろ現場の声を無視していると認定されている³⁵。Y₄は、自分達は専門家ではないということを強調する一方、判旨の認定によれば、専門家の意見を尊重したとも言えないことになる。

Y₄決定の各方針について専門家に説明しこれらの方針に問題がないか確認したという主張もなされているが、裁判所は、各専門家の反応を逐一検証した結果、「各専門家の意見は、福島第一原発の安全対策の必要性を述べる部分も、そのようなものとして取上げられることはなく、いずれも融通無碍にY₄決定及び本件不作為を最終的には了承したものとして取り扱われた」（本判决第4章第3節第3・2(7)(ウ)判例時報2580・2581号110頁）と認定している。

また規制当局である保安院等との関係でも、「自らが得ている情報を保安院等に明らかにすることなく、…いかにできるだけ現状維持できるか、そのために、有識者の意見のうち都合の良い部分をいかにして利用し、また、都合の悪い部分をいかにして無視ないし顕在化しないようにするかということに腐心してきたことが浮き彫りとなる」（本判决第4章第3節第7判例時報2580・2581号120頁）と認定されている³⁶。

加えて、長期評価の信頼性等について外部の専門家の意見を聴取すること自体は裁判所も否定していないのであるが、意見を聴取する相手方の選び方についても問題視されている。すなわち「地震本部が、国として一元的に地震の評価をなすことを目的として設置された機関であり、その当時、地震の評価及び予測に関する我が国で随一の専門的かつ公的な機関であったといえるのに対し、土木学会・津波評価部会は、原子力発電所における設定水位を求めるための評価方法の検討を行う会議体であって、個別の地域における地震の発生可能性や規模について評価することを目的とするものではなかったことに照らせば、長期評価の見解の科学的な信頼性及び成熟性を判断させる委託先として適切であったということもできない」とわざわざ断り、さらに「Y₄決定に基づいて土木学会に検討させた場合に出されるであろう波源等についての検討結果が、東電土木調査グループの意見に沿ったものとなる可能性が

³⁵ 「そのように保安院等と折衝をしてきた津波対策の担当部署でさえも、もはや現状維持ができないとして、本格的に津波対策を講ずることを具申しても、被告らにおいては、担当部署の意見を容れることな」かったと認定されている（本判决第4章第3節第7判例時報2580・2581号120頁）。

³⁶ 判旨は「例えば、東京電力は、保安院から、平成14年8月5日に長期評価の見解に基づく津波地震による津波高を計算するよう求められ（認定事実（第1節・第7・2(2)イ））、平成20年3月18日には明治三陸試算結果を、同年8月22日には延宝房総沖試算結果を、同年11月12日には貞観試算結果をそれぞれ受領していた（前提事実（第2章・第8節・第3・1～3））にもかかわらず、貞観試算結果を保安院に初めて示したのは、平成21年9月7日であった（認定事実（第1節・第10・13））。その経緯も、東京電力は、保安院から平成21年8月上旬に貞観津波の検討状況の説明を求められた後の最初の面談では貞観試算結果を明らかにしなかったために、保安院から試算結果で構わないので説明するよう求められ（認定事実（第1節・第10・11））、再度の面談でやっと明らかにしたものであり、この時点では、明治三陸試算結果及び延宝房総沖試算結果を明らかにすることはなかったのである。東京電力が、保安院に対し、明治三陸試算結果及び延宝房総試算結果を初めて明らかにしたのは、本件地震発生直前の平成23年3月7日に至ってからであった（認定事実（第1節・第11・8(1)））。」とする（本判决第4章第3節第7判例時報2580・2581号120頁）。

極めて高いことは、十分に認識していた」（本判決第4章第3節第3・2(7)ア判例時報2580・2581号108～109頁）と認定している。つまり長期評価を出した推進本部に根拠を問いたずのではなく、土木学会を選んで検討させたのは、審議に実質的に関与し望む答えを引き出せると考えたからであろうと認定されている³⁷。

これらの事実認定自体が誤認であるとする余地はあり得るかもしれないが、少なくともこれらの認定事実を積極的に否定する立証ができない限り、裁判所が善管注意義務違反を認定する方向に傾くことは否定できないように思われる。

(5) 具体的なあてはめ：Y3

Y3は、Y4決定後、平成20年8月時点において、Y4から地震本部の長期評価の見解があること、長期評価の見解に基づき、福島県沖日本海溝沿いに津波の波源を置いて計算してみたところ、大変に高い津波水位が福島第一原発で出たこと、長期評価の見解についてよく分からないところがあるので、土木学会に検討を依頼し、その結果が出れば、それに応じて対策工事をしっかり講ずるということになる旨の報告を受け、Y4決定を容認し、原子力・立地本部の方針としたことの是非が問題とされている。Y3はY4の前任者であり、当時代表取締役副社長（業務全般担当）原子力・立地本部長としてY4の上司としての立場でもあったので、Y4との間で情報共有がなされていたとすれば、Y4に善管注意義務違反が認められることを前提とすれば、同様に責任を問われるのはやむを得ないと思われる。

(6) 具体的なあてはめ：Y5

Y5は、Y4の後任であり、Y4決定がなされた後の平成22年6月25日に常務取締役原子力・立地本部副本部長に就任している。そういう意味では、Y3とはかなり状況も異なるのであるが、他方、取締役就任する前、福島第一原発所長であり、平成20年9月10日、耐震バックチェック説明会に参加し、明治三陸試算結果の概要、Y4決定及び本件不作為の概略等の説明に加え、地震及び津波に関する学識経験者の見解並びに地震本部の知見を完全に否定することが難しいことを考慮すると現状より大きな津波高を評価せざるを得ないと想定され、津波対策は不可避であることの説明も受けていたのであり、取締役就任時において直ちに問題を認識し得るということが前提となっている。そして、取締役就任後には直ちに平成22年7月頃、所掌する原子力設備管理部から業務内容について説明を受け、その中で、福島第一原発の津波水位の評価が津波評価技術の手法によって行われていることや、長期評価の見解を踏まえた波源等について土木学会に検討を依頼していること、検討の結果に基づき、津波対策工事を講ずる予定である旨の説明を受けたことが認められている。

³⁷ このような認定を前提に、裁判所は「自分たちがその審議に実質的に関与することができる外部の団体を用いて波源等の検討を続けることにした上、その間、一切の津波対策を講じなかったものである」（本判決第4章第3節第7判例時報2580・2581号120頁）と述べる。

このため取締役就任直後から、最低限のいわば弥縫策としての津波対策を速やかに実施するよう指示等をすべき取締役としての善管注意義務があったのに、そのような指示等をしなかった任務懈怠があったと判断された。このように従業員時代に問題の行為に大きくコミットしている場合には、取締役就任後の善管注意義務違反が厳しくとられるのは過去にも例がある³⁸。

(7) 具体的なあてはめ：Y1, Y2

Y1, Y2は、Y3～Y5とは異なり、Y4決定やそれに基づく措置を自ら決定したり、それらに具体的にコミットしたりしたわけではなく、平成21年2月11日のいわゆる御前会議の報告後、原子力・立地本部の判断が著しく不合理なものでないかどうかについて、さらに調査・確認することなく、これを信頼したことの是非が問題となる。判旨の事実認定によると、平成21年2月11日御前会議においては、原子力設備管理部長から、「津波評価技術に基づく津波高計算でかさ上げが必要となるのは、福島第一原発5号機及び6号機の4m盤上のRHRSポンプのみであるが、津波評価技術の手法の使い方をよく考えて説明しなければならない、もっと大きな14m程度の津波が来る可能性があるという人もいて、前提条件となる津波をどう考えるか、そこから整理する必要がある」旨の発言がされたこと、Y3から東北電力の女川原発や日本原電の東海第二原発における対応が問われたのに対して、東電土木調査グループの担当者が、「女川原発はもともと高い位置に設置しており問題がない、中部電力の浜岡原発は以前に改造し、福島第一原発及び福島第二原発と東海第二原発の問題となっている、日本原電は、当該津波に対する安全対策として、東海第二原発の改造を検討中である」という返答があったことが認定されている（本判決第4章第3節第6・3（1）判例時報2580・2581号117～118頁）。裁判所は、これらの事実から、Y1, Y2は、原子力・立地本部の上記対応方針（Y4決定及び本件不作為）に係る判断が、著しく不合理なものではないか否かについて、さらに調査、確認すべき取締役としての善管注意義務があったのにこれを果たしていないという結論を導いている。

Y1, Y2が東電の経営に対して決定的な影響力を有しており、本件で問題となった措置についても、これらの者の上記承知には決定できなかったのは確かであろう。しかし、経営の最高責任者は、特段の事情がない限り、各経営部門の責任者の判断を信頼することが許されるとされている。そういう意味では、本判決の結論はやや異例のようにも思われる。ただ、「御前会議」において、担当部署の責任者である従業員から、Y4決定に対して、異論とは言

³⁸ 東京地裁判決平8・6・20判例時報1572号27頁。

わないものの、必ずしも納得できないかのような説明がなされている³⁹ことをどこまで重視すべきかは、かなり微妙な問題ではあり、意見が分かれるところかもしれない。

Ⅳ 義務違反と損害の間の因果関係

1. 総説

仮に取締役には善管注意義務違反があったとしても、損害との間に因果関係が認められなければ責任は認められない。判旨の想定する善管注意義務違反の内容は、長期評価の見解及びこれに基づく明治三陸試計算結果の科学的信頼性に関する評価を誤り、その結果、ドライサイトコンセプトに基づく防波堤や防潮堤等の対策工に着手するまでの間、明治三陸試計算結果の津波と同様の津波が襲来した場合であっても過酷事故に至るような事態が生じないための最低限のいわば弥縫策としての津波対策を速やかに実施するよう指示すべきなのにそうしなかったということなので、仮に適切な指示等していれば損害は回避できていたか否かを問うことになる。

原告が、①防潮堤の建設、②主要建屋及び重要な機器室の水密化、③非常用電源設備の高所設置、④可搬式機材の高所配備、⑤原子炉の一時停止の各措置が行われたであろうから、これらの措置により本件事故を防止することができたと主張したのに対し、裁判所は①及び③～⑤の可能性については否定しつつ、②の措置については、Y₄が指示すればとられたであろうと認定した上で、計画、設計から工事の完了までに要する期間は合計2年程度であったとし、Y₁～Y₄の任務懈怠は、平成23年3月11日に発生した事故と因果関係があるとした（Y₅については、その任務懈怠は常務取締役就任後の平成22年7月頃以降で、仮に指示をしたとしても事故は防げなかったことになるため因果関係はないとした）。

2. ドライサイトコンセプト以外の対策の可能性

主要建屋及び重要な機器室の水密化の可能性をめぐる最大の争点は、いわゆるドライサイトコンセプトに基づく防波堤・防潮堤の工事以外の選択肢がおよそ考慮の対象となり得るかという点である。被告及び東電はこれを強く否定し、本件事故以前にはそのような可能性を着想すること自体あり得なかった旨の主張をしたが、裁判所はこの主張を容れなかった。

まず本判決も、本件事故前の津波対策としては、ドライサイトコンセプトに基づき、安全上重要な機器が設置されている施設の敷地の高さが設計津波水位を上回るように設計し、また、設計津波水位がその敷地の高さを上回る場合には防潮堤等の設置により津波による敷地の浸水を防ぎ、それに加えた対策は必ずしも求められていなかったこと自体は認めている。

³⁹ 事実認定の問題ではあるが、本件事故の発生後は、従業員等としては、自分達はできるだけ警告をした旨を強調する動機が生まれるため、御前会議における現実の発言のニュアンスがどのようなものであったかも慎重に判断する必要がある。

それにもかかわらずドライサイトコンセプトに基づく防波堤・防潮堤の工事以外の選択肢が考慮の対象となり得るとしたのは、次のような理由による（本判決第4章第4節第3・1判例時報2580・2581号127～128頁参照）。

①第1に、長期評価の見解に基づく明治三陸試計算結果にもかかわらず、防潮堤等の建設には当面行わないと決定した以上、そもそもドライサイトという前提がとれない状況であったこと、②第2に、日本原電（東海第二原発）、中部電力（浜岡原発）等では、万が一の対策（日本原電）ないし安全余裕の向上策（中部電力）という名目で、ドライサイトコンセプト以外の津波対策が実施されていたこと、③第3に、東京電力内部でも、ドライサイトコンセプト以外の津波対策が検討され、その必要性について言及されていたことである⁴⁰。

これらの事実認定を前提とする限り、本件事故以前にはドライサイトコンセプトに基づく防波堤・防潮堤の工事以外の選択肢がおよそ原発の安全性確保の手段として考慮の対象となり得なかったとまで主張するのはいささか無理があり、もしその結論を覆したいのであれば、福島第二原発との関係ではドライサイトコンセプトに基づく防波堤・防潮堤以外の選択肢を検討することが現実的ではなかった事情を積極的に主張立証する必要があるように思われる。

3. 最判令和4年6月17日⁴¹との整合性

ただし本件判旨は、最判令和4年6月17日と整合的かが問題となる。最判令和4年6月17日は、経済産業大臣が長期評価を前提に、電気事業法40条に基づく規制権限を行使して、津波による本件発電所の事故を防ぐための適切な措置を講じなかったことが違法であるとして国家賠償が求められた事案であるが、最高裁は国の行為の違法性については触れず、電気事業法40条に基づく規制権限の不行使と損害の因果関係を否定することで、国の責任を否定した。その理由は、仮に国が規制権限を行使したとしても、東電が行ったであろうことはドライサイトコンセプトに基づく防潮堤等の設置であり、その場合に想定される防潮堤等の高さでは、本件の津波は防ぎきれなかっただろうから因果関係はないということにある。もとより国の電力会社に対する監督責任と原発運転に関する決定を行った取締役の責任とは性格が異なるから、一方を否定し他方を肯定することが直ちに矛盾するとは言えないものの、両判決の関係について慎重な検討を要する。

最判令和4年6月17日は、「想定される津波による原子炉施設の敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置は、本件事故以前に我が国における原

⁴⁰ しかも、東京電力自身、平成3年の福島第一原発1号機における屋内海水漏えい事故を受け、各号機の内部溢水対策として、一部の重要機器室の入口扉の水密化、原子炉建屋1階電線管貫通部トレンチハッチの水密化等の措置をとっていたことも認定されている。本判決第4章第4節第3・1（2）エ判例時報2580・2581号128頁参照。

⁴¹ 最判・前掲注(3)参照。

子炉施設の津波対策の基本とされていたものであり、当時の知見の下においては、津波による原子炉施設の事故を防ぐための措置として合理的で確実なものであったといえる。これに対し、本件事故以前に、我が国における原子炉施設の主たる津波対策として、津波によって上記敷地が浸水することを前提とする防護の措置が採用された実績があったことはいくつかあるが、当該防護の措置の在り方について、これを定めた法令等はもちろん、その指針となるような知見が存在していたこともうかがわれないし、海外において当該防護の措置が一般的に採用されていたこともうかがわれない。」と認定している。この判旨はY₄が津波対策を速やかに実施するよう指示等をすれば、ドライサイトコンセプトに基づく措置以外の津波対策がとられたであろうことを認める本判決とは相容れないのではないかという疑問が生じる余地がある。

本判決が最判令和4年6月17日をどう意識したかは不明であり、裁判所は主観的には最高裁の認識が誤っていたと考えていた可能性も否定できない⁴²。例えば、本判決の日本原電（東海第二原発）、中部電力（浜岡原発）の例への言及は、「津波によって上記敷地が浸水することを前提とする防護の措置が採用された実績があったことはいくつかある」ないという最高裁判決が誤りであると指摘する趣旨かもしれない。ただ最高裁判決と矛盾するとすれば、控訴審では破棄される可能性が高い⁴³。

しかし、本判決を最判令和4年6月17日と整合的に理解する余地もある。最判令和4年6月17日は、「我が国における原子炉施設の主たる津波対策として、津波によって上記敷地が浸水することを前提とする防護の措置が採用された実績があったことはいくつかある」ない（傍点筆者）とするものである。同判決の原審が水密化措置等をとっていれば事故は防げたからという理由で因果関係を肯定したのを最高裁は否定したが、それは防潮堤等を建設することと同時に、万一溢れた場合に備えて水密化措置をとるといふ措置はなされなかったであろうという認定である。これに対して本判決の前提は異なる。すなわち、長期評価や明治三陸試算により津波による浸水の可能性が指摘されているにもかかわらず、相当の長期間、防潮堤等の建設工事に着手すらしないうままとするのであれば、その間に津波が襲来した場合に過酷事故が生じないための最低限のいわば弥縫策としての津波対策として主要建屋及び重要な機器室の水密化を検討しえたはずであるというのが本判決の趣旨である。これは、防潮堤等を

⁴² 原告代理人らは、そう理解しているようである。河合弘之＝海渡雄一＝木村結『東電役員に13兆円の支払いを命ず!―東電株主代表訴訟判決』（旬報社、2022）216頁参照。

⁴³ 原告代理人は、「最高裁の『防潮堤オンリー』論による因果関係の否定は、単なる事実認定であり、法解釈・法準則である判例ではありませんから、下級審裁判官に対する拘束力はまったくありません」（河合ほか・前掲注(42)215頁）と述べるが、拘束力の有無にかかわらず、控訴審裁判所が最判令和4年6月17日の「『防潮堤オンリー』論による因果関係の否定」を参照して、因果関係を否定する可能性は十分にある（そもそも規範的判断を含む因果関係に認定が、「単なる事実認定」と言い切れるかも問題である）。

建設することと同時に万一に備えて水密化もすることは考えられなかったとする最判令和4年6月17日と矛盾するわけではない⁴⁴。

いずれにせよ、任務懈怠と損害との間の因果関係をめぐる最判令和4年6月17日との整合性は、控訴審における重要な争点となることが予想される。

4. Y₁, Y₂の義務違反と損害の因果関係

本判決はY₁～Y₃についても任務懈怠と損害の間の因果関係を認定した。Y₃は、Y₄決定が行われた際に取締役副社長（業務全般担当）原子力・立地本部長であり、Y₄の上司としてY₄決定にもコミットしたと立場なので、因果関係についてもY₄と同様に考えられそうである。これに対してY₁とY₂については、任務懈怠の時期が平成21年2月11日以降と認定されており、福島第一原発の水密化の措置に必要とされる期間が約2年とすると、事故までの期間はぎりぎりであるため慎重な検討が必要となる。

Y₁, Y₂の任務懈怠の時期とされる平成21年2月11日は、いわゆる御前会議の行われた日時であり、その際にY₁, Y₂には最低限のいわば弥縫策としての津波対策を速やかに実施するよう指示等をすべき義務があったのにそうしなかったことが任務懈怠の内容である。しかし、Y₁, Y₂は白地で方針を決定したわけではなく、Y₄が決定を行い東電は既にそれに従って行動している状態にあった。Y₁, Y₂に両者が御前会議において問題を認識したとして、どのような形で職務を果たすか選択（例えば、Y₄に再検討を促す、何らかの措置をとるように検討を開始させる等）の余地があり、平成21年2月11日以降1か月以内に実際に水密化にとりかかることになっていたと言えるかはかなり微妙である。このように、Y₁, Y₂に関しては、善管注意義務違反の認定（Ⅲ 2. (7)参照）のみならず、義務違反と損害の間の因果関係についても相当微妙な問題があるように思われる。

V 損益相殺

東電に対しては、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（以下「機構法」とする）に基づき巨額の資金援助・資金交付がなされており、これらの資金が損益相殺の対象となるかが問題となる。被告らはこの点を主張していないにもかかわらず⁴⁵、本判決はわざわざこの論点を取りあげ、結論として、「これまでの東京電力による被災者への損害賠償の支払及び除染・中間貯蔵施設費用相当分の支払が機構の資金交付に基づきなされた事実をもって、東京電力にとって、被告らの任務懈怠によって生じた損害の填補があったものと評価することはできず、被告らと東京電力との間において、公平の観点から、損益相殺的な調整を図る必要があ

⁴⁴ 谷井悟司「福島第一原発事故刑事裁判の検討——避難者国賠訴訟最高裁判決および株主代表訴訟第一審判決を手掛かりとして」法学新報130巻7・8号（2024年）47-51頁参照。

⁴⁵ 被告側がこれを主張しない理由ははっきりしない。

るということもできないから、これらの事実を本件の損害額において考慮することは相当ではない。」（本判決第4章第5節第2・3（4）判例時報2580・2581号138頁）と判示している。

機構法に基づいてなされた資金援助・資金交付の法的性格は、はっきりしない面が残るのは確かである。しかし、同法は、原子力事業者が、原賠法3条の規定により原賠法7条1項に規定する賠償措置額を超える原子力損害が生じた場合において、損害を賠償するために必要な資金の交付等を行うことを定めるものである。本判決が認めた東電の損害のうちかなりの部分は、賠償措置額を超える原子力損害について被害者に対して行った損害賠償についての求償である（Ⅵ参照）。当該損害賠償額に充てるための資金援助・資金交付がなされ、しかもそれについて代位が発生せず、返還義務がないとすれば、任務懈怠によって生じた損害の填補があったと考えるか、損益相殺を行うか、いずれかを行うのが素直ではないかと思われる。本件において被告側が主張していない以上、このような減額を行う必要はなく、本判決の結論に影響はないものの、不必要な傍論は、理論的にはより深い検討が必要に思われる。

Ⅵ 求償権の制約

本判決が認定した損害は、①廃炉・汚染水対策費用1兆6150億円、②損害賠償費用7兆834億円、③除染・中間貯蔵対策費用4兆6226億円であるが、このうち②は原子力事業者による求償になるので、原賠法5条の適用が問題となる。原賠法5条は、自然人に対する求償を当該自然人の故意により損害が生じたものである場合に限定する。原賠法5条の適用例としては、原子力事業者の従業員等への求償が挙げられるのが通常であり、株主代表訴訟の被告である取締役に対する責任追及について明示的な言及がされることはなかった。しかし「その損害の発生の原因について責めに任ずべき自然人」という文言は取締役を含むし、実質論としても、求償の根拠が雇用契約か会社法かで、違いを設ける理由もない。なぜか被告は本件においてこの主張をしていないが、仮に主張したとすれば、原子力発電所の事故の被害者に対して東京電力が支払った損害賠償額7兆834億円について請求は棄却されたはずである。

Ⅶ むすび

本判決は、個人が巨額の損害賠償を負ったという結論や取締役の刑事責任を否定してきた裁判例、国家賠償の否定した最高裁判例との整合性が注目されがちであるが、まずは会社法の一般理論への影響が非常に重要である。理論的には、報告でも述べた通り、①公益的・社会的責務と取締役の会社に対する義務の関係、②外部性の大きな企業活動と経営判断原則といった点を考える素材としての意味が大きい。また義務違反と損害の間の因果関係、損益相殺、求償権の制約等、法律問題としても検討すべき論点が数多く含まれている。

最後に、取締役の責任を認める前提として、本件裁判所は、非常に細かな事実認定をした上で、考えられそうな反論に対して応答する判示をしている。その内容について繰り返すこ

とは避けるが、判決を読んで一番感じるのは、被告に対する裁判所の心証が極めて悪かったであろうということである。裁判所の誤解・偏見が原因であることも考えられなくはないが、それ以外の要因も考える必要がある。一つは、東京電力が訴訟参加して当時の判断の正しさを主張しているにもかかわらず、従業員や関係者の証言が必ずしもそれとは整合的ではなかったことがある⁴⁶。保安院に対する対応や一部の専門家に対する説得工作や専門家の意見のつまみ食いの利用も明示的に認定されている。また訴訟戦略の問題か、証人尋問された被告の性格の問題かは分からないが、断定的に強い主張（例えば、長期評価はおよそ信頼に足らないとか。ドライサイトコンセプト以外の対策は同時およそ考えられなかった等）をする傾向があり、それと矛盾するように思われる証拠が出される結果となっている。事実を巡って180度異なる主張が出るのは裁判の常であるが、本件においては、本来なら専門家としてその意見が尊重されてもおかしくない取締役の主張の信憑性を左右すると同時に、事故当時において問題がある認識を持っていたのではないかという認定に結びつきがちである。

このため高裁でどのような判断がされるかは予断を許さないが、注目したい。

＊2024年3月31日脱稿

⁴⁶ ただし、本件事故後になされた従業員や関係者の証言については、自分達は事故の可能性を警告していたという方向に向かいがちなので、慎重に扱う必要があるかもしれない。

第 3 章

中間指針第五次追補の諸論点

東京大学大学院法学政治学研究科教授

米 村 滋 人

I はじめに

2022年12月20日、原子力損害賠償紛争審査会（以下「原賠審」という）により、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）」（以下「第五次追補」という）が公表された。これは、これまでの原子力賠償訴訟において複数の重要判決が出現したことから、それらの内容を中間指針に反映させることを軸に、指針の見直しを行ったものである。第五次追補は、中間指針における慰謝料算定の枠組みを大きく変更する内容を有し、またこれまでの追補と比較しても広範な変更点を含むことから、それらの全体像を整理することは重要と考えられる。

筆者は、この第五次追補の取りまとめに当たり、原賠審の中で中間指針見直しの作業を担う専門委員の1人として選任され、約半年の間に種々の問題を集中的に検討する場に加わった。そのような筆者の立場から、本稿では、第五次追補の概要を説明するとともに、最終的な結論に至る議論の経緯を紹介することで、第五次追補及び中間指針全体の内容理解の一助となることを目指したいと考える。

II 中間指針の見直しに至る経緯

中間指針は、これまで東京電力による自主賠償やADRでの和解案の策定に当たり極めて重要な役割を果たしてきた。もっとも、それらによって解決を得ることができず訴訟に持ち込まれる事例も存在し、これまでに相当数の原子力損害賠償請求訴訟が提起された。そのうち、著名ないくつかの事件を含む7つの事件につき高裁判決が出されたが、それらは中間指針を超える賠償を認める内容を含んでいたことから、中間指針の賠償基準そのものの妥当性に問題があるのではないかと指摘を招いていた。そこで、原賠審においても中間指針の見直しに向けた作業を進める方針となり、そのために新たに選任された専門委員がそのための検討作業を担うこととなったのである。

専門委員となったのは、大塚直早稲田大学法学部教授、日下部真治弁護士、末石倫大弁護士、青野洋士公証人と筆者の5名であり、2022年6月から何度も会合を重ね、同年9月26日の原賠審にて中間報告を行った後、同年11月10日の原賠審にて専門委員最終報告を提出した。その後も、原賠審での検討作業を補助する形で第五次追補の発出に向けた指針案の検討を行った結果、上記の通り12月20日に開催された原賠審において第五次追補の決定がされたものである。

上記の検討作業に当たっては、7つの高裁判決が中心的な参照判決として取り上げられた。それらは以下のとおりである（亀甲括弧内は以下本稿で用いる略称である）。

- ・ 仙台高判令2・3・12判例時報2467号27頁【仙台高裁いわき】
- ・ 東京高判令2・3・17LEX/DB25570904【東京高裁小高】
- ・ 仙台高判令2・9・30判例時報2484号185頁【仙台高裁生業】
- ・ 東京高判令3・1・21訟務月報67巻10号1379頁【東京高裁前橋】
- ・ 仙台高判令3・1・26判例タイムズ1497号93頁【仙台高裁中通り】

- ・東京高判令3・2・19LEX/DB25591877【東京高裁千葉】
- ・高松高判令3・9・29LEX/DB25591107【高松高裁松山】

Ⅲ 過酷避難状況に対する慰謝料

1. 概要

第五次追補で新たに慰謝料増額事由の1つとして挙げられるに至ったのが、過酷避難状況に対する慰謝料である。これは、強制避難対象者につき、事故発生当初の避難状況の過酷さを根拠に慰謝料を増額認定するものである。

上記高裁判決の中では、仙台高裁いわき、仙台高裁生業及び高松高裁松山が、避難生活に関する慰謝料を3種に分割した上で事故発生当初の期間における損害を独立の慰謝料として認定している。たとえば、仙台高裁生業は、帰還困難区域からの避難者につき、(i)強制的に転居させられた点についての慰謝料、(ii)避難生活の継続を余儀なくされた点についての慰謝料、(iii)ふるさと喪失についての慰謝料に分割し認定した。このうち(i)の類型を改めて整理したものが過酷避難状況に対する慰謝料である。

2. 議論の経緯

強制避難対象者につき一定の額を慰謝料として認定することについては、専門委員間では当初からほとんど異論がなかった。問題とされたのは、名称を含め、いかなる理由で慰謝料を認めるかにあった。

当初は、強制避難対象者の被曝不安を根拠とする議論もあったものの、これに対しては専門委員の数名から主観的な不安を直接の賠償根拠とすべきではないとする批判的意見が出された。この批判を受けて議論が続けられた結果、強制避難対象者は事故発生直後の段階で極めて短時間での避難行動を余儀なくされ、いわば「着の身着のまま」で避難せざるを得なかったという状況、すなわち「過酷避難状況」そのものを根拠とすべきであるとの認識で一致し、これを慰謝料の根拠とすることになった。検討段階では、この種の慰謝料の名称として、「避難余儀慰謝料」や「着の身着のまま慰謝料」と表現されることもあったが、前者には日本語としておかしいとの批判があり、後者はやや口語的な表現であるため、最終的に上記のようになった。

もっとも、額の定め方につき方針が二転三転した。専門委員の検討段階では、過酷避難状況があったのはせいぜい最初の2ヶ月程度であるという認識の下、「10万円×2ヶ月＝20万円」とする算定根拠案が示され、これが最終報告に盛り込まれた。しかし、その後の原賠審における指針検討段階で、「5万円×6ヶ月＝30万円」とする事務局案が浮上した。これは、内閣府原子力被災者生活支援チームが原賠審で調査結果の報告を行い、そこでは避難者の過酷状況が6ヶ月程度は続いたとする分析結果を示したため、原賠審でも6ヶ月程度の期間を賠償対象とすべきではないかとの議論がされたためである。

ところが、これに対しては専門委員から強い批判が出された。その根拠は主に2点あった。第1に、過酷な状況が6ヶ月程度続いたとする内閣府チームの分析は、2011年夏頃まで限定的

な一時帰宅が許されたのみで、日常生活用品の持ち出しもままならなかった状況を根拠としていたが、その種の状況は避難後の日常生活の過酷さを問題とするもので、日常生活阻害慰謝料（通常の月額慰謝料）において既に評価済みなのではないかという疑問が出された。これは、「過酷避難」の意義そのものの理解の問題であり、専門委員の間では、強制避難に伴う避難行動それ自体の過酷さを「過酷避難」としていたため、それが6ヶ月も続くはずはないという理解がされていたことに起因する。

第2に、この種の避難後の状況を取り込んで「過酷避難」と評価した場合、個別事情によっては6ヶ月を超える過酷状況があったとの主張・立証が誘発される可能性があり、それを拒むことは難しいと考えられるため、6ヶ月という期間が意味をなさなくなることへの懸念が出された。避難後の過酷状況がどの程度継続したかは、避難者によって大きく異なり、それについて「6ヶ月」という期間を区切ることがそもそも不可能ではないか、ということが指摘されたのである。

以上の議論を踏まえて、最終的に内田会長の裁定が行われ、過酷状況の継続期間は避難者によって異なるが、全体として一律額の慰謝料を認める、との方針が採用された。その結果、慰謝料を月額算定し月数を乗じる算定方式は採らないこととなり、包括で一定額を支払う方針が採用された。

3. 最終的な指針内容

以上の結果、強制避難の対象区域のうち、半径8km圏内は1人30万円、半径8-10km圏内は1人15万円を目安に、慰謝料額の加算を認めることとなった。このように福島第一原発からの距離によって差が設けられたのは、対象地域への避難指示は複数段階に分かれて発出された事情から、避難開始までの時間的な余裕が全く無かった地域と、多少の余裕があった地域で額に差を設けるとの判断がされたためである。

IV 生活基盤喪失・変容に対する慰謝料

1. 概要

慰謝料増額事由として挙げられた第2の類型が、生活基盤喪失・変容に対する慰謝料である。これは、その土地で生活することがおよそできなくなったこと（故郷（ふるさと）喪失）や、地域コミュニティが大幅に破壊され、従前と同様の生活ができなくなったことにつき、精神的損害として評価する考え方である。

この種の慰謝料は、各種原賠訴訟においては「故郷喪失慰謝料」と呼ばれることも多かった。著名なのは、南相馬市小高地区に居住していた避難者らが提起したいわゆる小高訴訟であり、同訴訟では原告側から「小高に住む利益」の侵害が主張された。その控訴審判決である東京高裁小高は、「地域の住民が従前属していた自らの生活の本拠である住居地を中心とする衣食住、家庭生活、学業・職業・地域活動等の生活全般の基盤及びそれを軸とする各人の属するコミュニティ等における人間関係において継続的かつ安定的に生活する利益（生活基盤に関する利益）」を肯定し慰謝料を認定した。また、仙台高裁生業も、前掲の(i)強制

的に転居させられた点についての慰謝料，(ii)避難生活の継続を余儀なくされた点についての慰謝料，(iii)ふるさと喪失についての慰謝料，の三分法に基づき，一部の地域につき(iii)の慰謝料を認定した。この他にも，仙台高裁いわき・高松高裁松山は事故時の居住区域の実情に着目した慰謝料の類型化の文脈でこの種の慰謝料を算定している。

2. 議論の経緯

この点についても，専門委員間では，一般論として生活基盤喪失・変容に対する慰謝料を認めることについてはほぼ異論がなかった。もっとも，最終報告後の原賠審での審議段階で，ある原賠審委員から，客観的な状況変化に基づく「生活基盤喪失・変容」と主観的な喪失感に基づく「故郷喪失・変容」を区別し，一般的には前者のみを認定すべきだとの意見が出され，一時はこれが事務局案として検討された。これについては，論理的にはその通りであるとしても，専門委員最終報告では「故郷喪失・変容による精神的損害（生活基盤変容慰謝料）」と記載しており，両者を基本的に一体のものとして扱っていたことや，この案によると，裁判例が認めたはずの故郷喪失慰謝料を原賠審が否定したことになり，政治的に維持できないと判断されたため，最終的に当初案のままとなった。

実務的な慰謝料額算定に大きく影響する論点として，第四次追補との関係をどのように整理するかが問題となった。元来，中間指針第二次追補で，第1期～第3期に慰謝料額を割り振って算定する方式が採用されていたところ，第四次追補では，避難指示区域の第3期において賠償すべき慰謝料額につき，「第二次追補で帰還困難区域について示した一人600万円に一人1,000万円を加算し，右600万円を月額に換算した場合の将来分（平成26年3月以降）の合計額（ただし，通常の範囲の生活費の増加費用は除く。）を控除した金額を目安とする。具体的には，第3期の始期が平成24年6月の場合は，加算額から将来分を控除した後の額は700万円とする」との記載がされており，ここでの1,000万円の加算は，故郷喪失慰謝料の趣旨を含んでいたとされていた。しかし，実務上は，上記の将来分控除の結果として700万円程度の増額のみが認められてきた経緯があり，第五次追補では，第四次追補による増額分を700万円と考えて増額分を決定することとされた。

3. 最終的な指針内容

以上の検討がされた結果，生活基盤喪失・変容に対する慰謝料として，帰還困難区域等については生活基盤喪失に対する慰謝料として1人700万円，居住制限区域及び避難指示解除準備区域については生活基盤変容に対する慰謝料として1人250万円，緊急時避難準備区域については生活基盤変容に対する慰謝料として1人50万円を目安に加算することとされた。

V 相当線量地域に滞在したことによる健康不安に対する慰謝料

1. 概要

慰謝料増額事由として新たに掲げられた第3の類型は，相当線量地域に滞在したことによる健康不安に対する慰謝料である。これは，強制避難対象区域に対しては過酷避難慰謝料が

支払われる一方で、それ以外の避難者には被曝不安に基づく賠償支払いがないため、計画避難対象区域の住民を対象にこの点を補うための構成として考案されたものである。

これについては、若干の経緯を説明する必要がある。2011年4月22日、半径20km以遠でも年間積算線量が20mSvに達しうる地域を「計画的避難区域」とし、概ね1ヶ月以内に避難すべきことが指示された。対象区域は、葛尾村、浪江町、飯舘村、川俣町の一部及び南相馬市の一部（20km圏内を除く）であった。これらの地域では、過酷避難と言えるほどの時間的切迫性は無かったものの、その代わりに、既に放射性物質が到達し一定の線量上昇が見られる状況で当該地域に一定期間滞在する形になったために、その間の被曝に対する不安を慰謝料として評価すべきであるとの判断がされたものである。

この種の慰謝料については、主たる検討対象の7つの高裁判決では判断した例が無いものの、後続の地裁判決（東京地判平31・3・27（平成24年（ワ）第9383号，同第14101号，同第27639号，平成25年（ワ）第32443号，平成26年（ワ）第7769号）など）で認容した例があり、中間指針に盛り込むこととされたものである。

2. 議論の経緯

この点も、専門委員の間では慰謝料額を加算する結論にはほぼ異論がなかったが、その正当化根拠につき多くの議論があった。特に、過酷避難慰謝料について被曝不安から切り離れたにもかかわらず、相当線量地域については正面から被曝不安を根拠とする形になっていたため、一部の専門委員から批判的意見が出された。しかし、事務局は、自主的避難者の慰謝料の根拠を含めて検討すると、被曝による「不安」を根拠とせざるを得ないとの整理を示した。

この点については、過酷避難慰謝料の場合との状況の違いも考慮する必要がある。すなわち、上記の通り、過酷避難慰謝料の対象地域では、「着の身着のまま避難」と表現されるほどの避難の時間的切迫性があった一方で、多くは放射性物質の到達前に避難が完了しており現実に避難者らが被曝した危険性はそれほど大きくなかった（したがって、「被曝不安」とは、避難者らが「これから被曝するかもしれない」という将来に向けた不安を感じたということにとどまる）。これに対し、計画的避難区域においては、概ね1ヶ月程度という避難期間が設定されたため、避難自体の時間的切迫性はなかった一方で、既に一定量の放射性物質が到達しており、住民らは日々の被曝の現実的危険性を負う状況にあったと言える（ただし、屋内退避で十分な対応が可能だったとの見方もあり、確実に住民らが被曝したと言えるだけの根拠も乏しいため、やはり「不安」ととどまる可能性も否定はできない）。この種の状況は、自主的避難地域の状況とも共通するものであり、事務局が本類型を自主的避難者に対する慰謝料とパラレルに整理したことには相応の理由があったと言える。他方で、「被曝不安」という表現では、上記のような2種の不安が区別されないおそれがあったため、最終的に、本類型では「被曝」は明示せず、滞在による「健康不安」を慰謝料請求の根拠とすることで落ち着いた。

そして、具体的な慰謝料額については、自主的避難者と並列的に扱うべきものとされた。

3. 最終的な指針内容

以上の検討の結果、平成23年12月までを慰謝料の算定期間とし、子供・妊婦については1人60万円（月額6万円）、それ以外については1人30万円（月額3万円）を目安に加算するものとされた。

VI 自主的避難者に対する慰謝料

1. 概要

従来の中間指針では、第一次追補以来、強制避難対象地域以外の地域に居住する住民が自主的に避難した場合についても、一定の線量が見込まれる場合には慰謝料を認定していた。上記の7つの高裁判決の中でも、自主的避難者に対する慰謝料請求が認容された。東京高裁前橋及び東京高裁千葉は、自主的避難による慰謝料請求の可否を避難者の状況に応じて個別に認定するものとし、避難者の類型に基づく画一的な認定は行わなかったが、仙台高裁生業、高松高裁松山及び仙台高裁中通りは類型的に慰謝料を認定し、額としては、子供・妊婦は50～60万円、それ以外は17～30万円とするものが多かった（高松高裁松山のみ、子供・妊婦は146万円、それ以外は70万円とした）。

2. 議論の経緯

従来の中間指針では、子供・妊婦は1人40万円、それ以外は1人8万円とされていたところ、以前から、子供・妊婦以外の慰謝料額が低すぎるのではないかと指摘があった。

この点は、慰謝料の根拠論に関係していた。すなわち、従来の議論では、子供・妊婦の慰謝料を特別に増額しているのは被曝不安を根拠にしているためであるとされており、今回の専門委員間の検討でも被曝不安を正面から取り上げることへの批判はあったものの、相当線量地域に滞在したことによる健康不安に対する慰謝料に関して述べたのと同様の理由により、この場合も避難者らは一定の被曝の危険性を負っていたと考えられることから、最終的にこの点は維持することとされた。ただし、子供・妊婦以外の慰謝料額が低すぎるとされ、この点のみを改めることとした。

なお、今回の中間指針見直しに当たっては、いくつかの自治体や避難者・支援者等から、自主的避難等対象区域の拡大を求める意見が出されていた。しかし、県南地域（白河市等）や宮城県丸森町については、東電が半額を自主賠償していることも踏まえ、最終的には、類型的な区域拡大は行わないこととなった。

3. 最終的な指針内容

以上の検討の結果、子供・妊婦については1人40万円、それ以外については1人20万円を目安に慰謝料額を算定するものとされた。前者については変更はなく、後者については裁判例の認容額を参考に、子供・妊婦の半額程度を認めるのが妥当であるとの判断で決定されたものである。

VII その他

第五次追補の発出に当たっては、以上で説明した各項目のほかにも、いくつかの論点に関する議論が行われた。まず、第五次追補第2の4「精神的損害の増額事由」に盛り込まれた個別事情による増額の問題がある。これは、元来ADRの総括基準において定められていた、要介護状態にあること、身体・精神の障害があること、乳幼児の世話を恒常的に行ったことなどの諸事情をそのまま指針に盛り込んだものである。これについては、専門委員間で若干の議論も行われたものの、もともと個別事情による増額認定の要素という位置付けであり、それほど固定的な運用が予定されていないとの事情もあり、本稿では詳細は割愛する。

やや問題となったのは、事故発生初期に死亡した場合における生活基盤喪失・変容に対する慰謝料の加算の可否の問題であった。これは、東京電力の自主賠償基準において、少なくとも平成24年6月以降に死亡した避難者については全額を支払うという運用がされていたため、同月の時点を生活基盤喪失・変容に対する慰謝料の発生の基準時として考え、同月より前に死亡した事例では原則として生活基盤喪失・変容に対する慰謝料の加算は無いものとして、同月以降に死亡した場合のみを加算対象とする内容の原案が事務局から提示された。しかし、これに対しては、筆者を含む複数の専門委員から、不法行為法の原則から考えれば事故時に全ての損害が発生することになるはずで、事故後の特定の一時点を損害発生の基準時とすることはできないとの批判が加えられた一方、実質論を考えれば事故直後に死亡したような場合にまで支払うのはおかしいとする意見もあり、最終的に専門委員間で意見の一致が見られなかった。このため、この問題は中間指針やQ&Aには盛り込まず、今後の運用に委ねることとなった。

VIII おわりに

以上、第五次追補の発出に至る問題の背景や議論の経緯につき説明を行った。本稿では、紙幅の制約などの諸事情により従来の学説上の議論等を参照する形で議論を展開させることができず、その点では極めて不十分な報告にとどまってしまっている。しかし、第五次追補の内容は原子力賠償に関する極めて重要な論点を数多く含んでおり、今後も不断に検討・検証を行う必要があることは言を俟たない。筆者自身も、引き続きこれらの問題につき調査及び検討を進めていきたいと考える次第である。

＊2024年4月10日脱稿

第 4 章

研究メモ

福島第一原子力発電所の処理水の放出に関する
国際私法上の問題（仮）
——「風評被害」に関する国際私法上の諸問題——

一橋大学大学院法学研究科教授

竹 下 啓 介

I はじめに

2011年3月11日の東日本大震災に関連して発生した福島第一原子力発電所事故（以下「福島事故」という）から10年以上が経過した。そして、この期間においては、地下水や雨水などが建屋内の放射性物質に触れたり、燃料デブリ（溶け落ちた燃料）を冷却した後の水が建屋に滞留したりすることにより、いわゆる汚染水が大量に発生するという問題があった。このような汚染水は、いわゆるALPS等の浄化装置によってトリチウム以外の放射性物質を取り除く処理を行った上で、「多核種除去設備等処理水（ALPS処理水）」（以下「処理水」という）として原子力発電所敷地内のタンクに貯蔵してきたが、貯蔵タンクが増加し、敷地を大きく占有する状況の中で、その処理が課題となっていた。そして、2021年4月13日に、廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議において、2年後を目途に、処理水を海洋放出する方針が決定された¹。同決定では、2次処理や希釈によって、トリチウムを含む放射性物質に関する規制基準を大幅に下回ることを確認し、安全性を確保した上で放出することとなっていた。そして、実際、2023年8月24日から海水によって希釈した処理水の海洋放出が開始された²。

このような希釈した処理水の海洋放出については、風評被害の発生が懸念されており、国内で水揚げされた魚など水産物の需要の風評被害による落ち込みに対応すべく、2021年8月24日に開催された関係閣僚会議においては、風評被害対策のための基金の創設等の対策がとりまとめられた。そして、このような風評被害については、日本国内のみならず、韓国等の近隣諸国でも懸念が生じている。国際原子力機関（IAEA）によるモニタリング等の情報の透明化を行っても、実際に風評被害が生じたと主張して、東京電力に対する風評被害についての損害賠償請求等、渉外的な損害賠償に関する法律問題が生じることも十分に想定されると考えられる。そして、このような渉外的な法律問題の発生があるとすれば、それに対応するための国際私法上の問題の検討が欠かせないこととなる。

そこで、本稿では、処理水の海洋放出により生じる国際私法上の問題について、分析を行う³。具体的には、まず、処理水が海洋放出された場合の風評被害に関して日本が締結している原子力損害の補完的な補償に関する条約（以下「CSC」という）が適用されることとなるかについて、検討する。この点について、私見としては同条約の適用はないと考えられる

¹ 廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に係る基本方針」（2021年4月13日），https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hairo_osensui/alps_policy.pdf参照。

² 東京電力ホールディングス株式会社プレスリリース「多核種除去設備等処理水の海洋放出の開始について」（2023年8月22日），https://www.tepco.co.jp/press/release/2023/1666010_8713.html（最終閲覧日：2024年4月4日）参照。

³ なお、風評被害に関する先行研究としては、例えば、卯辰昇「風評損害の賠償に関する法理論」『現代原子力法の展開と法理論〔第2版〕』（日本評論社、2012年）111頁以下がある。ただし、国際私法上の問題への言及はない。

ものの、仮に適用されたとした場合にいかなる問題に留意すべきかについても分析する。また、CSCが適用されないとすれば、国内の国際私法によって損害賠償請求に関する法律問題が判断されることとなるため、国際裁判管轄、準拠法選択、外国判決の承認・執行のそれぞれの点について、特に、損害賠償請求が風評被害を理由とすることから生じる問題に焦点を当てて、検討を行う。

Ⅱ 風評被害とCSC

1. 風評被害とCSCの適用

風評被害を理由とする損害賠償請求に関する国際私法上の問題の検討に当たっては、そもそもCSCの適用があるか否かが問題となる。CSCの適用範囲については、2条2項において「この条約の制度は、締約国の領域内に所在し、かつ、平和的目的のために使用される原子力施設の事業者が前条に定義する条約のいずれか又は1(b)に規定する国内法令の下で責任を負う原子力損害に適用する。」とされるため、まず、風評被害が1条f号に規定される「原子力損害」に該当するか、検討しなければならない。

・「原子力損害」（1条f号）への該当性

CSC1条f号に定められる「原子力損害」に該当するかについては、風評被害が同号(vii)にある「その他経済的損失」に該当するか否かが問題となる。なお、同号(v)では、「環境の利用又は享受に係る経済的利益から生ずる収入の損失であって、その環境の重大な悪化の結果として生ずるもの」が掲げられ、実際に環境の重大な悪化を伴う漁業者等の経済的利益から生ずる収入の損失であれば、この(v)に該当すると考えられるものの、今回の希釈した処理水の海洋放出の場合には、少なくとも現時点での科学的知見の観点からすると、環境の重大な悪化を伴う事態ではない⁴と考えられるため、(v)に該当することはない。

・「電離放射線により生じ、又は起因するもの」

(vii)の「その他経済的損失」については、同号の柱書で「原子力施設内部の放射線源、原子力施設内の核燃料、放射性生成物若しくは放射性廃棄物又は原子力施設から搬出され、原子力施設に由来し、若しくは原子力施設に送付される核物質から放出される電離放射線により生じ、又は起因するもの（当該損害が、それらの物の放射性により生じたか、それらの物の放射性とそれらの物の有毒性、爆発性その他の有害性との組合せにより生じたかを問わない。）」という限定がある。今回の希釈したALPS処理水の海洋放出にかかわる風評被害に

⁴ 放出後の環境変化については、環境省Webサイト「ALPS処理水に係る海域モニタリング情報」（掲載日不明）、<https://shorisui-monitoring.env.go.jp/>（最終閲覧日：2024年4月4日）で確認することができるが、「環境の重大な悪化」といったことは生じていないと考えられる。

については、原子力施設内部の核燃料や放射性生成物等から放出される電離放射線により直接的に生じたものではないであろうが、福島事故と関係する放射性物質を含有する処理水に起因するものであるということはできる⁵。ただし、CSCとの関係で風評損害が「原子力損害」に含まれるとすれば、それはCSCの定める事故発生地国に対する他の締約国の補完的な補償の提供が認められることを意味する⁶。そのため、無限定に原子力損害の範囲を拡大する解釈を望まない締約国もあり得るであろうし、原子力損害の範囲を限定する解釈が主張されることも想定される。風評被害は、直接的に電離放射線により生じ、又は起因するものではなく、主として一般消費者等に対する十分な情報提供がされないことや、一般消費者等を感じる漠然とした電離放射線に対する不安、そのような不安を生じさせる情報の発信等が要因ということもできることから、「電離放射線により生じ、又は起因するもの」とはいえないとの解釈を展開することも不可能ではないであろう。特に、今回の希釈したALPS処理水の海洋放出という、管理によって現在の科学的知見の下での安全性が確保されたといえる状況の下で生じる風評被害については、原子力事故と直接に関連して生じる風評被害と比べても、原子力損害に該当しないと解する可能性は高いといえよう。このような観点からは、希釈したALPS処理水の海洋放出による風評被害はCSCの定める原子力損害にはおよそ当たらないと解する可能性もあり得るであろう。

- ・実質法による範囲の決定等

仮に、今回の希釈したALPS処理水の放出による風評被害も含めて、風評被害が原子力施設内の放射線源等により生じ、又は起因するものという位置づけが与えられるとしても、同号(vii)の「その他経済的損失」については、同条柱書に定められるように「権限のある裁判所が属する国の法令により範囲が決定される」こととなる。また、同号(vii)自体の規定の中

⁵ 日本の原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という）2条2項の「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害」という原子力損害の定義について、損害の種類を限定する立場は採用されておらず、相当因果関係が認められる限りで風評被害も原子力損害賠償に含まれていると考えているようであることから、CSCの解釈においても、風評被害に対する賠償を認める余地がないわけではないとする見解として、日本エネルギー法研究所『原子力損害の補完的補償に関する条約各条の解説及び法的問題点の検討—平成21～22年原子力損害法制検討班報告書—』JELI-R-No. 126（2012年）14頁〔水野謙執筆部分〕がある。また、同様の日本法の解釈を前提として、改正ウィーン条約との関係で、少なくとも、日本の裁判所は風評損害を除外する趣旨で条約の原子力損害の概念を解釈するとは考えない方が無難であることを指摘するものとして、藤田友敬「原子力損害の概念～改正パリ条約を中心として」日本エネルギー法研究所『原子力損害賠償に係る法的枠組研究班報告書—平成17年度研究報告書—』JELI-R-No. 109（2007年）84頁がある。同論文では、原子力事故が生じ、一定の範囲で環境汚染が生じている場合の風評損害については、改正ウィーン条約1条1項k号(vii)に定める「環境汚染によって生じたものではない経済的損失」に含まれ、「原子力損害として賠償の対象となる可能性がある」（85頁）と指摘される。

⁶ 野村豊弘ほか編著『原子力損害賠償法コンメンタール』（第一法規，2022年）269頁。

にも、「権限のある裁判所が属する国の民事責任に関する一般法により認められるものに限る」とされている。このように同種のようにも見える二重の限定がされていることについては、その趣旨の確認が必要であろう。

まず、「権限のある裁判所が属する国の法令により範囲が決定される」という限定については、「権限ある裁判所が属する国の法令」という概念がCSC1条k号で「この条約に従い管轄権を有する裁判所が属する国の法令（法の抵触に関する規則を含む。）」と定義されているため、法の適用に関する通則法（以下「通則法」という）を始めとする日本の準拠法選択規則により指定される準拠法上、今回の希釈したALPS処理水の海洋放出による風評被害による損害が賠償の対象となっているかによって、判断されることとなる。

他方で、「権限のある裁判所が属する国の民事責任に関する一般法」については、改正ウィーン条約の解説報告書⁷によると、必ずしも起草過程からは明確ではないものの、「権限のある裁判所が属する国の法」という表現との異なりは、準拠法選択規則を含まない趣旨で、「法廷地の実質的な不法行為法を指す意図があるようにみえる」⁸とされる⁹。この理解を前提とするならば、結局、CSC1条f号(vii)については、柱書の規定により法廷地の国際私法が選択する準拠法上、原子力損害として賠償が認められる損害でなければならない、かつ、(vii)の文言から法廷地実質法上も原子力損害として賠償が認められなければならないという累積的連結が定められているとすることができる。これは、通則法において、不法行為の準拠法について、原則的に結果発生地法による（同法17条）としつつ、法廷地法である日本法を累積的に適用する（同法22条）連結政策と類似しており、法廷地の公序の観点からの不法行為の成立・効力の制限という趣旨を有し得るものである¹⁰。CSCにおいては、事故発生地国に専属的な国際裁判管轄が認められており（CSC13条1項参照）¹¹、「権限のある裁判所が属する国の民事責任に関する一般法」による制限は、事故発生地国法上認められない損害までも原子力損害として賠償の対象となることを防ぎ、事故発生地国が想定する賠償の範囲に止める機能を有すると考えられる。ただし、前述のとおり、日本では同様の意義を有する規定が

⁷ INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, The 1997 Vienna Convention on Civil Liability for Nuclear Damage and the 1997 Convention on Supplementary Compensation for Nuclear Damage - Explanatory Texts, IAEA International Law Series No. 3 (Rev.2), IAEA, Vienna (2020).

⁸ Cf. *Ibid.*, section 2. 3. 2. なお、このような解釈は、INLEXの第4回会合（2005年2月7日から11日に開催）でも支持された。

⁹ この点については、日本エネルギー法研究所・前掲注(5)13頁〔水野謙執筆部分〕も参照。

¹⁰ 通則法22条が特別留保条項と呼ばれ、公序の観点からの制限という趣旨を有することについては、中西康ほか『国際私法〔第3版〕』（有斐閣、2022年）254-255頁参照。

¹¹ 日本エネルギー法研究所・前掲注(5)41頁〔道垣内正人執筆部分〕参照。

通則法22条の特別留保条項として既に規定されているため、条約中でこの文言による制限がかかっていることが、法適用関係に影響を与えることはない¹²。

以上の制限からすると、仮にCSC1条f号(vii)の「その他経済的損失」に風評被害に基づく損害についても含まれるとの理解を採るとしても、法廷地の準拠法選択規則が指定する準拠法上、損害賠償が認められ、かつ、法廷地法上も損害賠償が認められる場合に限り、条約上の原子力損害の中に風評被害が含まれることとなる。

2. 処理水の海洋放出とCSCの適用範囲

希釈したALPS処理水の海洋放出に基づく風評被害による損害について、CSCの適用範囲に含まれるかという問題との関係では、これが原子力事故に起因した損害ということが出来るのが問題となると考えられる。CSCは、例えば、3条で「一の原子力事故当たりの原子力損害に関する賠償又は補償」と規定していること等からも明らかなとおり、原子力事故に起因する損害のみを対象としていると解される¹³。前述のとおり、今回の希釈したALPS処理水の海洋放出は、管理によって現在の科学的知見の下での安全性が確保された状況で行われているものであり、関連して発生する風評被害が原子力事故に起因したものといえるのか、疑問であるということもできよう。

そこで、以下ではCSCにおける「原子力事故」の概念を確認すると共に、今回のALPS処理水の海洋放出により生じる可能性のある風評被害について、原子力事故により生じた損害といえるのか、検討を行う。

・「原子力事故」（1条i号）

原子力事故については、CSC1条i号で「一の出来事又は同一の原因による一連の出来事であって、原子力損害を生じさせるもの又は防止措置のみに関しては原子力損害をもたらす重大かつ急迫の脅威を生じさせるもの」と定義される。このような定義からも、条約の対象と

¹² また、同前13頁〔水野謙執筆部分〕においては、日本法は純粋経済損害について厳格に制限する立場をとっていない（損害の種類で原子力損害を限定することではなく、原子力事故等と損害の相当因果関係によって損害の範囲を定めている）ことから、この制限は「あまり重要な意義を持たないであろう」と指摘される。

¹³ およそ「事故」といえるものがない場合は、原子力損害の発生は認められないであろう。この点については日本エネルギー法研究所・前掲注(5)14-15頁〔水野謙執筆部分〕参照。なお、同書で指摘されるとおり、日本の原子力損害賠償補償契約に関する法律3条では、政府が契約により補償する損失の中に、「正常運転（政令で定める状態において行われる原子炉の運転等をいう。）によって生じた原子力損害」が含まれており、原子力事故がなくても原子力損害が生じることを想定していると解することもできる。

なる原子力損害が、あくまで原子力事故によって発生するもののみであることが基礎付けられる¹⁴。

今回の希釈したALPS処理水の海洋放出に関連して生じ得る風評被害については、二つの捉え方の可能性がある。一つの捉え方は、海洋放出が一つの独立した行為であるとしても、処理水中の放射性物質が福島事故と関連するものであることから、福島事故という「同一の原因による一連の出来事」として、生じ得る風評被害やその損害賠償の問題を捉えることである。もう一つの捉え方は、海洋放出を独立した加害行為ないし出来事と捉えて、生じ得る風評被害について福島事故とは独立のものと問題を捉えることである。

この点について、「原子力事故」の定義からするならば、今回の処理水の海洋放出という行為については、あくまで福島事故の一連の出来事という位置付けとなると考えられる。事故処理の一環で、今回の海洋放出がされ、風評被害もその結果として発生し得るものであるためである。そうすると、基本的には、福島事故に対してCSCが適用されるとすれば、処理水の海洋放出も福島事故の一部に関連するものとして、風評被害についてもCSCが適用されることとなる。

また、海洋放出行為を独立の出来事として捉えるとすると、果たして原子力損害といえるのか、疑問も残る。福島事故との関連性が断絶したとすると、事故処理の過程の出来事とはいえ、管理によって現在の科学的知見の下で安全性が確保された出来事である以上、発生し得る風評被害についても、原子力事故に起因する損害とはいえるのか、特に、通常運転が行われている原子力施設からトリチウムが含まれる液体廃棄物が放出されることによって、風評被害は生じ得るが、それと異なる扱いをする合理性があるのか、疑問となるのである。今回の海洋放出も福島事故という一連の出来事の一部と捉えるべきであると考えられるが、仮に独立の出来事と捉える場合には、そもそも風評被害自体を原子力損害と捉えることが困難となり、そもそもCSCは適用されないと考えられる。

そうすると、CSCの適用がされる可能性があるとしたら、福島事故に対してCSCが適用される場合のみである。しかし、日本についてCSCが発効したのは、あくまで福島事故の後であり、その適用の可否については、争いがある。そこで、次に、福島事故に対するCSCの適用について、検討する。

・福島事故に対するCSCの適用

福島事故に対してCSCが適用されるか否かに関しては、いわゆるトモダチ作戦に参加した（元）米軍関係者が東京電力に対して損害賠償等を請求した事案において、CSCが直接適用

¹⁴ 同前15頁。

されることはない判断されている¹⁵。日本がCSCを締結したのが、福島事故の後であることからすると、CSCが遡及的に適用されて条約上の規定が遡及的に福島事故に対して適用されることはないと解される。このような遡及適用が認められるとすると、CSCの補償の枠組みが事故発生後に条約を締結した国との関係でも活用されることとなるが、それは締約国間で発生し得る原子力損害についてのリスクを分担するというCSCの基本的な趣旨に反するといえる。

なお、国際裁判管轄に関する規定については、訴え提起時を基準とすべきとして、福島事故に対しても適用されるとする見解もある¹⁶。確かに、管轄判断の基準時の一般原則からするならば、訴え提起時を基準と解することも考えられるが、CSCは、賠償の問題等について事故単位で対応をする規定となっている（3条1項参照）ことからすると、個別の訴えがCSCの適用範囲に含まれるか否かについても、基本的には当該訴えがいずれの事故に関係するものであるか、更には、当該事故についてCSCが適用されるかによって判断されるべき事項であると考えられる。そうすると、やはりCSCの締結以前に発生した事故との関係では、管轄規定も含めて、適用がないと解することが合理的であるように思われ、福島事故に対して、CSCは適用されないと考えられる。

3. 小括

以上の分析からすると、今回の海洋放出との関係で生じ得る風評被害については、CSCの適用はないと考えられる。このような風評被害を原子力損害と位置付けるためには、福島事故という出来事を大きく捉えて、その一環として風評被害を捉える必要があるが、福島事故自体にCSCの適用がないと解される以上、風評被害に対してもCSCの適用はない。他方で、今回の海洋放出を一つの独立した活動と捉える場合には、当該活動との関係ではCSCの適用の可能性はあり得るものの、管理によって現在の科学的知見の下での安全性が確保された状況である以上、むしろ原子力事故に起因した損害と位置付けることはできず、風評被害が原子力損害と位置付けられることはないと考えられる。いずれにしても、今回の海洋放出に関連して生じ得る風評被害については、CSCは適用されないと解される。

なお、仮にCSCが今回の海洋放出に対して適用されることとなる場合、日本の観点からは、同条約に基づいて、日本の裁判所に国際裁判管轄は専属することとなり（CSC13条1項），

¹⁵ Cf. *Cooper v. Tokyo Elec. Power Co.*, 860 F.3d 1193 (9th Cir. 2017). なお、この裁判例については、竹下啓介「原子力損害賠償に関する裁判の国際裁判管轄—トモダチ作戦裁判からの示唆—」日本エネルギー法研究所『原子力損害賠償に関する法的論点の検討—2017～2018年度原子力損害賠償に関する法的論点検討班報告書—』JELI-R-No. 149（2022年）33頁以下も参照。

¹⁶ 道垣内正人「国境を越える原子力損害についての国際私法上の問題」早稲田法学87巻3号131頁。

他のCSCの締約国では、裁判がされないはずである¹⁷。また、日本で裁判がされる場合には、準拠法選択規則を含む日本法が適用されることとなるが、この点については、本稿IIIにおける準拠法選択規則の分析によることとなる。

ただし、CSCは締約国間での国際法上の義務を定めるに過ぎず、非締約国の裁判所では、裁判がされる可能性もある。そして、例えば、中国や韓国といったCSCを締結していない国の裁判所で、風評被害に関する裁判がされ、判決が下された場合に、当該判決をどのように扱うかが問題となる。CSCには、この点を直接に規律する規定はないと解される¹⁸。そうすると、日本としては、当該判決をどのように扱うべきか、国内法に基づいて判断することとなるが、上記のとおり、CSCの締約国との関係であれ、日本の裁判所に国際裁判管轄が専属している以上、民事訴訟法118条に規定される国内法上の外国判決の承認の判断に当たっても、非締約国の裁判所には国際裁判管轄（間接管轄）が認められず、同条1号要件を満たさないとして、承認を否定することが合理的であると考えられる。

III 風評被害と国際私法

1. 分析の視点

CSCの適用がないとすると、風評被害を理由とする損害賠償請求の問題については、他の渉外的法律関係と同様に、国内の国際私法によって規律がされることとなる。国際私法に関して生じる問題としては、国際裁判管轄、準拠法選択、外国判決の承認・執行が想定される。

・通常の国際私法規則が適用されるか

風評被害を理由とする損害賠償請求は、基本的に、不法行為に基づく損害賠償請求と位置付けることができ、他の不法行為請求と同様に、問題を判断することが考えられる。一般論として、風評被害によって生じた損害の賠償請求は不法行為請求と位置付けることができ、かつ、不法行為請求について一般的に規律する制定法（民事訴訟法中の国際裁判管轄規則・外国判決の承認に関する規則、通則法中の準拠法選択規則）が存在する以上、解釈論としては、それらの規定によって規律がされると解することが合理的であろう。

¹⁷ CSCが適用される場合の国際私法上の取扱いについては、例えば、道垣内正人「CSCのもとでの国際裁判管轄・準拠法・外国判決の承認施行—CSC批准前後の変化について」日本エネルギー法研究所『原子力損害賠償法に関する国内外の検討—2013～2014年度原子力損害賠償に関する国内外の法制検討班報告書』JELI-R-No. 135（2017年）67頁以下を参照。

¹⁸ なお、2019年7月2日にハーグ国際私法会議外交会議第22会期で採択された「外国判決の承認及び執行に関する条約」においても、原子力損害賠償の問題は条約の適用範囲から事項的に除外された（同条約2条1項h号）。これは、同条約23条2項にCSC等の原子力損害賠償に関する条約を優先する規定があったとしても、原子力損害賠償に関する条約が非締約国との関係を規律しておらず、その結果、原子力損害賠償に関する判決についてハーグ国際私法会議の外国判決の承認及び執行に関する条約が適用されてしまう可能性を避けるため、明確に事項的に除外したものであると解される。

しかし、原子力損害賠償という問題の特殊性を強調するとすれば、通常の国際私法の規律ではなく、条理に基づく特別の国際私法規則の存在を認め、それによって規律をすると解する考え方もあり得よう¹⁹。解釈論としてこのように条理を持ち出すことについては、制定法を修正する恣意的な法解釈を導き出すことに繋がりがかねない²⁰。しかし、原子力損害賠償という問題の特殊性からするならば、このような可能性を探究することも、十分に理由があると考えられる。

そこで、以下では、国際裁判管轄・準拠法選択・外国判決の承認執行の各問題について、一般的な不法行為請求として規律される場合と、条理によって原子力損害賠償に固有の規律がされる場合と、双方の場合を想定して、分析を進めることとする。

2. 国際裁判管轄

今回の希釈したALPS処理水の海洋放出に基づく風評被害を理由とする損害賠償請求の訴えが日本の裁判所に提起された場合、国際裁判管轄については、以下のとおり、どのような考え方を採用したとしても、あまり問題とならず、当然に認められるものと考えられる。なお、外国判決の承認要件としての国際裁判管轄、すなわち間接管轄については、外国判決の承認執行の箇所では言及する。

・原子力損害賠償を一般の不法行為に基づく損害賠償と同様に扱う場合

原子力損害賠償を一般の不法行為に基づく損害賠償と同様に扱う場合、東京電力に対する損害賠償請求については、東京電力の主たる事務所又は営業所の所在地（民事訴訟法3条の2第3項）が日本に認められることから、問題なく、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められることとなる。外国居住者等が日本で東京電力に対して損害賠償請求の訴えを提起した場合に、「日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情」が認められることもないであろう²¹。

・原子力損害賠償に関する特別の規律を認める場合

¹⁹ 例えば、法例（明治31年法律第10号）の立法の際にも、海事に関しては、特別法による規律が想定され、その後の学説上も海事国際私法に関しては、条理によって準拠法が定まるとの主張が展開されてきた。これらの点については、小出邦夫編著『逐条解説・法の適用に関する通則法〔増補版〕』（商事法務、2015年）422-430頁。

²⁰ 国際私法における条理の意義については、竹下啓介『基礎・国際私法—三酔人国際私法問答』（日本評論社、2023年）29頁以下を参照。

²¹ 被告の主たる事務所又は営業所が日本にあるにもかかわらず、民事訴訟法3条の9の特別の事情を認めて、訴えを却下した事例として、東京地判平30・1・24判タ1465号246頁、大阪地判令3・1・21（平成30年（ワ）第5041号）がある。しかし、いずれの事例でも同一事件又は関連事件の裁判が外国で行われていた事案である。

原子力損害賠償に関する訴えであることから、条理によって特別の規律を認める場合にも、事故発生地国である日本の裁判所に専属管轄が認められるという内容の条理が認められるのみであると考えられる。CSCの適用される原子力損害賠償に関する問題について、条約の適用上、日本で事故が発生した限りにおいては日本に国際裁判管轄が認められることからすると、条約の適用されない請求についても、平仄を合わせて、条理上、日本に専属管轄を認めるという考え方のみが想定されることが考えられる。また、国際裁判管轄に関する専属管轄は、自国の強行法規の確実な適用を実現することに基礎付けられると指摘される²²が、日本の原賠法の確実な適用を実現すべき強行法規と位置付けることは十分に可能であると考えられる。そのため、少なくとも政策的には、原子力損害賠償に関する訴えについて、日本で事故が発生した場合に日本の裁判所に法定専属管轄を認めることは一定の合理性を有する。そして、異論もあるが、このような合理性を根拠に、条理に基づく国際裁判管轄の規律を認めることは可能であると解される。

仮に以上のような条理に基づく国際裁判管轄の規律を認める場合にも、希釈したALPS処理水の海洋放出に基づく風評被害を理由とする損害賠償請求の訴えについて、福島事故に起因する出来事である以上、日本の裁判所の国際裁判管轄が認められることに疑義はないであろう。そうすると、条理に基づく規律を認めるか否かが結論に影響を与えることはない。ただし、理論的には検討を要する問題であると考えられる。この点について、国際裁判管轄の判断の基準時が訴え提起時であること（民事訴訟法3条の12参照）や、民事訴訟法の国際裁判管轄規則の制定に関する時際法の内容²³に鑑みると、訴えが提起される現時点において、どのような内容の規範が存在するかを検討する必要がある。そうすると、現時点において日本はCSCを締結しており、CSCの適用される訴えについて法定専属管轄を認めている以上、それと平仄を合わせて、CSCの適用されない訴えについても、条理に基づき、日本で事故が発生した場合には日本の裁判所に法定専属管轄が認められると解すべきであると考えられる。

ただし、このように条理上の法定専属管轄を認めるとすれば、今回の処理水の海洋放出の事案とは関係がないが、内外国の管轄配分の平等の理念に鑑みると、仮に外国の原子力施設で事故が発生した場合の原子力損害賠償請求の訴えについては、当該外国に法定専属管轄が認められる以上、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められないという結論となる²⁴。CSC等

²² 横溝大「国際専属管轄」名古屋大学法政論集245号（2012年）128-129頁。

²³ 民事訴訟法等の一部を改正する法律（平成23年法律第36号）附則2条1項では、「第1条の規定による改正後の民事訴訟法の規定（第3条の7を除く。）は、この法律の施行の際現に係属している訴訟の日本の裁判所の管轄権及び管轄に関しては、適用しない。」と定め、訴え提起時を基準に、新法と旧法の適用関係を定めている。

²⁴ 民事訴訟法3条の5において法定専属管轄が規定されているが、同条各号に規定される類型の訴えで、外国に関するものについては、外国に法定専属管轄が認められる結果、日本の国際裁判管轄は否定されると解され、このことを民事訴訟法3条の10が定めていると解されている。秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法Ⅰ〔第2版追補版〕』（日本評論社、2014年）623頁、659-660頁。少なくとも、同

の条約枠組みの中にある国々であるとすれば、損害賠償請求の問題について一定の質が確保された賠償責任法制という制度的担保のある事故発生地国の裁判所での裁判に委ねる合理性がある。他方で、そのような制度的担保のない非締約国の裁判所での裁判に委ねるとする判断が合理的といえるかは、なお検討を要する事項であろう²⁵。仮にこの点を懸念とするならば、条約上の専属管轄規定は、あくまで一定の質が確保された賠償責任法制を有する締約国間でのみ機能する考え方であり、それ以外の非締約国で発生した事故についてまで外国に専属管轄を認めることを正当化する考え方ではないとして、やはり条理上の規律は存在しないと解することとなる。

3. 準拠法選択

・通則法による場合の性質決定

希釈したALPS処理水の海洋放出に基づく風評被害の損害賠償請求について、一般的な不法行為と性質決定するならば、通則法によって準拠法が決定されることとなる。そして、通則法のいずれの単位法律関係に性質決定されるかが問題となるが、この点については、基本的に通則法17条の「不法行為によって生ずる債権の成立及び効力」に性質決定することとなると考えられる。

海洋放出によって想定される風評被害は、海産物等に対する放射能汚染という風評による事業者の売上の低下であるが、事業者が販売しようとする商品の価値が、風評による信用毀損によって低下したことに基づくものであると解されることからすると、通則法19条が対象とする名誉・信用毀損の単位法律関係に性質決定する可能性はある。しかし、同条の単位法律関係は「他人の名誉又は信用を毀損する不法行為」であり、特定の私人の名誉・信用の毀損を対象とするものである。だからこそ、通常、加害者側にも予見可能性が認められることとなる被害者の常居所地法（被害者が法人その他の社団又は財団である場合にあっては、その主たる事務所の所在地の法）を準拠法としている²⁶。他方で、今回の希釈したALPS処理水の海洋放出によって想定される風評は、そのような特定の事業者自身の信用の毀損する種類

条2号に規定される「登記又は登録に関する訴え」については、民事訴訟法3条の10によって、3条の2から3条の4及び3条の6から3条の9までの規定は適用されないことから、明文上も、登記又は登録をすべき地が外国にある登記又は登録に関する訴えの国際裁判管轄は、日本に認められないこととなる（佐藤達文＝小林康彦編著『一問一答 平成23年民事訴訟法等改正—国際裁判管轄法制の整備』（商事法務，2012年）108頁）。

²⁵ 外国の裁判所に紛争解決を委ねることができるからこそ、日本の国際裁判管轄を否定することができる。この点については、竹下・前掲注(20)50-55頁。ただし、通常の国際裁判管轄の議論では、外国法制度の内容までは検討せずに日本との関連性に基づいて国際裁判管轄は決されるため、非締約国が事故発生地国となる場合にも、非締約国の法制度の如何にかかわらず、日本の国際裁判管轄を否定することも考えられる。

²⁶ 小出・前掲注(19)223頁。

のものではなく、海洋放出がされる周辺海域における海洋資源等に対する放射能汚染の可能性に関する一般的な社会的評価の低下に起因するものであり、特定の私人の名誉・信用を直接に毀損するものでないことからすると、同条の対象とする信用毀損の問題とは性質を異にすると考えられる。また、今回想定される風評被害に基づく損害の賠償請求は、風評を生じさせる情報を提供している者に対する損害賠償請求ではなく、希釈したALPS処理水の海洋放出を行った東京電力に対するものである点においても、同条の対象とする通常の名誉・信用毀損の問題とは性質を異にするものである。さらに、風評による商品販売・売上の低下は、当該商品の市場において生じるものであり、市場がある社会との密接に関係する問題であると考えられることからしても、市場地とは無関係に被害者の常居所地法等のみを準拠法とする通則法19条に性質決定することは妥当でないと考えられる。加えて、風評被害に基づく損害賠償についてのみ他の福島事故に関連する原子力損害賠償に関する問題と区別して、準拠法決定を行う合理性も乏しいと考えられることからしても、この問題のみを通則法19条に性質決定することは適切でない。

以上の検討によれば、風評被害の損害賠償については、一般不法行為の問題であり、かつ、通則法中の不法行為の準拠法選択に関する特則の適用もないため、風評被害の問題については、通則法17条の「不法行為によって生ずる債権の成立及び効力」の単位法律関係に性質決定されることとなろう。

・風評被害の結果発生地

通則法17条の単位法律関係に性質決定をする場合、次に、連結点である「加害行為の結果が発生した地」がどこかが問題となる。前述のように、風評被害は、風評が商品の信用を毀損し、商品販売・売上が低下することによって生じた経済的損害のことであり、被侵害法益は、風評による一定の市場での商品の信用や価値の毀損であると解される。そうすると、商品の信用が毀損され、実際に商品販売や売上が低下した場所である市場地が、結果発生地となると考えられる。例えば、韓国の水産物を取り扱う事業者が中国向けに水産物の輸出を行っていたが、希釈したALPS処理水の海洋放出以降に中国向けの輸出量が低下し、それが風評被害によるものであるとして、東京電力に対して日本の裁判所に損害賠償請求を行うとすれば、結果発生地は市場地である中国となり、中国法が準拠法となるであろう。また、日本の水産事業者が、処理水の海洋放出以降に香港向けの輸出量が低下し、それが風評被害によるものであるとして東京電力に対して損害賠償請求を行うとすれば、結果発生地法は香港法となる。

なお、準拠法の決定に当たっては、加害行為である処理水の海洋放出によって当該市場で実際に結果が発生したかどうか、すなわち、風評による当該市場における商品価値の低下や、経済損害が処理水の海洋放出と因果関係を有するかといったことまでは、検討する必要はな

いと考えられる²⁷。原告が主張する請求権の存否を判断する準拠法を定めるという問題の性質上、基本的に原告の主張を基礎として準拠法を定めることとなるためである²⁸。原告が特定の市場における商品価値の低下や経済的損害の発生を主張して損害賠償請求の訴えを提起した場合において、仮に実際にそのような商品価値の低下や経済的損害が発生していなくても、発生していないことから請求が棄却されるという結論を導くためには前提として準拠法を特定しなければならず、その際には、原告の主張を前提として準拠法を定める以外に方法はないのである。同じことは、因果関係の存否等の他の不法行為の一般的な要件についても当てはまる。希釈したALPS処理水の海洋放出による風評被害に基づく損害の賠償請求における「加害行為の結果が発生した地」の認定に当たっては、基本的に、原告の主張を前提とせざるを得ないと考えられる²⁹。

・より「密接な関係がある他の地」の法（通則法20条）

ただし、通則法17条によって準拠法とされた地の法が、そのまま準拠法として特定されるわけではない。通則法20条においては、「明らかに前三条の規定により適用すべき法の属する地よりも密接な関係がある他の地があるときは、当該他の地の法による。」と規定しており、より密接な関係がある他の地があれば、その地の法が準拠法となる。同条においては、そのような他の地があるかの判断について、「当事者が法を同じくする地に常居所を有していたこと」及び「当事者間の契約に基づく義務に違反して不法行為が行われたこと」が考慮要素となることが明示される。風評被害による損害賠償請求であるとする、東京電力との間の契約に基づく義務に違反して不法行為が行われたといった事実は認定されないと考えられるものの、東京電力と同様に日本に主たる事務所又は営業所を有する企業との間の紛争であれば、常居所ではないものの、主たる事務所又は営業所が日本国内にあることは考慮されるべきであろう。

そうすると、例えば、前述の海洋放出によって香港向けの商品の輸出量が低下した日本の水産事業者が、東京電力に対して損害賠償を求めて訴えを提起するという事案であるとする

²⁷ 不法行為に関する訴えの国際裁判管轄との関係では、「不法行為があった」ことについて、判例法上、客観的事実関係の証明が必要とされる。この点については、最判平13・6・8民集55巻4号727頁、竹下啓介「不法行為地の国際裁判管轄の判断における『客観的事実関係』」法曹時報72巻10号（2020年）1頁以下も参照。

²⁸ 竹下・前掲注(20)67頁参照。

²⁹ これは、被侵害法益が、風評による一定の市場での商品価値の低下という観念的なものであり、市場毎に区別された結果の発生が想定され、どの市場での商品の価値や評価の低下を問題とするかが、原告の請求によって定まるためであると考えられる。例えば、同じ原子力損害賠償であっても、商品が実際に放射能汚染されて販売できなくなったことを理由として損害賠償を求める訴えであったとすると、どこで商品について放射能汚染が発生したのかについては、原告が主張する発生地と異なる地を裁判官が認定することも考えられ、原告の主張のみで発生地が定まるわけではない。

と、結果発生地となる香港よりも、双方の企業が日本に主たる事務所又は営業所を有することからすると、日本法がより「密接な関係がある他の地」の法として準拠法となる場合もあり得るであろう。

- ・通則法22条による日本法の適用

ただし、通則法17条・20条によって外国法が準拠法となる場合にも、前述のとおり、通則法22条により、日本法が累積的に適用されることとなる。同条は、一般的には、不法行為の成立及び効力について日本法を累積的に適用する規定であると解されており、その結果、仮に外国法上損害賠償請求が認められることとなるとしても、日本法を適用した場合に損害賠償が認められないとすれば、結論として、損害賠償請求は認められないこととなる。ただし、諸外国と比較すると、日本では相当因果関係が認められる限りで風評被害に基づく損害の賠償についても認められていると指摘³⁰されており、日本法による制限が問題となることはあまりないであろう。

- ・絶対的強行法規としての原賠法の規律の適用

風評被害に基づく損害賠償請求についても、原子力損害賠償法上の「原子力損害」（同法2条2項）に該当するとすれば、原賠法が適用されることとなる。この点については、東京地判平18・4・19判時1960号64頁（以下「東京地判平成18年」という）において、原子力損害賠償「法が、賠償されるべき損害の範囲について何ら限定を付していないことからすれば、当該事故と相当因果関係が認められる損害である限り、これを『核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害』（同法三条一項）と認めて妨げないというべきであり、いわゆる風評損害について、これと別異に解すべき根拠はない。」として、東海村JCO臨界事故における風評損害に原賠法が適用されると判断した。福島事故の処理の過程において処理水の海洋放出が行われており、事故に直接起因する風評被害と同様に扱われるべきものであるとすれば、原賠法の適用が認められることとなる。

仮に風評被害についても原賠法の適用が認められるとすると、渉外的な事案においては、日本の原賠法の規定の中の強行性の特に強い法規、日本の公序の維持のために適用が必須となる法規については、絶対的強行法規として、準拠法の如何にかかわらず、常に適用されることとなる。例えば、無過失責任や責任集中（同法3条及び4条）については、強行性の特に強い法規として、準拠法上の規定を排除して適用されることとなると考えられる。他方で、

³⁰ 日本エネルギー法研究所・前掲注(5)13頁〔水野謙執筆部分〕。

賠償すべき損害の範囲，すなわち風評被害が損害賠償の対象となるかといった点やいかなる損害についてまで相当因果関係が認められるかといった点についての規律は，絶対的に日本の規律による必要があるとまではいえず，例えば，外国法上，風評被害による損害賠償が認められていない場合にまで，そのような規律を排除して日本法上の規律を強行的に適用し，風評被害による損害賠償を認めることはないと考えられる³¹。

・原子力損害賠償に関する準拠法選択一条理による場合

原子力損害賠償という法律問題の特殊性に鑑み，これを対象とする通則法による準拠法選択はないとして，条理によって準拠法選択をする可能性はあり得る。そのような場合には，原子力損害賠償の問題については，原子力事故と最も密接に関係する事故発生地法によって，一律に解決することが想定される。そうすると，処理水の海洋放出による風評被害を理由とする損害賠償請求については，福島事故に起因する問題であることから，事故発生地法である日本法が排他的に適用されることとなると解される。

ただし，原子力損害賠償に関する問題が，不法行為に基づく損害賠償請求という性質のものであることに異論はないと解され，不法行為によって生ずる債権の成立及び効力の準拠法を定める条文が通則法17条として規定されていることからすると，そのように条理によるとする解釈は，恣意的な解釈であるとの批判を免れることはできないであろう。また，通則法22条によって日本法が累積的に適用されたり，絶対的強行法規として原賠法の一部規定が準拠法を排除して強行的に適用されたりすることに鑑みると，双方の見解の実質的な異なりは，結局，外国法上風評被害に基づく損害賠償が認められない場合に，外国法の規律を尊重して損害賠償請求を否定するか，日本法の規律によって損害賠償を認めるかという異なりのみである。そして，商品の価値や信用が決定される市場地の法に基づいて損害賠償が認められていないとすれば，そもそも賠償されるべき損害が発生していないと理解できる。これらの点からするならば，実質論においても，敢えて条理に基づく特別の準拠法選択規則を認める必要はないと考えられる³²。

³¹ あまり想定されないものの，逆に，準拠法となる外国法上は不法行為が成立して損害賠償が認められる一方で，日本法上は不法行為が成立しない，又は損害賠償が認められないといった場合には，前述のとおり，通則法22条によって日本法上の規律が優先することとなる。

³² 特に，このような条理に基づく準拠法選択規則を認めたとすると，外国の原子力施設で事故が発生し，日本の裁判所で被害者による損害賠償請求が問題となる事案についても，事故発生地国法のみを適用して事案を処理することとなる。しかし，国際裁判管轄の議論と同様に，CSCの非締約国である事故発生地国（事故発生地国がCSCの締約国であれば，日本での裁判はされない）の法に，日本で法益侵害結果が発生した場合における被害者の損害賠償の問題を委ねることについては，被害者に近い法によるその確実な保護の実現という観点からは，問題があるようにも思われる。外国で事故が発生した事故について市場地法による適切な賠償を実現するためにも，条理に基づいて事故発生地国法を準拠法とすることについては，慎重な検討が必要となると考えられる。

4. 外国判決の承認・執行

処理水の海洋放出に基づく風評被害を理由とする損害賠償との関係では、外国の裁判所で被害を主張する者が東京電力に対して損害賠償を請求し、当該裁判所で損害賠償を認める判決が下されることも想定される。そして、判決を下した外国（以下「判決国」という。）の国内に被告となる東京電力の財産が十分でない場合には、日本に当該外国判決についての強制執行を求める訴えが提起され（執行判決請求訴訟）、その際に、外国判決が承認されるか、問題となる。外国判決の承認要件については、民事訴訟法118条に規定されており、原子力損害賠償に関する判決、特に、処理水の海洋放出に基づく風評被害についての損害賠償を認める判決であっても、基本的に他の種類の外国判決と異なる規律とする合理性はないと考えられる。そうすると、当該判決が日本で承認されることとなるか、同条の各号要件が満たされるか、問題となる。

・間接管轄

まず、民事訴訟法118条1号に規定される間接管轄の要件が問題となる。間接管轄については、最判平26・4・24民集68巻4号329頁（以下「最判平成26年」という）において示された判断基準からするならば、基本的に民事訴訟法の国際裁判管轄（直接管轄）の規定に準拠して判断することとなる。

前述のとおり、国際裁判管轄（直接管轄）に関しては、他の一般的な不法行為に関する訴えと同様に考えて、民事訴訟法中の国際裁判管轄規定によって規律されとする考え方と、原子力損害賠償にかかる特殊な問題と考えると、条理によって規律されとする考え方の双方があり得る。そこで、以下では、それぞれの考え方によった場合に、間接管轄がどのように判断されるか、分析を行う。

・直接管轄について民事訴訟法の規定が適用される場合

一般的な不法行為に関する訴えと同様に、民事訴訟法中の国際裁判管轄規定によって規律されとするならば、東京電力の主たる事務所又は営業所は日本にあるため、民事訴訟法3条の2第3項の規定に準拠して判決国に間接管轄を認める事はできない。そのため、他の管轄原因を検討する必要があるが、間接管轄を肯定する管轄原因として検討を要するものは、財産所在地管轄（民事訴訟法3条の3第3号）及び不法行為地管轄（民事訴訟法3条の3第8号）であろう。

・財産所在地管轄（民事訴訟法3条の3第3号）

損害賠償請求が財産権上の訴えであり、金銭の支払を請求するものであることから、民事訴訟法3条の3第3号の規定に準拠して、差し押さえることができる被告の財産が判決国内にあるときには、その財産の価額が著しく低いときを除き、基本的に判決国に国際裁判管轄が認められることとなる。そうすると、東京電力が判決国内に財産を有している限りにおいては、基本的に間接管轄が認められることとなりそうである。

ただし、民事訴訟法3条の3第3号が執行可能財産の所在を管轄原因としている趣旨としては、その地で裁判を行うことによって円滑に執行を実現することができることを理由とするものであり（執行の容易性に鑑みて、日本に財産がある被告に対する裁判を認める）³³、日本で当該判決を承認するための間接管轄の管轄原因として適切なものであるかについては、争いがあり得る³⁴。仮に、最判平成26年の判断のとおり、原則的に民事訴訟法中の国際裁判管轄規定に準拠して判断することが必要であるとしても、民事訴訟法3条の9の特別の事情の考慮や、間接管轄の判断としての独自の個別具体的事情の考慮（個々の事案における具体的事情に即して、当該外国判決を日本が承認するのが適当か否かという観点からの条理に照らした判断）が適切にされなければならないであろう。

・ 不法行為地管轄（民事訴訟法3条の3第8号）

風評被害を理由とする損害賠償請求の訴えは「不法行為に関する訴え」（民事訴訟法3条の3第8号上段）に該当するため、同号に準拠して間接管轄を判断するならば、不法行為があった地が判決国内にあるときは、基本的に間接管轄が認められることとなる。そして、この不法行為があった地には、加害行為とされる被告の行為の行為地とその結果の発生地の双方が含まれるが、処理水の海洋放出による不評被害の不法行為における加害行為地は、希釈されたALPS処理水の海洋放出を含め、東京電力が行った行為は日本に集中していることからすれば、結果発生地が判決国内にある場合にのみ、原則的に間接管轄が認められることとなる。そうすると、結果発生地の認定が問題となるが、この点については、前述の準拠法選択における検討と同様に、風評被害によって商品価値や信用が毀損され、その販売・売上の減少した市場の属する社会（市場地）であると考えられる。仮に、判決国内の市場における商品販売・売上の減少によって商品価値の評価の低下を認定することができれば、結果発生地が判決国内にあるということとなると考えられる³⁵。

³³ 佐藤＝小林・前掲注(24)45頁。

³⁴ 秋山ほか・前掲注(24)601-602頁。

³⁵ なお、複数の法域で発生した風評被害に基づく損害の賠償について、判決国でまとめて判断が下された場合、判決国でも結果が発生していれば、併合請求の国際裁判管轄の規定（民事訴訟法3条の6）に準拠して、判決国以外の法域で発生した結果についての損害賠償を命ずる部分についても、原則的に国際裁判管轄が認められることとなる。

ただし、不法行為地管轄を認めるためには、「不法行為があった」ことの証明が必要である。そして、この「不法行為があった」ことは、本案における請求原因事実でもあるため、国際裁判管轄の判断において本案と同様の審理を行うことは理論的な矛盾が生じる（国際裁判管轄の有無が確定していない段階で、被告に本案について応訴させる状況と同様の状況に陥ってしまう）ため、管轄原因事実としてどのように判断すべきかが問題となる。この点、従来の学説上は不法行為があったことが一応証明されることが必要であるとする考え方（一応の証明説）も有力であったが、最判平13・6・8民集55巻4号727頁（以下「最判平成13年」という）において、いわゆる客観的事実証明説が採られており、同様の考え方が間接管轄の判断との関係でも採用されている（最判平成26年参照）。この考え方によれば、「被告が日本国内でした行為により原告の権利利益について損害が生じたか、被告がした行為により原告の権利利益について日本国内で損害が生じたとの客観的事実関係」が証明されれば足りることとなる³⁶。

風評被害を理由とする損害賠償請求においては、この客観的事実関係の証明として求められる被告の行為と原告の権利利益についての損害の発生との間の事実的因果関係の証明をどこまで厳格に求めるかが問題となる。なぜなら、この点は、純粋に具体的事実によって客観的に認定されるものではなく、一定の社会的な状況、すなわち、希釈したALPS処理水の海洋放出と、原告の商品販売・売上の減少という事実的状況を前提に、その評価として認定される必要があると考えられるためである³⁷。不法行為の実体判断に関するものではあるが、東京地判平成18年においては、「原子力事故が放射線や放射能の放出といった目には見えない危険を伴うものであること、本件臨界事故が前記のとおり死傷者を出した重大なものであり、事故直後からマスコミで大々的に取り上げられていた（証拠として提出された新聞記事（甲二七）を見ると、臨界事故の重大性を報じる記事は、その安全性を示す記事よりもはるかに大きく取上げられており、このことから、一般読者に事故の重大性に関する印象が強く伝わっていたことが推測される。）ことなどからすれば、消費者ないし消費者の動向を反映した販売店において、事故現場から一〇キロメートル圏内の屋内退避要請地域にある本社工場を『生産者』と表示した原告の納豆製品の危険性を懸念して、これを敬遠し、取扱いを避けようとする心理は、一般に是認できるものであり、それによる原告の納豆製品の売上減少等は、本件臨界事故との相当因果関係が認められる限度で本件臨界事故による損害として認めることができる」と判断されていた。このような判断を参考として風評被害を理由とする損害賠償請求の訴えの国際裁判管轄の判断を検討するならば、客観的事実関係の証明のた

³⁶ 客観的事実関係証明説については、竹下・前掲注(27)4-11頁を参照。

³⁷ 客観的事実関係の認定においても、一定の評価の介在が必要となることについては、同前・37-41頁を参照。

めの事実的因果関係については、原告の商品の危険性を懸念して、これを敬遠し、取扱いを避けようとする（消費者ないし消費者の動向を反映した）販売店の心理が一般に是認できるかという観点から、事実的因果関係の認定がされるべきであると考えられる³⁸。そうすると、臨界事故の重大性を報じる記事がその安全性を示す記事よりもはるかに大きく取り上げられていた東海村JCO臨界事故とは異なり、十分な準備を行うことができる処理水の海洋放出については、安全性について適切な情報開示がされればされるほど、消費者ないし消費者の動向を反映した販売店の取扱いを避けようとする心理は一般に是認することはできないこととなり、処理水の海洋放出と売上の減少との間の事実的因果関係は認められないと判断することになるであろう。処理水の放出に関する適切な情報開示が行われているにもかかわらず、海外で不必要に不安をあおる報道や、虚偽の事実に基づく情報の発信がされることによって風評被害が生じたとすれば、その原因となる加害行為はそのような報道や情報発信であり、希釈したALPS処理水の海洋放出については事実的因果関係も否定されるべきこととなる。そうすると、海外の市場において商品販売・売上の低下が生じたとしても、希釈したALPS処理水の海洋放出によって商品の取扱いを避けようとする心理が一般に是認され販売・売上の低下と事実的因果関係が肯定されるには、かなり高いハードルが設定されることが考えられる。事実的因果関係の認定については、個別具体的な事案の判断に委ねざるを得ないものの、海洋放出計画にないインシデントの発生もなく、日本政府や東京電力、更にはIAEA等による多言語での適切な情報発信・情報開示が行われている状況においては、海洋放出と外国の市場における商品価値の低下や経済的な損害の発生との間に事実上因果関係が認められる場合を想定することは極めて困難である。そうすると、基本的に判決を下した外国裁判所に間接管轄としての不法行為地管轄が認められることはないであろう。

・条理による国際裁判管轄の規律が認められる場合

なお、原子力損害賠償の問題について、仮に条理により事故発生地国に専属管轄が認められるとする立場を採るならば、希釈したALPS処理水の海洋放出についても、福島事故の一

³⁸ 「あれなければこれなし」の定式に沿って事実的因果関係を考える場合にも、希釈したALPS処理水の海洋放出がなければ、商品の価値や信用の毀損がなく、売上の減少等がなかったことを証明すれば良いこととなるが、海洋放出がなければ商品の売上の減少がなかったということは一定の評価を伴う問題である。単に海洋放出時期における商品の販売や売上の減少について、海洋放出が原因であると原告が主張するだけでは、客観的事実証明説における事実的因果関係が証明されたことにはならない。いわゆる中間指針の「消費者又は取引先が、商品又はサービスについて、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合」という基準も参考になろう。原子力損害賠償紛争審査会「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（2011年8月5日）40頁。

環として捉えることができるため、日本の国際民事手続法の観点からは、外国裁判所には間接管轄がおよそ認められないこととなる³⁹。

・その他の要件

処理水の海洋放出による風評被害を理由とする損害賠償請求を認める外国判決の日本における承認で問題となり得る点は、公序要件（民事訴訟法118条3号）であると考えられる。外国判決の承認において、本案についての実質的再審査を行うことはできない⁴⁰が、その内容が日本の法秩序の基本原則ないし基本理念と相いれないものと認められる場合には、公序要件をみたさず、承認されない⁴¹。外国判決の内容の如何によっては、日本の法秩序の基本原則・基本理念と相容れないとして、承認を拒絶することとなろう。

なお、相互の保証の要件⁴²については、中華人民共和国の裁判所の判決との関係では相互の保証の要件はみたされず、およそ承認されないと考えられる⁴³。韓国との関係では、相互の保証は認められ得るであろう⁴⁴。なお、台湾の裁判所の判決についても、日本で台湾の判決を承認した実例が見当たらず、相互の保証の要件が認められるのか、必ずしも明らかでない。ただし、台湾側では、日本の裁判所の判決を承認した実例があるようであり⁴⁵、要件についても同種の判決について同様の要件の下に承認しているとすれば、相互の保証の要件は認められることとなると解される⁴⁶。

³⁹ 特許紛争についてであるが、日本に法定専属管轄が認められるとして、外国判決の承認が拒否された事例として、名古屋高判平25・5・17（平成24年（ネ）第1289号）がある。

⁴⁰ 民事執行法24条4項参照。

⁴¹ 最判平9・7・11民集51巻6号2573頁参照。

⁴² 相互の保証の要件については、判決国において、日本で承認を求められている判決と同種類の日本の判決が民事訴訟法118条各号所定の条件と重要な点で異なる条件のもとに効力を有するものとされていることをいうと解されている（最判昭58・6・7民集37巻5号611頁参照）。すなわち、判決国で日本の判決が実際に承認されたことがあるかといったことが問題となるのではなく、判決国における外国判決の承認要件が日本の民事訴訟法中の承認要件と重要な点で異なることで、相互の保証の要件をみたすこととなる。ただし、互惠関係がないとして日本の判決は承認しない中国のように、日本の判決を承認しないことが明らかであれば、相互の保証はおよそ認められない。

⁴³ 中国との間に相互の保証がないことを判断した裁判例として、例えば、東京高判平27・11・25（判例集未登載、平成27年（ネ）2461号）を参照。

⁴⁴ 前掲注(38)で言及した名古屋高判平25・5・1において、韓国特許権の移転登録に関する部分の訴訟費用の支払いを命ずる判断との関係で、「我が国の民事訴訟法118条に定める要件とほぼ同じであって、日本と韓国との間に相互の保証があり、同条4号の要件を充足することは、当事者間に争いがない。」としている。ただし、当事者間に争いがないとして相互の保証の要件をみたすと判断することには疑問が残る。相互の保証の要件については、当事者の主張・立証に委ねることはできず、裁判所が職権により判断をすべき要件であると考えられる。

⁴⁵ 蔡秀卿「台湾における外国判決の承認及び執行の現状」産大法学48巻3=4号（2015年）807頁、高杉直「日本における外国判決および外国仲裁判断の承認・執行」名古屋大学法政論集276号（2018年）411頁を参照。

⁴⁶ 台湾との関係では、そもそも台湾の判決が「外国」判決に該当するかも問題となるが、台湾で下された判決に基づく救済を適切に実現しようとするならば、少なくとも、「外国」に該当しないことを

Ⅳ おわりに

- ・ 風評被害を理由とする損害賠償請求

従来、国際私法学において、風評被害を理由とする損害賠償請求の訴えに焦点を当てて、分析を行う研究は見当たらなかったが、風評被害という不法行為の類型について、検討すべき特別の問題が多くあることが確認できた。一段と進展する情報社会の国際化の流れの中で、様々な風評被害が発生することは想定され、損害賠償請求の問題の適切な解決を実現するためにも、更なる検討が必要となると考えられる。特に、今回の希釈したALPS処理水の海洋放出による風評被害については、情報発信者ではなく処理水の放出者が責任を負うことが当然の前提とされている点が特徴的であるが、このような事案も含めて、広い視野から風評被害については検討される必要があると考えられる。

- ・ 希釈したALPS処理水の海洋放出に関するその他の国際私法上の問題

希釈したALPS処理水の海洋放出に対する差止請求についても、問題となると考えられる。日本で差止請求の訴えが提起された場合の準拠法の問題や、外国裁判所で東京電力に対して海洋放出の差止めを命ずる判決が下された場合における当該判決の承認・執行の問題等がある。これらの問題についても、更なる検討が必要であると考えられる。

* 2024年3月31日脱稿

理由に承認を拒否することは問題があると考えられる。河野俊行「外国裁判所」高桑昭＝道垣内正人『新・裁判実務大系3国際民事訴訟法（財産法関係）』（青林書院，2002年）318頁以下も参照。

第 5 章

フランスにおける原子力損害賠償法制 —周辺問題も含む近時の動向を中心として—

東京大学大学院法学政治学研究科教授

中 原 太 郎

はじめに

原子力発電に大きく依存するフランスにおいて、原子力事故の防止に係る原子力安全はもちろん、原子力事故が生じた際の被害者救済に係る原子力損害賠償の問題は、本来的に重要な意義を有する。もっとも、原子力損害賠償に関するフランス国内での議論は、必ずしも盛んではない。その理由は、第一に、フランスはパリ条約及びブラッセル補足条約の締約国であり、それらが国内法源として直接に適用される点に求められる。国内法が独自に規律する事柄は限定的であるため、本来的に国際法の問題であるとの意識が強い。第二に、フランス国内で大きな原子力事故が発生したことがない点も挙げられる。原子力損害賠償法制が実際に発動する事態が生じたことがないために、それに対して寄せられるフランス国内の学説上の関心は、記述的・理論的なもの（無過失責任としての性格等）にとどまっている。

かかる前提のもとでフランス法から有意な知見を得ることは容易でないが、それでも、興味深い点がないわけではない。一つは、①有限責任・責任集中という原子力損害賠償法制の骨格につき、パリ条約と齟齬をきたさない限りで国内法的な再考を促す議論が現れていることが注目される。この議論には、多かれ少なかれ、福島原発事故の影響も見出される。もう一つは、②原子力損害賠償の類似問題といえる核実験被害者補償に関して、近時、法制度の創設と運用が進められていることが注目される。遅発性の人身損害の扱いという原子力損害賠償でも問われ得る論点について、実践的な検討がされているのである。以上に加え、③パリ条約（や日本法）と対比する前提として、そもそもフランスにおける不法行為責任¹の一般法がどのようなものであるか²について、（それが一般に必ずしもよく知られているわけではないだけに）改めて確認するのが有益である。

以上の認識のもと、本稿では、フランスの原子力損害賠償法制を概観した上で（Ⅰ）、注目されるポイントに限定して若干立ち入った紹介・分析をする（Ⅱ・Ⅲ）。なお、上記②（核実験被害者補償）については、原子力損害賠償との接点（補償の性質・内容、人身損害における因果関係の推定）を確認するにとどめ、包括的検討は別の機会にすることとしたい。

¹ 現在では、契約責任と対比した「契約外責任(responsabilité extracontractuelle)」の語が用いられるのが一般的であり、フランス民法典の見出しにもこれが使われている。中原太郎「不法行為法——契約外責任法の現代的展開と到達点」岩村正彦ほか編『現代フランス法の論点』（東京大学出版会、2021年）189頁以下を参照。もっとも、日本では馴染みの薄い言葉であるので、以下では「不法行為責任」の語を用いることとする。

² 全般的には、山口俊夫『概説フランス法 下』（東京大学出版会、2004年）155頁以下、中原・前掲注(1)論文を参照。また、フランス法の強い影響を受けつつ他国法等の議論も取り入れ、独自の路線を歩みつつあるベルギー法の動向につき、中原太郎「契約外責任（不法行為）法におけるフランス法主義とその変容——ベルギー法の改正動向（契約外責任法の改正に関する法律準備草案）を素材として」NBL1183号（2020年）4頁以下を参照。

I フランスの原子力損害賠償法制の概観

フランスの原子力損害賠償法制については以前から日本でも紹介がされているが³、改正パリ条約・改正ブラッセル補足条約を踏まえ、改めて整理しておきたい（1.）。あわせて、原子力損害賠償の周辺問題（特に核実験被害者補償法制）にも触れておく（2.）。

1. 原子力損害賠償法制の構造と内容

国際条約と補完的な国内法(1)から成るフランスの原子力損害賠償法制(2)は、福島原発事故後もそれ以前と同様の姿を保っている。

(1) 原子力損害賠償に関する法源

フランスは、経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)の作成に係る【1】パリ条約（1960年7月29日採択、1968年4月1日発効）及び【2】ブラッセル補足条約（1963年1月31日採択、1974年12月4日発効）の締約国の一つである。これらの条約は、1964年1月28日の追加議定書及び1982年11月16日の追加議定書により改正される一方（以下、これらの改正を経た条文を【1】改正前パリ条約・【2】改正前ブラッセル補足条約とする⁴）、大規模な改正を企図した2004年2月12日の修正議定書（以下、当該改正を経た条文を【1'】改正パリ条約・【2'】改正ブラッセル補足条約とする⁵）は、2022年1月1日に発効した。

上記の2つの条約は、国内法的法源として直接的に適用される。条約が各締約国の裁量に委ねた事項のみ、各締約国が国内法により補完的に規律されることになる⁶。フランスでは、両条約発効までの暫定的な法律⁷の後に制定された「原子力エネルギー分野における民事責

³ 谷川久「フランスの原子力損害賠償制度」日本エネルギー法研究所編『諸外国の原子力損害賠償制度——原子力責任班報告書——（JELI R-No.58）』（日本エネルギー法研究所、1993年）135頁以下、内閣府原子力委員会 原子力損害賠償制度専門部会（第1回）配布資料1-7「諸外国の原子力損害賠償制度の概要」（2015年5月21日）16頁以下、<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/senmon/songai/siryo01/siryo1-7.pdf>等。

⁴ これらの条文の日本語訳として、道垣内正人「原子力損害賠償に関する諸条約」日本エネルギー法研究所編『諸外国の原子力損害賠償制度——原子力責任班報告書——（JELI R- No.58）』（日本エネルギー法研究所、1993年）386頁以下等。また、【1】の理由書として、*Exposé des motifs de la Convention de Paris (telle que modifiée par les Protocoles de 1964 et 1982)*, (<https://www.oecd-neo.org/law/expose-fr.pdf>)。

⁵ これらの条文の日本語訳として、日本エネルギー法研究所『2004年に改正された原子力の分野における第三者責任に関するパリ条約及び2004年に改正されたブラッセル補足条約——平成15～16年度原子力損害賠償に係る法的枠組研究班中間報告書——（JELI R- No.104）』（日本エネルギー法研究所、2005年）等。同書199頁以下には、「パリ条約及びブラッセル補足条約の改正に関する改正参加国代表による説明的報告書」の日本語訳も掲載されている。また、【1'】の理由書として、*Exposé des motifs de la Convention de Paris (telle que modifiée par les Protocoles de 1964, 1982 et 2004)*, ([https://one.oecd.org/document/NEA/NLC/DOC\(2020\)1/fr/pdf](https://one.oecd.org/document/NEA/NLC/DOC(2020)1/fr/pdf))。

⁶ 1968年10月30日の法律第943号第1条、環境法典L.597-1条・L.597-26条を参照。

⁷ 「原子力由来の事故に関する責任の特別な規律枠組みを暫定的に創設する1965年11月12日の法律第955号」。パリ条約・ブラッセル補完条約（1964年1月28日の追加議定書による改正を経たもの）の批准を承認する同日の法律第954号にあわせて制定された。

任に関する1968年10月30日の法律第943号」が、この意味での補完的な国内法の役割を担っている。当該法律の条文は数度改正される一方⁸、条文自体の配置が、近時、【3】環境法典L.597-1条以下に変更された（「環境経済成長のためのエネルギー移行に関する2012年1月5日のオルドナンス第6号」）。なお、上記2004年の修正議定書にフランスが署名したことを前提に、環境法典上、「パリ条約修正議定書（2004年2月12日署名）の発効後に適用される規定」（L.597-1条～L.597-25条）と「パリ条約修正議定書（2004年2月12日署名）の発効まで適用される規定」（L.597-26条～L.597-46条）の二本立ての構成が採られていたが、修正議定書の発効から6か月の経過により後者は削除されることになる（2015年8月17日の法律第992号130条IV。もっとも、以下では、【1】【2】とともに、それらを前提とする後者も引用しておく）。

なお、2011年の福島原発事故は、原子力安全等の分野ではヨーロッパの規律に影響を及ぼしたが⁹、原子力損害賠償の分野に対する直接的影響はこれまでのところ僅少である。パリ条約・ブラッセル補足条約は、2004年の修正議定書以降、改正されておらず、また、フランス環境法典の条文改正も、従来の規律を前提としつつ、微修正を施すものでしかない¹⁰。もっとも、少数ではあるが、福島原発事故は原子力損害が従来の想定よりもはるかに甚大なものとなり得ることを示したとして、再考の必要性を指摘するフランス学説も見られる¹¹。

⁸ 1990年6月16日の法律第488号〔1982年11月16日の追加議定書を反映〕、2000年9月19日のオルドナンス第916号〔フラン表記をユーロ表記に変更〕、2006年6月13日の法律第686号〔2004年2月12日の修正議定書を反映〕、2012年8月23日のデクレ第985号〔「国庫司法官(agent judiciaire du Trésor)」→「財務司法官(agent judiciaire d'État)」〕、2014年12月30日の法律第1662号〔資金的保証の監督手続の改正〕、2015年8月17日の法律第992号〔条文表現の修正〕、2019年9月18日のオルドナンス第964号〔「大審裁判所(tribunal de grande instance)」→「司法裁判所(tribunal judiciaire)」〕。

⁹ 原子力安全につき、フランス原子力安全局(ASN)による報告書 (Les cahiers de l'ASN #03, *10 ans après Fukushima : Quelles améliorations pour la sûreté des installations nucléaires en France ?*, 2021 [https://www.asn.fr/content/download/176965/1827351?version=13]) 等を、食品安全につき、ヨーロッパ原子力共同体(Euratom)につき概説するJ. Boudant, *v° Euratom, Rép. eur.*, Dalloz, 2016, n°s 123-132等を参照。

¹⁰ 前掲注(8)の〔 〕内を参照。

¹¹ M. Lamoureux, « La responsabilité de l'État et de l'exploitant nucléaire : un point de vue français », in M. Hautereau-Boutonnet (dir.), *Après-Fukushima, regards juridiques franco-japonais*, PUAM, 2014, p.31, spéc. p.32 ; J. Knetsch, « Pour une réforme du droit de la responsabilité nucléaire », in H. Arbousset, C. Lacroix et B. Steinmetz (dir.), *Risques, accidents et catastrophes*, L'Harmattan, 2015, p.145, spéc. pp.145-146. 後者につき、当該論文をもとに日本で行った講演の翻訳原稿として、ジョナス・クネッチュ（馬場圭太訳）「ヨーロッパにおける原子力損害賠償責任——統一か混乱か——」ノモス39号（2016年）15頁以下（同29頁以下にフランス語原稿が、法律時報88巻10号（2016年）58頁以下に翻訳の要約版が、それぞれ掲載されている）。

(2) 原子力損害賠償法制の要点

【1】改正前パリ条約・【1'】改正パリ条約，【2】改正前ブラッセル補足条約・【2'】改正ブラッセル補足条約，【3】フランス環境法典を総合すると，フランスの原子力損害賠償法制は，以下のように素描される¹²。

a. 原子力施設の操業者の責任

原子力施設の操業者は，当該施設における¹³原子力事故により生じた原子力損害（当該原子力施設自体に生じた損害等を除く）について，責任を負う（【1】3条a），【1'】3条a）¹⁴。改正前パリ条約・改正パリ条約上「原子力事故」「原子力施設」「原子力損害」等の語が定義されており，フランス環境法典の適用範囲もこれにより画されることになる（【3】L.597-2条1項・L.597-27条1項〔原子力施設〕，同L.597-3条¹⁵〔原子力損害〕）。ただし，免責事由がある。改正前パリ条約では，①戦闘行為，敵対行為，内戦又は反乱による原子力事故についての免責のほか，締約国の国内法に別段の規定がない限り，②異常に巨大な天災地変による原子力事故についての免責が認められていたが（【1】9条），改正パリ条約では②は削除された（【1'】9条）¹⁶。さらに，改正パリ条約は，締約国の国内法がその旨を定めている場合には③被害者の故意・重過失を理由とする減免責が認められる旨を規定しているところ（【1'】6条e），フランスはかかる減免責を定めた条文を設けている（【3】L.597-15条）。

原子力施設の操業者の責任の限度額につき，改正前パリ条約は最大1,500万SDR（約1,900万ユーロ）を原則とする旨を規定していたのに対し（【1】7条。締約国の立法による増減は

¹² J. -M. Pontier, « La responsabilité du fait nucléaire », in J. -M. Pontier et E. Roux (dir.), *Droit nucléaire. Le contentieux du nucléaire*, PUAM, 2011, p.117等。なお，以下では，細かな点は捨象するか，注で述べるにとどめる。また，後で取り上げる点は，当該箇所ですべて詳述する。

¹³ 核物質の輸送及びそれに伴う貯蔵の過程で生じた原子力損害については別の規律が設けられている（【1】4条・【1'】4条，【3】L.597-9条～L.597-11条・L.597-33条～L.597-35条）。

¹⁴ 原子力事故以外の事故との競合により原子力損害が生じた場合でも，それにより生じた損害が原子力事故により生じた原子力損害と合理的に分別できない限り，原子力事故により生じた損害とみなされる（【1】3条b）・【1'】3条b））。M. Lamoureux, « Le traitement des dommages en cas d'accident nucléaire en France », in M. Hautereau-Boutonnet et K. Yoshida (dir.), *Regards juridiques franco-japonais sur le risque environnemental*, PUAM, 2017, p.117, spéc. p.130は，福島原発事故のような自然力との競合にも適用されると理解した上で，当該条文の重要性を指摘する。なお，同論文の日本語訳として，マリー・ラムルー（大澤逸平訳）「フランスにおける原子力事故被害の取扱い」吉田克己，マチルド・オートロー＝ブトネ編『環境リスクへの法的対応——日仏の視線の交錯』（成文堂，2017年）55頁以下参照。

¹⁵ 原子力損害を定義する独立の条文は，改正前パリ条約にはなく，改正パリ条約で導入されたため，フランス環境法典上も，「パリ条約修正議定書（2004年2月12日署名）の発効後に適用される規定」にのみ，原子力損害の定義に関する条文が設けられている。

¹⁶ 国際原子力機関(IAEA)の作成に係るウィーン条約の改正に倣ったものであり，「パリ条約締約国は，原子力施設についてそのような自然災害にも耐え得るよう建設され，維持されなければならないという考えを共有している」（日本エネルギー法研究所・前掲注(5)119頁）と説明されている。天災地変による免責は危険責任（「創出されたリスク(risque créé)」に基づく責任）と符合しない（フォートの要素が混入することになる）という見地から，②の削除を支持するものとして，M. Lamoureux, *supra* note 11, pp.37-38.

可)、改正パリ条約は最低でも7億ユーロとする旨を締約国に求めている(【1'】7条a)¹⁷。責任限度額を設けない選択をも許すことを明確にしたものであるが¹⁸、フランスは以前より責任限度額を設けている。その額は、環境法典への組み込み(前述)の際に、従来の9,146万9,410.34ユーロから7億ユーロ(【3】L.597-4条1項・L.597-28条1項)に増やされた。

原子力損害の賠償請求権は、原子力施設の操業者に対してのみ行使することができ(【1】6条a)・【1'】6条a))、別段の定めがある場合を除き、ほかのいかなる者も原子力事故によって生ずる原子力損害について責任を負わない(【1】6条b)・【1'】6条b))。操業者は、①第三者が故意により原子力損害を生じさせた場合、又は、②契約上明確に定めている場合のみ、原子力損害を生じさせた第三者に対し求償権を有する(【1】6条e)・【1'】6条e))。社会保障給付等により原子力損害が填補される場合の求償権については締約国の国内法等により規律されるとされている(【1】6条h)・【1'】6条h))。フランス環境法典は、かかる場合に操業者に対する求償が可能である旨を規定している(【3】L.597-18条・L.597-41条)。

そのほか、損害賠償請求の期間制限について、①改正前パリ条約では、「原子力事故の日から10年以内」に訴えが提起されない場合には、損害賠償請求権が消滅するとされていたが(【1】8条a))、改正パリ条約では、人身侵害に関して30年に期間が延長された(ほかの原子力損害は従来どおり10年。【1'】8条a))。締約国はこれらよりも長い期間を定めることができるが、この場合には、延長期間内に提起される損害賠償の訴えに関して、操業者の責任を填補する措置を講じなければならない(【1】8条a)・【1'】8条b))。他方、②締約国は、被害者が原子力損害及び責任を負うべき操業者の双方を知った日又は合理的に知るべきであった日を起算点とする3年(改正前パリ条約では2年)を下回らない期間を定めることもできる(【1】8条c)・【1'】8条d))。フランス環境法典は、②については3年の期間を定め、①についてはパリ条約に従っている(【3】L.597-17条1項・L.597-40条1項)。なお、①の期間延長につきパリ条約は各締約国に裁量を与えているところ(【1】8条a)・【1'】8条b))、フランスは〔人身侵害以外の場合につき〕、10年を超えて損害が顕在化した場合に国が補償義務を負う旨の規定を設けている(【3】L.597-17条2項・3項・L.597-40条2項)。

また、管轄については、原則として、その領域内で原子力事故が生じた締約国の裁判所のみが管轄権を有するとされ(【1】13条a)、【1'】13条a))、改正パリ条約では、さらに、当該締約国は一の原子力事故から生じる原子力損害の賠償に関して単一の裁判所が権限を有す

¹⁷ 低リスクの施設と原子力物質の輸送から生じる事故については、従来の500万SDRから、それぞれ7,000万ユーロ・8,000万ユーロに引き上げられた(【3】旧L.597-28条2項、同L.597-4条2項〔同L.597-28条2項〕・同L.597-8条〔同L.597-32条〕)。

¹⁸ 日本エネルギー法研究所・前掲注(5)116頁; *Exposé des motifs*, supra note 5, n°64. なお、ドイツは改正前パリ条約下で無限責任を採用していたが、これは同条約自体が各締約国に責任限度額の引き上げを認めていたこと(【1】7条b)ii))に依拠するものであった。

ることの確保が要求されている（【1'】13条h）¹⁹。フランスは、パリ司法裁判所（旧パリ大審裁判所）の専属管轄としている（【3】L.597-19条1項・L.597-42条1項）。

b. 被害者に対する賠償を確保するための措置

原子力施設の操業者は、以上のような損害賠償責任の履行確保のために、責任限度額に相当する金額²⁰の保険その他の資金的保証を講じ、かつ、これを維持しなければならない（【1】10条a）・【1'】10条a））。なお、改正パリ条約では、資金的保証が利用できない・不十分である場合、締約国は、7億ユーロまで、公的資金の提供により賠償請求に対する支払を確保する必要があるとされている（【1'】10条c）²¹）。こうした規律の実効性を確保すべく、フランス環境法典上、経済・財務・振興大臣による監督（【3】L.597-7条1項・L.597-31条1項）や違反の場合の罰則・操業停止措置（【3】L.597-20条・L.597-43条）が定められている。あわせて、フランス環境法典においては、被害者が保険者等に対し直接請求し得る旨（直接請求権）も規定されている（【3】L.597-16条1項・L.597-39条1項）。

以上のように、パリ条約は、原子力施設の操業者の損害賠償責任やその資金的保証について規定しているのに対し、それでは足りない場合の補償について規定しているのが、ブラッセル補足条約である。それによれば（以下、〔 〕内は改正前条文）、原子力損害の填補は、一原子力事故当たり15億ユーロ〔3億SDR〕まで確保される（【2'】3条a）〔【2】3条a）〕）。このうち、①締約国法で定められる最低7億ユーロ〔500万SDR〕までは、資金的保証及び公的資金（上述）から、②上記の額と12億ユーロ〔7,500万SDR〕との間の額については、当該原子力施設が領域内に存在する締約国の公的資金から、③12億ユーロ〔1億7,500万SDR〕と15億ユーロ〔3億SDR〕との間の額については、締約国全体で分担する公的資金²²から、それぞれ調達される（【2'】3条b）〔【2】3条b）〕）。前述のように、フランスは原子力施設の操業者の責任限度額を設けているところ、これを超える額につきブラッセル補足条約に従って補償がされることも環境法典上あわせて規定されている（【3】L.597-5条1項・L.597-26条1項）。原子力事業者とその保険者（①）のみならず当該締約国（②）やほかの締約国（③）も損害填補の義務を負い得る以上の仕組みのもとでは、賠償請求の状況を国が把握する必要があることから、操業者には、被害者からの一切の請求につき、財務司法官（経済・財務省）に対して通知する義務が課されている（【3】L.597-6条・L.597-30条）。

¹⁹ 原子力機関常任委員会勧告に基づく。日本エネルギー法研究所・前掲注(5)120頁。

²⁰ 改正パリ条約下で無限責任を採用する場合には、締約国は、操業者の資金的保証の限度額を定めることができるものとされている（【1'】10条b））。

²¹ 公的資金が提供された場合、国は、原子力施設の操業者やその保険者等に対し、求償権を取得する（【1】6条d）・【1'】6条d）、【3】L.597-16条2項・L.597-39条2項）。

²² 締約国間の分担は、各締約国の国民総生産〔国内総生産〕及びその領域内に所在する原子炉の熱出力を考慮して決せられる（【2】12条〔【2'】12条・12条bis〕）。

パリ条約・ブラッセル補足条約は、①原子力施設の操業者による賠償（資金的保証を含む）を被害者間でどう分配するか（【1】11条・【1'】11条）、また、②15億ユーロ〔3億SDR〕を超える原子力損害が生じた場合に公的補償を被害者間でどう分配するか（【2】8条・【2'】8条）については、締約国の国内法で定めるものとしている。これを受けて、フランス環境法典では、責任限度額・補償限度額では原子力損害全体をまかなえない事態が生じた場合、①6か月以内に公布されるデクレにより、かかる異常事態を認定し、責任限度額・補償限度額内での分配基準を決定するものとされている（【3】L.597-14条 I 1項・L.597-38条 I 1項）。②当該デクレにおいては、被害者確定のために国民が服すべき特別検査措置や、人身損害・財産損害の填補として各被害者に支払われる金額の算定ルールを定めることができるとされている（【3】L.597-14条 I 2項・L.597-38条 I 2項）。その上で、③人身損害が優先的に填補され、残額がある場合に未填補人身損害及びほかの原子力損害に比例的に分配される旨が規定されている（【3】L.597-14条 II・L.597-38条 II）。なお、④デクレ施行前にされた補償・賠償について、被害者が返還請求に服することはない（【3】L.597-13条・L.597-37条）。

2. 原子力損害賠償法制の周辺——特に核実験被害者補償

原子力損害賠償（原子力施設の操業者の責任）の周辺問題として整理されることが多いのが、原子力船の操業者の責任(1)及び核実験被害者補償(2)である²³。いずれも、国際条約ではなくフランス国内法による規律がされているが、特に後者は、被害者に対する補償が実際に行われており（Ⅲ 3. 参照）、重要な意義を有する²⁴。

(1) 原子力船の操業者の責任

原子力船（原子炉を動力源とする船舶）の操業者の責任に関しては、1962年5月25日のブラッセル条約があるが、フランスはこれを批准しておらず、自前の法律で規律している。1965年11月12日の法律第956号がそれであり、1968年11月29日の法律第1045号や1988年12月1日の法律第1093号による改正を経た後、2010年10月28日のオルドナンス第1307号により、運送法典L.5122-1条以下に移動された。

²³ フランス語文献として、J. -M. Pontier, *supra* note 12 ; H. Arbousset, « L'indemnisation des victimes des essais nucléaires français: cent fois sur le métier, remettre son ouvrage... », in H. Arbousset, C. Lacroix et B. Steinmetz (dir.), *Risques, accidents et catastrophes*, L'Harmattan, 2015, p.173; H. Arbousset (dir.), *L'indemnisation des victimes des essais nucléaires français*, Mare&Martin, 2021等。

²⁴ 問題の政治的な背景から、日本での注目度もある程度高い。勝俣誠「実験が終わって被害者が残った——フランスの南太平洋核実験の責任——」軍縮問題資料214号（1998年）46頁以下、真下俊樹「フランス核実験の責任追求に新たな動き」軍縮問題資料253号（2001年）62頁以下、美帆シボ「フランスの核問題——フランス核実験被害者の運動」軍縮問題資料345号（2009年）22頁以下、鈴木尊紘「フランスにおける核実験被害者補償法」外国の立法245号（2010年）44頁以下、真下俊樹「フランス核実験被害者補償制度——『因果関係の推定』をめぐる攻防」環境と公害50巻2号（2020年）26頁以下等。

もつとも、その内容は、原子力施設の操業者の責任に関するパリ条約（前述）の強い影響を受けており²⁵、フランスの規律に真の意味での独自性があるわけではない。また、原子力施設の操業の場合とパラレルな規律が志向されているという意味でも目新しいものではない。具体的には、①操業者のみが、その過失の有無を問わず、原子力損害について責任を負うこと（運送法典L.5122-2条1項。戦争等が免責事由とされている点〔同条2項2号〕も同じ）、②操業者の責任に限度額が設けられていること（同L.5122-9条1項）、③操業者は、責任の履行確保のために保険その他の資金的保証を維持する義務を負い、その違反について罰則があること（同L.5122-6条）、④被害者は保険者等に対し直接請求権を有すること（同L.5122-16条）、⑤損害賠償請求の長期・短期の期間制限が設けられていること（同L.5122-17条・L.5122-18条）、⑥操業者は故意で原子力損害を生じさせた第三者等に対し求償権を有すること（同L.5122-20条）、⑦責任限度額を超える原子力損害が生じた場合の分配の手続が定められていること（同L.5122-12条・L.5122-14条）等が共通点として見出される。他方で、パリ条約を参照しておらず原子力損害の細かな定義を欠いていること（同L.5122-1条3号〔当該船舶の原子力燃料等から生じた「あらゆる損害」とする〕）、操業者として想定されるのが国及び国により許可された者であること（同L.5122-1条1号。それゆえ、公的補償ではなく、国により許可された者による賠償が不十分な場合についての国の補充的責任が定められている〔同L.5122-13条〕）、専属管轄が定められていないこと（同L.5122-17条1項）等、構造的な相違点も見られる。

（2）核実験被害者補償

核保有国たるフランスは、1960年2月から（包括的核実験禁止条約〔1996年9月10日採択〕の締結を間近に控えた）1996年1月まで、計210回の核実験を実施した。①1960年から1966年にかけてサハラ砂漠のアルジェリア地域の核実験場（レツガンヌ、インエケル）において、アルジェリアの独立後は②1966年から1996年にかけて南太平洋のフランス領ポリネシアの核実験場（ムルロア環礁、ファンタガウファ環礁）において、大気圏内核実験（①4回・②46回）・地下核実験（①13回・②147回）が、中断を挟みつつ実施され、重大な放射能汚染事象が生じることもあった（1962年5月1日〔地下核実験〕、1974年7月17日〔大気圏内核実験〕）。これらの核実験には軍人・文官・受託企業社員が参加したほか、核実験場周辺の現地住民も数多く、被害者の総数は20万人を超えるといわれている。長らく核実験による健康被害が語られることはなかったが、1986年のチェルノブイリ（チェルノブイリ）原発事故や1995年から1996年にかけての核実験反対運動の広がり等も契機となって健康被害の掘り起こしが進められ、被害者団体も結成されるようになり、最初の核実験から50年が経過した2010

²⁵ J. -M. Pontier, *supra* note 12, p.127.

年によろしく、「フランスによる核実験の被害者の認定及び補償に関する2010年1月5日の法律第2号」が制定され、核実験被害者補償が開始された。

上記法律は、それ以前に散在していた補償の規律枠組み²⁶を廃止して一本化する（被害者の属性を問わない共通の規律枠組みを設ける）とともに、簡略化された手続のもとで補償を認めるものである。同法の原初規定によれば、①フランスによる核実験により発生した電離放射線の被曝を原因とする疾病を患った者（その者が死亡している場合はその承継人）は、その者が受けた損害全体の補償を受けることができる（同法1条）。②被害者（放射線被曝が原因の疾病を患ったとされる者）と認められるためには、同法2条所定の地域・時期に居住・滞在していたこと及びコンセイユ・デタがデクレで定めるリストに掲載されている疾病の一つに罹患したことを、その者（又はその承継人）が証明する必要がある（同法3条）。③補償の肯否は、国防大臣・保健大臣により任命された医学専門家等により構成される核実験被害者補償委員会(Comité d'indemnisation des victimes des essais nucléaires = CIVEN)により、決定される（同法4条 I 1項）。④同委員会は補償の要件（②）が充足されているかの検討を行い、当該要件が充足されている場合、被害者は、疾病の性質や被曝の状況に鑑みて核実験に帰せしめ得るリスクが無視し得る程度のものでない限り、因果関係の推定を享受し（同条 II 1項）、現金での補償（同法5条1項）を受けることができる。⑤補償を受けた場合、和解及び進行中の訴訟は取り下げられ、同様の被害の補償を求める訴訟提起は封じられる（同法6条）。⑥国防大臣は、少なくとも1年に2回、核実験経過調査諮問委員会を招集し、この法律の適用に関する調査及び疾病リストの修正について諮問する（同法7条）。

いうまでもなく、以上のような規律枠組みの肝を成すのは、裁判所への出訴ではなく、補償委員会への申請という簡易な手続で補償が実現されるという点である。もっとも、その基礎が国の行政責任（responsabilité administrative、日本でいう国家賠償責任）にあるのか、不慮の事故に際しての国民連帯(solidarité nationale)の思想にあるのかは、明らかでない（同法は法律名称で被害者の「認定(reconnaissance)」を語るのみである）²⁷。また、補償基金としての性質の有無についても、議論が提起されている²⁸。このように理論的な位置付けに困難を抱えるが、いずれにせよ、原子力に起因する損害、とりわけ人身損害の填補という観点から注目されるのは、居住・滞在の地域・時期と疾病の罹患から因果関係を推定するという手

²⁶ 軍人については退役軍人年給及び戦争犠牲者に関する法典、文民については社会保障法典、ポリネシア領の安全保障公務員についてはポリネシア領に適用される地域規則、一般人については行政責任に関する規則が、それぞれ定めていたが、補償の対象となる疾病のリストの有無（因果関係の推定の有無）や補償の内容がそれぞれ異なっていた（鈴木・前掲注(24)47頁）。

²⁷ T. Leleu, « La nature juridique du régime d'indemnisation des victimes des essais nucléaires : une responsabilité sans faute de l'État dissimulée ! », in H. Arbousset (dir.), supra note 23, p.91.

²⁸ J. Knetsch, « Le CIVEN : un fonds d'indemnisation comme les autres ? – Réflexions sur la nature juridique du comité — », in H. Arbousset (dir.), supra note 23, p.47.

法（②④）であり、これが同法の運用や改正論議において最大の論点を形成している。実は原子力損害賠償でも同様の手法が予定されており興味を惹くゆえ、後述する（Ⅲ 3. 参照）。

Ⅱ 原子力損害賠償法制の骨格——特に原子力事業者の責任のあり方をめぐって

原子力損害賠償に関する諸々の規律が、不法行為責任の一般法²⁹との対比で顕著な特徴を備えていることは、フランスにおいても同様である（1.）。フランス国内の学説の関心は、乏しいながらも、そうした理論的な側面に向けられている（2.）。他方で、福島原発事故という他国での惨事をも念頭におきつつ、消極的に既存の規律を受容するのではなく、積極的に規律（なかんずく原子力事業者の責任）のあるべき姿を論じる学説も現れている（3.）。

1. 不法行為責任の一般法との対比での特徴

フランス法における原子力施設の操業者の責任（Ⅰ 1. (2) a.）は、原子力損害賠償法制の国際標準に沿う形で、①無過失責任、②有限責任、③責任集中という特徴を備えている。

①についていえば、フランスにおける不法行為責任の一般法上、原則的な責任原因はフォート（faute, 過失³⁰）であり、その有無に関わらず責任が生じる場合（フォートによらない責任＝無過失責任）は例外として位置付けられ、原子力施設の操業者の責任はこの例外の一つに当たる。なお、減免責事由に関していえば、異常な天災地変が免責事由から外されている点（一般法上、免責事由たる不可抗力から自然力が一律に排除されることはない³¹）、被害者の軽微なフォートが減免責事由とならない点（一般法上、被害者のフォートの性質・軽重による一律の区別はされない³²）も、一般法と異なっている。

²⁹ フランスにおいては、不法行為法を含む民事責任法の改正作業が進行中であり、確立した判例・学説の明文化が予定されている。以下では、必要に応じて、2017年司法省案（単に「司法省案」と表記する）の条文を引用する（その日本語訳は、中原太郎訳「民事責任改正案——2017年3月」同編著『現代独仏民事責任法の諸相』（商事法務、2020年）520頁以下を参照）。

³⁰ 伝統的に、フォートは、(i)違法性(illicéité)（客観的な義務違反）と(ii)有責性(imputabilité)（自己の行為の結果を理解しそれを引き受ける心理的適性）から成ると理解されていたが、現在の判例・学説では(ii)の要素が脱落し、もっぱら(i)から構成されると理解されている（司法省案1242条）。なお、違法性・有責性といっても、ドイツ法における対応概念とは必ずしも一致しないことに注意を要する。野田良之「フランス民法におけるfauteの概念」川島武宜編集代表『我妻榮先生還暦記念 損害賠償責任の研究（上）』（有斐閣、1957年）109頁以下を参照。

³¹ 全部免責事由としての不可抗力(force majeure)は、克服能性(irresistibilité)・予見不能性(imprévisibilité)を要件とするものであり（司法省案1253条）、自然力も含まれ得る。

³² 被害者（被害者が責任を負うべき者を含む）の所為は、侵害の実現に寄与しフォート（被害者のフォート(faute de la victime)）と評価される限りで一部免責事由（減責事由）とされる（司法省案1254条1項）。もっとも、人身侵害については、被害者保護の要請から、重大なフォートでなければ一部免責事由とならないとする（交通事故賠償で採用されていた規律を一般法化する）旨の改正提案が示されている（同条2項）。

他方、②についていえば、一般法上、損害賠償の目的は、侵害がなければ置かれていたであろう状況をできる限り被害者に回復させることに求められている。かかる「全部賠償の原則」³³からすれば、（要件が満たされる限りで）被害者のあらゆる損害を賠償することが求められるところ、責任限度額（有限責任）の規律はその明らかな例外である。ただし、特別法上、有限責任が採用されている問題はほかにもあり、きわめて特殊とまではいえない。

それに対し、③は、原子力損害賠償法制の最も特徴的な点である。責任集中により、原子力施設の操業者以外の者（たとえば、原子炉の建設者）は被害者との関係では責任を免れることになるところ、かかる免責自体が一般法と乖離するのみならず、複数責任主体に関する一般法上の規律の例外をも成す³⁴。しかも、その者が操業者から求償を受ける可能性は排除されないものの、それが限定的な場合にしか認められていない点でも、特殊である³⁵。

被害者に対する賠償・補償を確保するために諸々の措置³⁶が用意されている点（Ⅰ 1. (2) b.）が、一般法と異なることは言うまでもない。特別法上、保険を活用した損害填補の仕組みが用意される例は稀ではないが³⁷、上記②を前提とした上で、それでは足りない部分について国、さらには他国の支出のもと補償がされるという、3層から成る賠償・補償の枠組みはフランス国内法的には稀有のものといえる。また、多数の被害者が生じた場合に対応するための手続があらかじめ想定されている点でも、特別の意義が見出される。

2. 学説の関心①——不法行為責任の体系における位置付け

以上のような規律につき、フランスの不法行為法学説は、その無過失責任性(1)と損害填補システム(2)に理論的関心を向けている。

³³ 全部賠償の原則の具体的な帰結（侵害全部の賠償〔衡平に基づく調整の否定、損害軽減義務の原則的否定等〕、侵害のみの賠償〔重複填補の否定、懲罰的損害賠償の原則的否定等〕、法令・合意による賠償制限の適否等）については、中原・前掲注(1)209-211頁を参照。

³⁴ 不可抗力に至らない第三者の所為は一部免責事由ではなく、責任主体と当該第三者はいずれも全部責任を負う（司法省案1265条1項）。

³⁵ 複数責任主体間の求償については、全員又は数名の責任原因がフォートである場合にはそれらの者の間でフォートの重大性に応じた求償が、いずれの者の責任原因もフォートでない場合には寄与度（責任原因の因果的役割）に応じた求償がなされる（司法省案1265条2項）。

³⁶ もっとも、現状、資金的保証の確保・維持義務の履行は十分に強制されておらず、信頼性を欠く状況に陥っているとも指摘されている。M. Lamoureux, *supra* note 11, p.34.

³⁷ 強制責任保険の例は、諸々の事業者のほか、交通事故、狩猟等の危険スポーツ、専門家（公証人、弁護士、医師、建築者、運送人等）等で見られる。G. Viney, *Traité de droit civil. Introduction à la responsabilité*, 4^e éd., LGDJ, 2019, n°19, pp.39-40. また、一定のリスクにさらされている者に損害保険契約の締結を強制するとともに当該契約の内容を規制する手法（「直接保険(assurance directe)」と呼ばれる）も用いられる。*Ibid.*, n°38, pp.72-76. アンヌ・ゲガン＝レキュイエ・後掲注(43)179-182頁も参照。

(1) 危険活動についての無過失責任

フランス判例は無過失責任の規律枠組みの創出に積極的であり³⁸、特に、「物の所為による責任の一般原理」を編み出したことで知られる。本来は動物保管者責任や建物所有者責任の導入規定にすぎない民法典1242条（旧1384条）1項「ひとは、自己の所為によって生じさせる損害だけでなく…自己が保管する物の所為から生じる損害についても、責任を負う」に規範的意義を持たせることにより、損害発生に物理的に介入した有体物の保管者にフォートの有無によらない責任を負わせるという、比較法的に特異な規律が形成された³⁹。その射程は非常に広範であり、無過失責任立法（交通事故賠償等）をも先導した一方、他国で見られる危険責任（特別の危険を有する物質や活動等に着目した無過失責任）の規律枠組みが解釈論上形成されることは、近時に至るまでなかった。もっとも、危険活動による責任の特別法上の規律は散在していたのであり、原子力損害賠償法制はその代表格であった（ほかに、航空機事故、空中ケーブル事故、船舶事故、油濁事故等）。

現在進行している民事責任法改正作業においては、危険活動についての無過失責任に関する一般規定を創設することが、学者草案により提案された⁴⁰。一つはカタラ・グループの草案（2006年）⁴¹であり、「異常に危険な活動を行う事業者」に当該活動の結果として生じた損害を賠償する責任を負わせることを提案しつつ、「異常に危険な活動」であるか否かの指標を後述の多衆侵害性に求める。他方、この提案では適用範囲が際限なく広がる危険性があることから、もう一つの学者グループであるテレ・グループの草案（2011年）⁴²は、（環境

³⁸ 「物の所為による責任の一般原理」のほか、近隣妨害(trouble du voisinage)（近隣に異常な妨害を生じさせた者に無過失責任を課す）が知られる。また、契約責任の領域では、結果債務（と手段債務の区別）も挙げることができる。

³⁹ 日本語文献として、野田良之「自動車事故に関するフランスの民事責任法(1)～(3・完)」法協57巻2号～4号（1939年）、新関輝夫『フランス不法行為責任の研究』（法律文化社、1991年）、山口・前掲注(2)188-205頁、中原・前掲注(1)188-189頁等。

⁴⁰ これに関するフランス語文献として、A. Guégan-Lécuyer, « Vers un nouveau fait générateur de responsabilité civile : les activités dangereuses (Commentaire de l'article 1362 de l'Avant-projet Catala) », in *Études G. Viney*, LGDJ, 2008, p.499 ; J. -S. Borghetti, « Les activités. La responsabilité de l'entreprise du fait des activités dangereuses », in N. Ferrier et A. Péliissier (dir.), *L'entreprise face aux évolutions de la responsabilité civile*, Economica, 2012, p.59 ; L. Mazeau, *La responsabilité civile des professionnels exploitant une activité à risque*, PUAM, 2013 ; J. Revel, « La responsabilité du fait des activités anormalement dangereuses », in M. Bourassin et J. Revel (dir.), *Réformes du droit civil et vie des affaires*, Dalloz, 2014, p.265等。

⁴¹ P. Catala (dir.), *Avant-projet de réforme du droit des obligations et du droit de la prescription*, La Documentation française, 2006. 該当条文の日本語訳は以下のとおり。

第1362条① 異常に危険な活動を行う事業者は、その活動が適法なものであっても、この活動の結果として生じる侵害を賠償する義務を負う。ただし、特別の規定がある場合は、この限りでない。

② 多数の者に同時に作用しうる重大な侵害のリスクを創出する活動は、異常に危険なものとみなされる。

③ 第1項の事業者は、第1349条ないし第1351-1条が規定する要件における被害者のフォートの存在を証明することによってのみ、免責されうる。

⁴² F. Terré (dir.), *Pour une réforme du droit de la responsabilité civile*, Dalloz, 2011. 該当条文の日本語訳は以下のとおり。

侵害の危険性が高いとして）「環境法典上の指定に服する施設の操業者」に無過失責任を負わせる（賠償対象も人身侵害・財物侵害に限定する）旨の提案をするが、環境法の規律とリンクさせることの可否は一つの問題だろう。結局、適用範囲を限定するのが難しいこと、明文化が予定されている上記「物の所為による責任の一般原理」でカバーし得る問題が多いであろうことから、司法省案では導入が見送られたが、原子力損害賠償法制が、フランス法上欠けていた危険活動に基づく責任の検討を主導する意義を有することには変わりはない。

（2）多衆侵害事例における損害填補

原子力事故は、一度に多数の被害者を生み、莫大な損害を発生させる。かかる「多衆侵害（*dommage de masse*）」（単一の加害事象〔共通の原因を有する複数の加害事象の総体を含む〕を契機とし、多数の被害者を生じさせる、人身、財産又は自然環境への侵襲）における不法行為法の意義と役割が不法行為法学の大きな検討課題であることは、フランスにおいても変わらない。これに先駆的に取り組んだテーズ（博士論文）⁴³は、多衆侵害の概念を上記のように定義した上で、多衆侵害事例の登場を前にして、不法行為責任の一般法に動揺（様々な損害の登場、損害填補における役割低下）が生じている反面、不法行為責任にはなお有用性（財源的制約の不存在、損害予防機能、全部賠償原則等）があること、制度整備（和解の枠付け、団体訴権の導入、懲罰的損害賠償等）による改善が望ましいことを指摘した。本論文のほかにも多くの論者が当該テーマ又は関連テーマについて論じており⁴⁴、現代フランス不法行為法学における一つの流行を形成している。

原子力損害賠償法制は数ある素材のうちの一つにすぎないが、上記論文において、多衆侵害事例とそれについての既存の法制度のありようを示すものとして、以下の文脈で言及されている。①原子力事故は、多衆侵害により甚大な損害が生じることを示す好個の例である⁴⁵。②多衆侵害事例においては、ほかの要請のもと全部賠償の原則が後退することがあり、原子力損害賠償法制はその例である⁴⁶。③多衆侵害事例においては、責任の特別な規律枠組み

第23条① 特別の規定がない限り、環境法典における指定に服する施設の操業者は、自己の活動によって生じる人の身体的完全性若しくは心的完全性に対する侵襲又は財産に対する侵襲について、まさに指定を正当化するリスクの実現によって侵害が生じた場合には、当然に責任を負う。

② 前項の操業者は、被害者の宥恕しがたいフォート又は不可抗力の性質を示す第三者の故意による所為を証明することによってでなければ、責任を免れない。

⁴³ A. Guégan-Lécuyer, *Dommages de masse et responsabilité civile*, LGDJ, 2006. 書評として、中原太郎「学界展望〈フランス法〉」国家125巻11＝12号（2012年）129頁以下。著者が当該テーマにつき日本で行った講演の翻訳として、アンヌ・ゲガン＝レキュイエ（中原太郎訳）「フランス法における多衆侵害の賠償」法学82巻2号（2018年）168頁以下。

⁴⁴ C. Lacroix, *La réparation des dommages en cas de catastrophes*, LGDJ, 2008 ; J. -S. Borghetti, « Le préjudice de masse », in Collectif, *Le préjudice : entre tradition et modernité*, Bruylant et LB2V, p.153 ; E. Falla, *La réparation des dommages de masse. Proposition visant à renforcer l'efficacité de l'action en réparation collective*, Larcier, 2017（ベルギー）；E. Lemaire, *Risques sanitaires sériels et responsabilité civile. Étude comparée des droits français et anglais*, L'Harmattan, 2021等。

⁴⁵ A. Guégan-Lécuyer, *supra* note 43, n°14, pp.21-22.

⁴⁶ A. Guégan-Lécuyer, *supra* note 43, n°101, pp.126-127.

（無過失責任等）が必要とされるところ、原子力損害賠償法制はその例である⁴⁷。④多衆侵害事例においては、多数の被害者に対する賠償の原資を確保することが必要となる場所、原子力損害賠償においては早くから保険プールの手法が使われることにより、対処がされてきた⁴⁸。⑤同様の考慮から、責任主体の賠償責任をほかの主体が引き継ぐことが必要となる場所があるところ、原子力損害賠償においては国・締約国による引継ぎの枠組みが設けられている⁴⁹。⑥多衆侵害事例においては、予想外の深刻事象に際して賠償・補償の態様につき立法者が介入する「例外法(droit d'exception)」の承認が必要となる場所があるところ、デクレによる規制が予定されている原子力損害賠償法制はその萌芽を示している⁵⁰。⑦「例外法」による介入として因果関係の推定があるところ、原子力損害賠償法制はその例を提供する⁵¹。以上のように、原子力損害賠償法制は多衆侵害事例への対処の一つの範型を示すものとして位置付けられる一方、当該論文の規範的提言のなかでは積極的な言及は見られない。

3. 学説の関心②——近時の改正提案

原子力損害賠償法制のあるべき姿について、批判的考察をするフランス学説は多くない（そもそも原子力損害賠償に関する論文の数自体が極端に少ない）。それでも、近時、諸外国（福島原発事故を経た日本を含む）における動向を踏まえ、その改正を説く見解が現れており、注目される。ヨナス・クネチュ⁵²（パリ第一大学教授）の論文⁵³であり、不法行為責任の一般法と乖離するにもかかわらずフランスの原子力損害賠償法制が採用している有限責任(1)及び責任集中(2)の規律につき、再考を促す。

(1) 原子力事業者の有限責任について

クネチュは、福島原発事故が示すように実際に生じ得る原子力損害はこれまでの想定よりも甚大であること⁵⁴、及び、原子力事業者の保護という有限責任の正当化根拠は、未知のリスクをはらむ原子力事業を民間企業に担わせる往時の必要性を背景とするものであり、現代では合理性に乏しいことを指摘した上で、以下の点においてメリットを有する無限責任への転換⁵⁵を説く⁵⁶。第一に、全部賠償の原則という不法行為責任の一般法に回帰することによ

⁴⁷ A. Guégan-Lécuyer, *supra* note 43, n°116-118, pp.141-145.

⁴⁸ A. Guégan-Lécuyer, *supra* note 43, n°228, p.306.

⁴⁹ A. Guégan-Lécuyer, *supra* note 43, n°248, pp.329-330.

⁵⁰ A. Guégan-Lécuyer, *supra* note 43, n°272, pp.350-351.

⁵¹ A. Guégan-Lécuyer, *supra* note 43, n°280, pp.356-357.

⁵² クネチュの経歴（ドイツ人でありドイツ法のバックグラウンドを備えていること等）について、ヨナス・クネチュ（ジョナス・クネシュ）（中原太郎訳）「フランス民事責任法改正——2016年4月29日の司法省法律草案の比較法的検討」法学80巻5号（2016年）579-580頁（訳者はしがき）を参照。

⁵³ J. Knetsch, *supra* note 11.

⁵⁴ M. Lamoureux, *supra* note 11, pp.39-40は、この観点から、（無限責任への改正まで提言することはしないまでも）パリ条約・ブラスセル補足条約の不十分性を指摘する。

⁵⁵ 改正パリ条約では、当該選択肢が正面から認められている（I 1. (2) a. 参照）。

⁵⁶ J. Knetsch, *supra* note 11, pp.152-158.

り、被害者のよりよい保護が実現される。大事故が起きてから責任限度額を引き上げるという、後追的な対処に堕することもない。第二に、原子力施設の操業者を容易に免責せず原子力事故の防止に努めさせることにより、原子力安全に資する。責任保険制度の存在自体、損害発生抑止の機能を弱めるものではあるが、保険者から操業者への再転嫁の仕組みは、責任限度額の撤廃によってよりよく機能することになる。第三に、確かに無限責任を採用しても被害者が実際に賠償金を得られるか否かは保険の能力や操業者の資力により左右されることになるが、操業者の倒産を防ぐための介入（親会社に資金拠出を命じることもあり得る）について、国に操作の余地が生じることのメリットは大きい。

クネチュは、保険との関係も考察する⁵⁷。クネチュによれば、有限責任を正当化するために援用された保険上の考慮（原子力事故のリスクの計算は困難であり、また、保険会社が十分な資金源を確保できない）は、保険市場が発達した現代では疑わしい。保険会社にとって真に重要なのは当該リスクが厳密に保険適性を備えているかではなく、顧客が負担可能な保険料との関係で給付上限額をいくらにする必要があるかであって、操業者が責任を負う額とは論理的に切り離される。ドイツの経験に鑑みて無限責任の採用により保険会社が市場から撤退することは想定されず、また、原子力施設の操業者には保険の給付上限額を超える部分について留保金やほかの資金的保証を用意することを立法で義務付ければよい。保険料の値上げに伴う一般消費者への転嫁（電気料金の値上げ）については、公的な再保険の仕組み（環境汚染リスクやテロ行為リスクの分野で既にフランス法上活用されている）を用いて対処すればよい。無限責任化により原子力施設の操業コストが増えることにはなるが、以上のような保険の技術の更なる活用によって対処可能であり、また、責任集中の規律の見直し（2）も当該副作用の緩和に役立つ。

（2）原子力事業者への責任集中について

クネチュは、さらに、原子力施設の操業者への責任集中も、時代遅れであるとする⁵⁸。当該規律は、①ヨーロッパにおける原子力事業の導入に当たりアメリカ企業（プライス・アンダーソン法〔1957年〕下で「経済的責任集中」⁵⁹を享受していた供給者等）の参入を容易にする必要性や、複数責任主体という状況を回避することによる②被害者への賠償の容易化・促進（賠償の混乱・遅延の防止）及び③保険の重複防止（限られた保険の能力の最適な活用）という考慮に基づくものであったが、その後の原子力その他関連業界の発展（①）及び新たな保険の技術の発達（③）や、論理のおかしさ（②一般に責任主体が複数である方が、被害

⁵⁷ J. Knetsch, *supra* note 11, pp.158-163.

⁵⁸ J. Knetsch, *supra* note 11, pp.164-168.

⁵⁹ 原子力施設の操業者以外の事業者（供給者、設計者、建設者等）も被害者との関係では責任を負うが、損害賠償費用は原子力施設の操業者の保険者によってまかなわれるというものであり（*economic channelling*と呼ばれる）、責任集中の効果が経済的に実現される。

者が完全・迅速な賠償を得やすいと考えられるし、これだけでは操業者からほかの事業者への求償の制限が説明できない）ゆえ、廃止に値する。実際、近時、オーストリア（1998年）では直接的に（操業者以外も補充的責任を負うとする）、インド（2010年）では間接的に（操業者からの求償を留保なく認める）、廃止の選択がされており、パリ条約やウィーン条約の締約国でないこれらの国々の動向は、責任集中への逆風を示していると考えられる。

ただし、クネチュは、パリ条約の締約国である以上、正面から責任集中の規律を廃止することはできないことにも意を払う⁶⁰。代替案として、パリ条約6条f)に基づく求償権（契約において明示的に定められている場合の求償権）の積極的活用、すなわち、操業者がその契約相手方（供給者、下請人、設計者、建設者等）との契約において、その者の軽微なフォートの場合も含めて操業者が求償権を行使し得る旨の条項を定めておくべきことを説くとともに、そうした条項を定めることを法律上義務付けるという解決の可能性を指摘し、再びオーストリア及びインドの立法を引き合いに出す。クネチュによれば、このような形で責任集中の規律の緩和は、責任主体が単一であるという手続の簡明さは維持しつつ、供給者・下請人・設計者・建設者等に対し安全基準の遵守を促すというメリットがある一方、保険の重複というデメリットは、アメリカで見られるような「アンブレラ保険」ないし「オムニバス・カバレッジ保険」の活用（操業者が加入し供給者等の責任もカバーする）により緩和し得る。

Ⅲ 原子力損害賠償法制の運用——フランス法に特徴的な諸論点

以上のような原子力施設の操業者の責任を原子力損害賠償法制の「骨格」とすると、それを前提に、原子力事故が実際に生じた場合にいかなる形で賠償・補償が行われるかという「運用」の問題を想定することができる。既に略述したとおりフランス法はこれについて一定の規律を用意しているが（1.）、そのなかでも賠償対象の損害（2.）と因果関係（3.）は、責任の要件を成し、かつ、フランス法の特徴が現れる点であり、紹介・検討に値する。

1. 不法行為責任の一般法との対比での特徴

被害者が原子力施設の操業者に対し原子力損害の賠償を請求するに当たり、①いかなる時間的な制約が課されるか（期間制限）、②いかなる裁判所において訴えを提起することができるか（管轄）につき、パリ条約に符合する形でフランス法上規律が設けられていることは、前述したとおりである（I 1. (2) a.）。いずれも、一般法との対比で特殊性が認められる⁶¹。

⁶⁰ J. Knetsch, *supra* note 11, pp.168-171.

⁶¹ ①については、不法行為による損害賠償請求権は、権利の主体がその行使を可能とする事実を知り又は知るべきであった時点から5年で消滅する（民法典2224条）のが原則であるが、人身侵害につい

他方で、原子力事故が実際に生じた場合にきわめて重要な問題となるのは、それが多衆侵害（Ⅱ 2. (2)）の事象であるがゆえに、いかなる損害についてどのような要件・手続のもとで賠償・補償を行うかである。このことは福島原発事故を経験した我々にとってはもはや自明の課題であるが、原子力損害賠償法制の発動の経験がないフランスでは、デクレの発令を予定する旨の1968年法以来の簡素な仕組みしか想定されておらず、具体性が欠けている。特に、いかなる損害を原子力損害として賠償するかは、実際のデクレの発令にあたって大きな問題となろう。他方で、遅発性の人身損害を念頭に置いた因果関係の推定の規律がフランスには存在することが注目される。項を変えて、これらについて述べよう。

2. 賠償対象の損害

パリ条約によれば、原子力施設の操業者は、この条約によるほかは、原子力事故によって生ずる原子力損害に対して一切責任を負わない（【1】6条c)ii)・【1'】6条c)ii)）。したがって、原子力損害の定義に該当しない損害の賠償は、締約国の一般法によってのみ可能であり、その請求に際して、被害者は、過失（フォート）の証明等の克服困難な障害に直面することになるものと思われる⁶²。それゆえ原子力損害の定義が重要な問題となるところ、フランスの国内一般法上、賠償可能な損害は、パリ条約が定めるもの(1)よりも多様であり、パリ条約の実際の適用に際しては一定の解釈問題が生じることが予想される(2)。

(1) パリ条約が定める賠償対象の損害（「原子力損害」）

改正前パリ条約は、原子力施設の操業者は、①人身の毀損又は喪失及び②財産の毀損又は滅失（原子力施設自体に生じたもの等を除く）について責任を負うとする一方（【1】3条a)），具体的にいかなる損害がこれらに含まれるかを明確にしていなかった。これは、締約国の国内法が多様であることを考慮して、各締約国の裁判所に、それぞれの国内法に従って、①や②に含まれる損害は何か、また、それについてどの程度の賠償金が与えられるかを判断させることを意図するものであった⁶³。

ては、損害固定時から10年で消滅する（同2226条1項）ものとされているのに対し、原子力損害賠償では、時効期間が短縮されており、また、失権期間が定められている。②については、不法行為による損害賠償請求訴訟は、事物管轄として、附帯私訴として刑事裁判所に提起されるものを除き、司法裁判所に、また、土地管轄として、被告居住地、加害所為地又は損害項目地の裁判所に、訴えを提起することができるのとされているのに対し、原子力損害賠償では、パリ司法裁判所に限定されている。

⁶² もちろん、証明負担の緩和は可能であろうが、そうした一般法上の個別的な解決に依拠する前に、被害者に有利な規律が定められている原子力損害賠償法制の枠内での解決が可能か否かが、まずもって論じられるべき問題となる。

⁶³ *Exposé des motifs*, supra note 4, n°39（「ヨーロッパ諸国における責任に関する法律上・判例条のルールが多様であることを考慮して、権限ある裁判所に、適用される国内法によれば何が人身又は財産に対する侵害と考えられるべきかを決定し、賠償金がいかなる範囲で付与され得るかを決することを委ねた」とする）。

それに対し、改正パリ条約は、同条約が賠償対象として想定する損害を、より詳細に定義している。同条約1条a)vii)によれば、「原子力損害」とは、①死亡又は身体の障害及び②財産の滅失又は毀損、並びに、「管轄裁判所の法が決する限りにおいて」、③①及び②から生じる経済的損失、④悪化せしめられた環境の修復のために現実にとられた・とられる予定の措置⁶⁴の費用（環境の悪化が軽微なものである場合を除く）、⑤環境の利用又は享受と直接の関係を有する収入の喪失（重大な環境の悪化の結果として生じたものに限る）、⑥防止措置⁶⁵の費用及び当該措置により生じたさらなる損失・損害をいう。これは、チェルノービリ原発事故の経験（③～⑥が原子力事故から生じる主要な部分を構成することが明らかになった）を踏まえ、締約国間のより一層の調和が必要であるとの認識に基づき、損害の新たな項目を付け加えるものである⁶⁶。改正前と異なり、各締約国の管轄裁判所が③～⑥の損害の賠償の適否を当該の国内法に照らして判断することが認められているのではなく、各締約国がそれらの賠償を（制限された程度であれ）認める義務を負うことを前提に、管轄裁判所がそれに従って賠償の適否を判断し賠償額を算定するものと理解されている⁶⁷。

(2) フランスの国内一般法との対照により浮上する論点

以上のように、パリ条約が「原子力損害」を限定的に定義しているのに対し、フランスにおける不法行為責任の一般法によれば、より広い範囲の損害の賠償が可能である⁶⁸。すなわち、一般不法行為責任規定たるフランス民法典1240条（旧1382条）は賠償対象の損害につい

⁶⁴ 修復措置とは、「当該国の権限ある当局によって承認され、かつ、損害を受け若しくは破壊された環境の構成要素を回復若しくは修復すること、又は合理的な場合にはこれらの構成要素に相当するものを環境に導入することを目的とする、あらゆる合理的措置」をいい、「原子力損害を受けた国の立法はかかる措置を執る資格を有するものを決定する」とされる（【1'】1条a)viii)）。また、ここでの「合理的措置」とは、「管轄裁判所の法に基づいて、あらゆる事情…に鑑みて適切かつ均衡のとれた措置と認められるもの」をいい、「被った原子力損害の性質及び程度」、「このような措置が執られる時点において、それが効果的であると考えられる程度」及び「適切な科学的技術的専門性」が考慮事情の例として挙げられる（同条項x)）。

⁶⁵ 防止措置とは、「いずれかの者が… [①～⑤で] …規定された原子力損害を防止し、又は最小限にするため、当該措置が執られる国の法律によって要求される権限ある当局による何らかの承認に従い、原子力事故あるいは原子力損害の重大で切迫した脅威を生み出す出来事が発生した後に執るすべての合理的措置」をいうとされる（【1'】1条a)ix)）。また、前掲注(64)に引用した「合理的措置」の定義が、ここでも当てはまる（ただし、考慮事情の一つ目の例は、「原子力損害の危険の性質及び程度」と読み替えられる）。

⁶⁶ 日本エネルギー法研究所・前掲注(5) 112頁。

⁶⁷ 同様の規定ぶりの条文を有するウィーン条約の説明書（*Convention de Vienne de 1997 relative à la responsabilité civile en matière de dommages nucléaires et Convention de 1997 sur la réparation complémentaire des dommages nucléaires. Textes explicatifs*, 2004, pp.38-39）では、本文のように説明されている。M. Lamoureux, *supra* note 14, p.123, note 17.

⁶⁸ フランスの不法行為責任の一般法における賠償対象の損害について、近時の議論も含め、詳しくは、中原太郎「不法行為責任における利益の階層性——フランス法主義の行方」日仏法学29号（2017年）65頁以下、住田守道「フランス不法行為法における一般損害概念論の展開——損害概念区分論を中心に」中原太郎編著『現代独仏民事責任法の諸相』（商事法務、2020年）257頁以下を参照。

て何らアプリアリな限定を置いておらず⁶⁹、このことを前提に判例が展開している。原子力事故が現実には生じパリ条約が適用される際には、フランスにおける不法行為責任の一般法上賠償対象となる損害が、どの程度、同条約にいう「原子力損害」に含まれるかが問われる。精神的損害（a.）・純粹経済損害（b.）・純粹環境損害（c.）が特に問題となる⁷⁰。

a. 精神的損害

フランスにおける不法行為責任の一般法によれば、精神的損害もアプリアリに賠償対象から外れることはなく、むしろ、不法行為事案の多様化に応じて、判例・実務は様々な精神的損害を承認してきた。特に重要なのが、エイズウイルス等への感染やアスベストへの曝露等、最終的に重大な疾患に至るかもしれない不確実なリスクにさらされたことにつき、現在時点での被害者の不安・苦悶を「不安損害 (préjudice d'anxiété)」, 「苦悶損害 (préjudice d'angoisse)」という形で把握する動向が見られることであり⁷¹、厳密に精神的苦痛を立証することなくリスクにさらされたことのみでその存在を推定する判例法理が形成されている。これとパラレルに考えるならば、放射線量の多い一定の地域への居住・滞在の事実をもって不安損害等の存在を推定し、その賠償を認めるというのが、原子力事故に際してフランス法上予想される解決といえよう。精神的損害のインフレ現象に対しては一般に批判が強く、「精神的完全性に対する侵襲」（人身侵害以外から生じる精神的損害）に関して名目的賠償のみを認める立法提案や、賠償対象たり得る精神的損害を限定しようとする主張等が見られる⁷²。もっとも、上記のような人身侵害のリスクに関わる精神的損害について異論は聞かれず、遅発的な損害発生への現在時点での対処という発想は一般に受け入れられている。

パリ条約は、改正前のものにせよ改正後のものにせよ、賠償対象の損害を精神的損害として明示していないが、古典的な賠償対象たる人身損害（【1】3条a）・【1'】1条a)vii)は、人身侵害により生じた経済的な不利益のみならず、精神的な苦痛も含み得るだろう。もっとも、上記の不安損害等は、厳密には人身侵害の結果として生じるもの（精神的苦痛）ではなく、人身侵害のおそれがある場合に生じるもの（精神的不安）であり、異論なく人身損害に

⁶⁹ この点で、保護法益の列挙による限定を図るドイツ法や、不法行為類型の集積たるイギリス法と対照を成す。もっとも、フランス法においても、近時では、「法的保護に値する利益」という形での概括的限定がされるなど、被侵害利益に応じた取扱いをする傾向が生じていること及びそれに対する反応につき、中原・前掲注(68)論文を参照。

⁷⁰ この問題について詳論するフランスの文献はなく、唯一M. Lamoureux, *supra* note 14が簡単な検討を加えるのみである。以下は、同論文を手がかりとしつつ、フランスの不法行為責任の一般法（中原・前掲注(1)論文を参照）と対照させて簡単な検討を行うものである。

⁷¹ 日本語文献として、齋藤哲志「フランス法上のいわゆる『不安損害』について——携帯電話基地局訴訟とアスベスト訴訟とを例に」中原太郎編著『現代独仏民事責任法の諸相』（商事法務、2020年）81頁以下等。

⁷² 中原・前掲注(68)88-89頁を参照（人格権侵害に伴う精神的損害や、人身侵害に際しての精神的損害の具体的な損害項目を対象とする提案であり、人身侵害のリスクによる精神的損害を対象とするものではない）。

含め得るものではない。そのため、締約国に解釈の余地を残す改正前パリ条約と異なり⁷³、改正パリ条約下の原子力損害の概念には含まれないとの見方も成り立ち得る（他方、改正パリ条約も、原子力損害を拡張する方向での裁量は封じていないとも考え得る）。ただし、このことは、必ずしも不安損害等が一切補償されないことを意味するのではなく、原子力施設の操業者に一般法上の責任が成立することを前提に、場合によっては補償基金の設立・運用を通じて、被害者に対し不安損害・苦悶損害の補償がされる可能性はあるものと想像される。

b. 純粋経済損害

フランス法上、人身侵害・財物侵害に付随する経済的不利益（「付随的経済損失（consequential economic loss）」）のみならず、人身侵害・財物侵害を伴わない経済的不利益（「純粋経済損失（pure economic loss）」＝「純粋経済損害（préjudice économique pur）」）もアプリアリに賠償対象から外れることはない⁷⁴。ヨーロッパ他国、特にドイツやイギリスと著しく異なる寛容な態度の背景には、保護法益の限定という直接的な論拠の欠如という事情がある⁷⁵。フランス判例は、現実には純粋経済損失の賠償を必ずしも積極的に認めるわけではないが、賠償否定の結論は、因果関係の直接性の欠如等の間接的な論拠によって実現されている⁷⁶。近時では、「損害（préjudice）」（侵害により生じる帰結）とは区別される概念として「侵害（dommage）」（人、物又は状況への侵襲）を立てることを前提に⁷⁷、純粋経済損失に際しての「侵害」は「事態の通常の推移（cours normal des choses）への侵襲」にすぎず、それについて賠償が付与されるのは例外的な場合に限られるべきであるとの見解も現れている⁷⁸。本格的検討は緒に就いたばかりであり、一般理論レベルでの今後の動向が注目される。

改正前パリ条約とは異なり、改正パリ条約は、付随的経済損失のみならず、純粋経済損失も原子力損害に含める余地を認めている。環境の利用又は享受と直接の関係を有する収入の

⁷³ M. Lamoureux, *supra* note 14, p.121.

⁷⁴ フランスにおける純粋経済損害の賠償につき、C. Lapoyade-Deschamps, « La réparation du préjudice économique pur en droit français », *RID comp.* 1998, p.367 ; S. Carval, « Les dommages économiques « purs ». Rapport français », in B. Dubuisson et P. Jourdain (dir.), *Le dommage et sa réparation dans la responsabilité contractuelle et extracontractuelle. Études de droit comparé*, Bruylant, 2015, p.779 ; M. Bacache-Gibeili, « Le préjudice économique pur. Rapport français », in Collectif, *Le préjudice : entre tradition et modernité*, Bruylant et LB2V, 2015, p.39 ; M. Cayot, *Le préjudice économique pur*, Institut Universitaire Varenne, 2017 ; J. Traullé, « La réparation du préjudice économique « pur » en question », *RTD civ.* 2018, p.285等。

⁷⁵ 一般法上の不法行為責任の要件は①フォート、②損害、③①と②の間の因果関係であるところ（民法典1240条〔旧1382条〕）、伝統的に②は「以前の状態からの悪化」ないし「利益の毀損」と定義され、ドイツ（保護法益を具体的に限定）や日本（保護法益を概括的に限定）におけるように一定の法益の侵害に由来するものであるとの限定が存在しなかった。

⁷⁶ 前掲注(74)で挙げた諸文献を参照。

⁷⁷ « dommage »と« préjudice »の区別については、前掲注(68)で挙げた諸文献を参照。なお、本文で挙げた見解（後掲注(78)）は、これまでの一般的理解（« préjudice »が法的概念であるのに対し« dommage »は事実的概念である）とは異なり、« préjudice »も事実的概念であるとするものであることに注意を要する。

⁷⁸ J.-S. Borghetti, « Le préjudice économique pur et l'atteinte au cours normal des choses », in *Mélanges S. Carval*, IRJS Éditions, 2021, p.113. 論者の問題意識及び関連業績につき、中原・前掲注(68)論文を参照。

喪失という項目が、それに当たる。もっとも、ここには、①環境の利用・享受に関連すること、②その関連性が直接的なものであること、③重大な環境の悪化の結果として生じたものであることという限定が付されている。理由書では、(a)漁獲物の汚染のためにそれを流通に置くことができなかったことによる漁業者の収入喪失や、(b)近くの海岸が汚染されたために観光客が来なかったことによる行楽施設所有者の収入喪失が例として挙げられる一方⁷⁹、上記②の要請による限定が強調されおり（(a)につき漁業者に対する供給者の収入喪失は対象とならず、(b)につき海岸から遠く離れた行楽施設所有者の収入喪失は対象とならない）⁸⁰、また、放射性物質の排出を伴わなかった場合の風評被害（科学的根拠のない噂の伝播(propagation d'une rumeur)による観光客の減少）は含まれない⁸¹ことが強調されている。いずれもフランス法上は「因果関係」の要件に関わる限定であるところ、純粹経済損害に関する一般法上の裁判例における因果関係の限定的な認定（前述）と比べた場合の広狭はにわかに判断がつかないが、上記②に関する限り、フランスにおける従来の一般法上の解決とさほど異ならない（一般法よりも賠償対象が限定されるわけではない）との推測も成り立ち得る（他方、上記①及び上記③は、一般法との関係で独自性を有する限定要素といえよう）。ただし、風評被害（観光に限定されない）については、顧客による忌避の科学的根拠をどの程度要求するかという問題は、日本で議論されたのと同様に残り得るだろう。

c. 純粹環境損害

賠償対象の損害にアプリアリな限定がないからといって、属人性を欠く利益の賠償まで認められることまでは意味しない。それゆえ、フランス不法行為法上、後者の賠償まで認められるに至っているという事実は、保護法益の限定の不存在とは切り離して捉える必要があり、むしろ、環境保護の手段としての役割が不法行為法に期待されていることの表れと見るべきである。判例・学説の展開を経て、2016年8月8日の法律第1087号により、契約外責任の一般規定の後に、製造物責任に関する規定と並ぶ特別規定として、環境損害の賠償に関する条文が導入された（民法典1246条～1252条）⁸²。それによれば、国・自治体・環境団体等は、「生態系の構成要素及び機能又は人間が環境から引き出す集団的利益に対する無視しえない侵襲から成る環境損害」の賠償を、加害者に対して求め得る。ただし、ここでいう「賠償」は原則として現実賠償（環境の修復のための措置を講じること）を意味し、例外的に金銭賠償にとどまる場合にも賠償金の使途は環境修復措置に限定されることに注意が必要である。

⁷⁹ *Exposé des motifs*, supra note 5, n°60(a).

⁸⁰ *Exposé des motifs*, supra note 5, n°60(b).

⁸¹ *Exposé des motifs*, supra note 5, n°61.

⁸² 経緯も含め、フランスにおける環境損害の賠償については、パトリス・ジュルダン（中原太郎訳）「フランス法における環境損害の賠償」法学82巻2号（2018年）154頁以下、マチルド・オートロー＝ブトネほか（中原太郎訳）「環境に対する侵襲——フランス民事責任法をどう変身させるか？」法学82巻3号（2018年）311頁以下等を参照。

また、①このような環境自体に生じた損害（「純粹環境損害 (préjudice écologique pur)」）の賠償のみならず、②個人に生じた損害の賠償も念頭に置いた規律が設けられていることにも注意が必要であり、特に、環境悪化を避けるために、又は環境悪化の影響を低減させるために余儀なくされた出費（防止費用）について、それが合理的なものである限りで賠償対象となることが明文で定められていることが注目される。

改正パリ条約は、前述のように、チョルノービリ原発事故の経験等を踏まえ、環境悪化に由来する損害を一定程度原子力損害に含めている。既に述べた環境悪化に伴う純粹経済損害（b.）はその例であるが、それ以外にも、環境の修復費用や防止費用が原子力損害の定義に含められた点は、大きな改正であるといえよう。上記のように、現在のフランスの一般法においては、これらの費用が環境損害として賠償対象とされており（②）、これらの費用を支出した者は、パリ条約の枠組みにより、より有利な要件のもと、その賠償が認められることになる。もっとも、このメリットの程度は、改正パリ条約に付されている「合理的措置」の解釈にも左右されることになる⁸³。他方、フランス法上「賠償」が認められている純粹環境損害（上記①）についてパリ条約を正面から適用することは、同条約が人（個人、企業）に生じた損害の金銭的賠償を当然の前提としていると考えられることから困難であり⁸⁴、国・自治体・環境団体等による賠償請求は引き続き国内法の枠組みに委ねられることとなるものと思われる。

3. 因果関係とその推定

賠償対象の損害を被ったとしてもそれが原子力事故に起因するものでなければ、原子力事業者による賠償にせよ国・他国による補償にせよ、被害者がそれを得ることはできない（【1】3条a）・【1'】3条a）。しかるに、先の紹介（I 1. (2)）では割愛したが、フランス環境法典上、「人身損害については、反証のない限り、当該事故を原因とすると推定される被曝疾患の非限定的なリストが、放射と汚染の相関及び被曝症状が確認された期間に応じて、デクレにより作成される」旨が定められ（【3】L.597-12条・L.597-36条）、因果関係の推定が予定されている⁸⁵。一般法と齟齬するにせよほかの制度でも見られるこうした規律(1)につき、核実験被害者補償法制（I 2. (2)）における経験(2)⁸⁶は、貴重な先例を提供する⁸⁷。

⁸³ M. Lamoureux, *supra* note 14, p.124.

⁸⁴ M. Lamoureux, *supra* note 14, p.121-122は、改正前パリ条約を念頭に同旨を指摘するが、改正パリ条約でも同様の分析が成り立つように思われる。

⁸⁵ 原子力船の操業者の責任（－2(1)参照）に関する運送法典L.5122-14条も、同旨を規定している。

⁸⁶ 概観として、真下・前掲注(24)論文；M. Lamoureux, « L'enjeu de la causalité : approche juridique », *in* H. Arbousset (dir.), *supra* note 23, p.139等。

⁸⁷ M. Lamoureux, *supra* note 14, pp.129-130.

(1) 因果関係の証明・推定に関する一般的な法状況

因果関係（事実的因果関係⁸⁸）の証明責任は原告たる被害者が負うというルールはフランスにおいても原則としての地位を占めており、因果関係が証明されていないとして請求が棄却されることは珍しくない。他方で、因果関係の推定の技術を用いて被害者の証明負担を緩和することともまた、認められている。一般法上の規律としては、第一に、「人による事実上の推定(*présomption de fait de l'homme*)」が証拠法上認められている（民法典1382条〔旧1353条〕）⁸⁹。因果関係はあらゆる証拠方法によって証明され得るところ⁹⁰、当該事件における諸事情から裁判官が自らの知識と熟慮に基づいて裁量的に導く推定（反証が許される）もまた、要件（重大性・明確性・整合性）を満たす限りで因果関係を認定する材料となり得るとされる⁹¹。第二に、実体法的な考慮に基づいて、因果関係が推定されていると考えられる例もある⁹²。たとえば、判例上、一般論としては提示されていないものの、ある者がフォートにより客観的に危険な状況（損害発生リスク）を創出し、当該リスクの常態的・予見可能な発現形態たる損害が第三者に生じた場合に、当該リスクの創出（損害発生をより容易にしたこと）をもって、当該フォートと当該損害の間の因果関係が推定されることが多いという分析が示されている（交通事故事例、危険な状態の者を他人に預けた者の責任が問われる事例、子ども・精神障害者を監護する者の責任が問われる事例、製造物責任事例等）⁹³。

他方で、被害者保護の充実のために、法律又は判例が、因果関係の推定の規律を正面から定めることがある⁹⁴。労働事故・業務災害、交通事故、物の保管者の責任、結果債務の不履行による契約責任等、多くの例があるが、原子力事故による責任との対比で注目されるのが、汚染血液の輸血等により①エイズウイルスや②C型肝炎ウイルスに感染した者に対する補償における因果関係の推定である。①については、医療事故等補償局(ONIAM)による被害者への補償が予定されているところ（公衆衛生法典L.3122-1条3項）、被害者は申請に当たりエイズウイルスへの感染及び血液製剤の輸血等の事実を証明すればよく（同L.3122-2条1項）、

⁸⁸ フランス学説上、事実的因果関係と相当因果関係の概念の区別は定着しておらず、「因果関係」の概念内容（条件等価説〔当該所為が当該損害の発生の不可欠の条件であればよい〕、原因近接説〔当該損害が当該所為の直接の帰結であるといえる必要がある〕、相当因果関係説〔当該損害が日常的事象経過及び生活経験に照らして当該所為から通常生じ得るべきものであることが必要である〕）の争いという形で論じられる。山口・前掲注(2)169-171頁、中原・前掲注(1)206頁を参照。もっとも、ここで扱う因果関係は、事実的因果関係の問題であるため、こうした議論状況が影響を及ぼすことはない（上記のいずれの見解からも因果関係の概念内容に含まれ得る）。

⁸⁹ G. Viney, P. Jourdain et S. Carval, *Traité de droit civil. Les conditions de la responsabilité*, 4^e éd., LGDJ, 2013, n°382, pp.310-313.

⁹⁰ 司法省案1239条2項。

⁹¹ フランス判例は諸外国（ドイツやイタリア）よりも寛容に推定を認めている（英米法に近い）と指摘されている。G. Viney, P. Jourdain et S. Carval, *supra* note 89, n°382, p.313.

⁹² そのほか、故意のフォートの場合(G. Viney, P. Jourdain et S. Carval, *supra* note 89, n°368, p.281)や、説明義務違反の場合が挙げられる(*ibid.*, n°369-1, pp.284-286)。

⁹³ G. Viney, P. Jourdain et S. Carval, *supra* note 89, n°369, pp.281-284.

⁹⁴ G. Viney, P. Jourdain et S. Carval, *supra* note 89, n°363-367, pp.271-280.

輸血等が原因でないことの証明負担は申請を拒絶しようとする医療事故等補償局に課される（同条3項）。②については、①に対応する仕組みが存在しなかったが、判例が人による事実上の推定を超えて証明責任の転換を認めたことを受け、2002年3月4日の法律第303号により、因果関係の推定が明文化された。もっとも、①と異なり、被害者は輸血が原因で感染したと推定するに足る資料を示す必要があるとされている（同法102条1項）。

核実験被害者補償法制における因果関係の推定は、疾病への罹患と特定地域での居住・滞在のみをもって推定を認める点で上記①に類似するが、遅発性の損害を対象とする点で異なる。のみならず、原子力事故が原因でない可能性が相対的に高いことを考慮して、法律が明文で推定の覆滅を広く認めようとしている点でも異なり、この推定の覆滅をどの範囲で認めるかが、まさに核実験被害者補償法制の運用に当たり最大の論点となっている(2)。

(2) 核実験被害者補償法制における因果関係の推定の運用・変遷

2010年1月5日の法律第2号（前述）は、コンセイユ・デタのデクレにより、核実験との因果関係が推定される疾患が指定される旨を規定しているところ、2010年6月11日のデクレ第653号により18種の疾患が指定された後、2012年6月11日のデクレ第653号及び2014年9月15日のデクレ第1049号により修正・補完がされ、現在では21種の疾患がリストアップされるに至っている⁹⁵。もっとも、これにより直ちに、補償を受ける被害者の実数の増加がもたらされているわけではない。以下に見るように、因果関係の推定の覆滅に関するルールとその運用のあり方が、補償の大きな壁となった⁹⁶。

前述のように（I 2. (2) 参照），2010年法は、補償委員会が「疾病の性質や被曝の状況に鑑みて核実験に帰せしめうるリスクが無視しうる程度のもの」と判定した場合には補償を否定し得るとするが、それは、被害者の証明負担緩和の強い要望に配慮しつつも個別判断（核実験に基づかない疾患の排除）を可能にしようという考慮に基づくものであった。当初、その判定において用いられたのが、「原因確率(probabilité de causalité)」の計算という手法であった。放射線被曝ががん疾患発症の原因となり得ることは知られているにせよ、個別事案で当該疾患が放射線によりもたらされたことを医学的・生物学的に決することは、不可能に近い。このことを前提に、アメリカでがんの労災審査のために開発された疫学的データに基づくソフトウェアによる計算が行われ、それにより原因確率1%未満と弾き出された場合に因果関係の推定が覆滅されるという運用がされたのである。しかし、その結果、ほとんどの補償申請が棄却されるに至ったため（補償委員会が2015年に公表したデータによれば、認定

⁹⁵ 白血病，骨髄異形成症候群，乳がん，甲状腺がん，皮膚がん，肺がん，結腸がん，唾液腺がん，食道がん，胃がん，肝臓がん，膀胱がん，卵巣がん，脳腫瘍，骨腫瘍，子宮がん，小腸がん，直腸がん，腎臓がん，非ホジキンリンパ腫，骨髄腫である。

⁹⁶ 被害者と認定されるための居住・滞在地域も重要な問題であり、前掲2014年9月15日のデクレで大幅な拡大がされたが、やはり申請件数・認定件数の増加にはつながらなかった。

率は2%に満たない），認定を求める行政訴訟が頻発し，2015年12月にはコンセイユ・デタにより判定手法の改善（個々の被害者の事情の考慮）を要請する判決が下された⁹⁷。これを受けて，原因確率の基準の引き下げ（1%→0.3%）という対処も検討されたが，結局，端的に「無視しうるリスク」の概念を削除する法改正がされた（2017年2月28日の法律第256号）。ただし，これにより因果関係の推定が覆滅不可能なものとなったわけではないことに，注意を要する。コンセイユ・デタは，同法成立のすぐ後に，ボルドー行政控訴院からの意見照会を受け，同法は「反証が許されない推定（*présomption irréfragable*）」を定めたものではなく，まったく放射線被曝を受けていないなど，もっぱら核実験による放射線被曝とは無関係の原因から疾患が生じたことの証明により覆されるとした⁹⁸。もっとも，このように覆滅可能な範囲を厳しく限定するのでは自動的に補償が認められるに等しくなるという批判が強く，補償委員会は，新たに，被害者が受けた放射線量の閾値を設定し，それを基準として判定するという運用を始めた。前掲2017年2月28日の法律は，補償のあり方を政府に対して提言する委員会を設置する旨を規定していたところ（同法113条），かかる運用が当該委員会からも支持され，翌年，改めて，閾値により補償の適否を画する旨が法律により定められた（2018年12月28日の法律第1317号）。具体的には，年間1ミリシーベルトが，閾値として採用された。しかるに，当該基準は公衆衛生法典が定める一般公衆の年間電離放射線実効被曝線量基準を参照したものであって科学的な因果関係を示すものではなく，「被害者」にとってきわめて有利なものであると考えられる⁹⁹。実際，補償委員会の年次報告書によれば，当該改正後，認定率は約50%に跳ね上がっていることがうかがわれる¹⁰⁰。

遅発性の人身損害について因果関係の推定の規律を設けること，及び，その賠償・補償について，訴訟によらない簡易な手続で補償を受けられるようにすること自体は，多衆侵害事例における被害者保護のあり方として，望ましいものといえよう。もっとも，賠償・補償が不適切な事案をいかなる仕組みで排除するか，また，いかなる程度の排除でよしとするかという具体的な制度設計がきわめて難しい問題であることが，核実験被害者補償に関する上記の経緯からはうかがうことができる。フランスでは，原子力事故が発生し，原子力損害賠償法制が発動されることとなった際には，同じく因果関係の推定の規律が採用されている以上，核実験被害者補償と同様の問題に直面することが予想される。

⁹⁷ CE, 7 décembre 2015, n°378325, Publié au *recueil Lebon*. V. aussi CE, 7 décembre 2015, n°37823 et n°386980.

⁹⁸ CE, 28 juin 2017, n°409777, Publié au *recueil Lebon*.

⁹⁹ M. Lamoureux, *supra* note 86, pp.151-152.

¹⁰⁰ Comité d'indemnisation des victimes des essais nucléaires, *Rapport d'activité 2019*, (https://www.gouvernement.fr/sites/default/files/contenu/piece-jointe/2020/07/rapport_dactivite_2019_avec_annexes.pdf), *Rapport d'activité 2020*, (https://www.gouvernement.fr/sites/default/files/contenu/piece-jointe/2021/03/rapport_dactivite_civen_2020_avec_annexes.pdf) et *Rapport d'activité 2021*, (<https://www.gouvernement.fr/sites/default/files/contenu/piece-jointe/2022/11/civen-ra-2021vf.pdf>).

おわりに

総花的な内容ゆえ、それぞれの問題に関するまとめは必要ないだろう。冒頭で予告したように、基本的には国際条約を踏襲し、実際の発動を経験しているわけでもないフランスの原子力損害賠償法制から、直ちに実践的な示唆を得ようとするのは乱暴だろう。もっとも、責任集中の見直しの議論（Ⅱ 3. (2)）や因果関係の推定の採用・実践（Ⅲ 3. ）は、具体的規律のレベルでの目新しさがあり、日本における同種の議論に際してある程度は参考になるだろう。

鳥瞰的な見地に立った場合、フランスの法状況を概観して改めて感じるのは、不法行為責任の一般法との関係での原子力損害賠償法制の独自性は、常に多義的・流動的であるという点である。①無過失責任であるという意味での特殊性は不変であるにせよ、無過失責任の規律の増加やそのなかでの「一般法」（特別の危険を有する活動についての責任）の形成により、原子力損害賠償の独自性は後退する（Ⅱ 2. (1)）。②有限責任・責任集中という、多かれ少なかれ原子力損害賠償に独自の規律は、そもそも往時の政策的要請に基づくものであり、現在では一般法との乖離を許容する根拠自体が弱まっている（Ⅱ 3. ）。③賠償対象の損害の内容やその拡張現象は当該国の一般法レベルで捉えられるべき事柄であり、原子力損害に独自の考慮をすべき理由は本質的には乏しい（Ⅲ 2. (2)）。④因果関係の推定はより大胆ではあるものの、リスクを創出・管理する者の責任のあり方という実体法的観点から受け止めることが、一般法をより豊かにし、原子力損害賠償法制を適切に位置付けることにつながる（Ⅲ 3. (1)）。以上はフランス法の一部動向を誇張した仮説にすぎないが、いずれにせよ、原子力損害賠償法制を単に特殊な規律枠組みとして捉えるのではなく、一般理論との距離を測りつつ、それへの統合を図るのが生産的であると思われる。他方で、⑤多衆侵害事例としての位置付けは、損害填補システムの充実・合理化の基礎となるものであり、この意味での特殊性は常に意識すべきであるが、原子力損害賠償法制以外の諸制度の横断的検討により何らかの一般論を引き出そうとするフランス学説の試みは、やはり面白く感じられる（Ⅱ 2. (2)）。

ぼんやりとした感想に終始したが、引き続きフランス法（系国法）の動向を注視するとともに、いずれ（本稿では結局断念したが）日本法との本格的比較に取り組みたい。

* 本稿の執筆にあたっては、公益財団法人東京海上各務記念財団の助成を受けた。

* 2023年2月17日脱稿

第 6 章

福島原発事故の原子力損害賠償紛争はいつ解決する のか ——空虚な紛争解決効と 第五次追補による遡及的な賠償——

学習院大学法学部法学科教授

佐 瀬 裕 史

I はじめに

権利義務・法律関係に当事者間において紛争が生じた場合には、当事者間の交渉によって権利義務・法律関係の有無や内容について合意を模索するという方法での紛争の解決が試みられる。当事者間の交渉によって紛争の解決に合意できない場合には、ADRや強制的な紛争解決手段である訴訟によって紛争解決を図ることになる。当事者の合意、ADR、訴訟のいずれの紛争解決手段であったとしても、これらは紛争解決のために行われるものであることから、紛争を解決したといえる何らかの法的な効力を有する。交渉の結果による当事者の合意であれば、その合意は和解として性質決定され、和解の確定効を持つ（民法696条）。ADRであれば、調停一般は和解の確定効を持ち、裁判所で行われる調停はこれに加えて確定判決と同一の効力を（民事調停法16条、民事訴訟法267条）、仲裁判断は確定判決と同一の効力を持つ（仲裁法45条1項、民事訴訟法267条）。訴訟であれば、確定判決は既判力を持つ（民事訴訟法114条）。和解の確定効、確定判決と同一の効力、既判力では、それぞれの紛争解決の効力に程度に差があるものの、権利義務・法律関係の内容を何らかの形で確定させ、その内容が再度争われることがないようにする一定の効力を持つ。

2011年（平成23年）の東北地方太平洋沖地震とそれによる津波によって東京電力株式会社の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所において発生した事故（以下「福島原発事故」という。）による被害者は、東京電力に対して、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）または民法による損害賠償請求権を持つことになる。原賠法または民法に基づく原発事故に関する損害賠償請求権を巡る争い（以下「原子力損害賠償紛争」という。）は、権利義務・法律関係を巡る争いであるから、一般の権利義務・法律関係を巡る争いと同じく、交渉による当事者の合意、ADRあるいは訴訟によって、解決されていくことになる。原賠法も、このことを前提としている。具体的には、原子力損害賠償紛争の解決のために原子力損害賠償紛争審査会という組織を文部科学省に設け、その所掌事務として「和解の仲介」と「当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定」をあげることで（原賠法18条1項）、当事者間の合意、ADRによる紛争解決のための特別の仕組みを用意し、また、紛争審査会による和解の仲介打切り後に訴えを提起する場合の時効の完成猶予についての規定を設けることで、訴訟による紛争解決も想定し、このことを前提としている。

2011年3月の福島原発事故の発生から11年以上が経過した2022年（令和4年）12月、福島原発事故を受けて文部科学省に設置された原子力損害賠償紛争審査会（以下「紛争審査会」という。）は、中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）を策定し、慰謝料額の目安を増額改定するとともに、既に紛争

解決手続を終えたものについて改定後の指針による遡及的な賠償を迅速に行うことの重要性を指摘した。紛争当事者による自主的な解決のための指針が事故発生から11年を経過した段階になって追加で策定されたことは、いまだに原子力損害賠償紛争が解決していないことをうかがわせる。また、紛争解決手続を終えたものについて、指針の改定内容を遡及させて追加で賠償額を支払うということは、紛争の解決というものについて考え直すことを要求する。そこで、本論文では、福島原発事故による原子力損害賠償紛争の紛争解決手続における、紛争解決効の内容を明らかにするとともに、それを評価し、また、紛争解決手続を終えたものにも指針の改定を遡及させることの是非について論じていきたい¹。

以下では、福島原発事故における原子力損害賠償紛争の主要な紛争解決手続と紛争審査会の中間指針第五次追補が出される前の時点における紛争解決手続の解決効を明らかにし（II）、紛争審査会における中間指針第五次追補の策定が紛争解決に与える影響を検討し（III）、紛争解決手続における紛争解決効と指針改定による遡及的な賠償についての評価をしていく（IV）。

検討に入る前に、本論文の検討対象となる原子力損害賠償紛争を限定しておきたい。本論文では、帰還困難区域、旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域または旧緊急時避難準備区域居住者個人の慰謝料（精神的損害。ただし、被害者全員に共通するものとされている範囲）を巡る原子力損害賠償紛争を検討の対象とする。紛争審査会が第五次追補において取り扱った主なものがこれであるとともに、これ以外の損害項目に関する原子力損害賠償紛争は個別性が強いためである。もっとも、本論文の検討対象ではない損害項目に関する原子力損害賠償紛争についても、本論文の検討内容の相当程度に妥当しよう。

また、検討にあたって留意しておきたい点が2つある。第一は、原子力損害賠償紛争の解決という際には、一人一人の被害者の個別の損害賠償請求権についての紛争が解決された否かに着目する点である。福島原発事故は、社会的には一つの事故であって、多数の被害者がいるために、集団的な解決が模索される。具体的には、紛争審査会是指針において被害者一人あたりの慰謝料の目安となる金額を示しているし、被害者が集団として損害賠償を求める訴えを提起することは珍しいわけではない。しかし、法的には、被害者は集団として損害賠償請求権を有しているわけではなく、一人一人の被害者が個別に損害賠償請求権を有しているに過ぎないためである。

¹ 本論文の内容のうち、訴訟の確定判決と中間指針第五次追補の関係については、佐瀬裕史「中間指針第五次追補による確定判決の上書き」日本エネルギー法研究所季報282号（2023年）1-4頁と重なる。

第二は、原子力損害賠償紛争の解決という際には、被害者の損害賠償請求権のうち紛争解決手続で扱われた部分の解決を考え、損害賠償請求権の全体の解決を考えないという点である。民事法では、一個の請求権の全体を請求するのではなく、その一部のみの請求を行い、その後、請求しなかった部分の請求を行うことができる²。また、福島原発事故における損害賠償では、突然に避難を余儀なくされ、避難が長期間にわたっているため、請求できる部分のみの請求を行い、逐次に賠償を得ていく必要性が高く、紛争解決手続において損害賠償請求権の一部のみが行使される（損害の一部のみが請求される）ことが基本である。行使されなかった部分、損害について、事後に、請求、和解の仲介の申立て、訴えの提起がなされていく。請求権のうち請求されていない、行使されていない部分・損害については、他の部分・損害について紛争解決手続が行われたとしても、紛争解決手続で扱われていない以上、解決を論じる前提がない。

Ⅱ 原子力損害賠償紛争における主要な紛争解決手続と第五次追補が出される前それらの紛争解決効

1. 利用できる紛争解決手続

福島原発事故による被害者（損害賠償請求権を有していると考えられる者）が損害賠償を得るために利用できる主要な紛争解決手続としては、①東京電力に対して請求を行い、交渉のうえで、東京電力との間で合意する方法（直接請求）、②紛争審査会への和解の仲介の申立て、③裁判所への訴えの提起がある³。これらの中でどの手続を用いるかは、被害者が自由に選択することになる。一般的には、当事者ではない第三者の関与の程度を考えると、被害者は、東京電力に対する直接請求において満足する結果が得られなかった場合に紛争審査会に和解の仲介を求めるか裁判所への訴えの提起を行い、紛争審査会における和解の仲介手続において満足する結果が得られなかった場合に裁判所への訴えの提起を行うという順番になりそうである。

² ただし、一部分のみの請求を訴訟において行った場合には、請求しなかった部分を後に訴訟において請求できるかどうかについては、民事訴訟法において、一部請求後の残部請求の問題として論じられ、請求していない残部があることを一部請求時に示さなかった場合などには残部請求を制限する判例法理がある。三木浩一＝笠井正俊＝垣内秀介＝菱田雄郷『民事訴訟法』〔第4版〕（有斐閣、2023年）448-453頁参照。

³ 裁判所における手続としては、訴えの提起の他に、民事調停等もあるものの、件数が少ないので、触れない。

2. 紛争審査会の指針と紛争解決手続への影響

(1) 紛争審査会の指針

原子力損害賠償紛争における損害賠償の内容について、原賠法には特別の定めがない。そうすると、民法の一般理論によることになる。しかし、原子力損害賠償紛争については、紛争審査会によって「紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定」が策定されることとされ、福島原発事故においては、中間指針、追補、第二次追補～第五次追補が策定されている（このほか、指針ではないものの、紛争審査会が損害賠償について見解をとりまとめて公表したことがある。）。指針は、当事者や裁判所を拘束するものではないものの、当事者間での交渉に際して参照されることが原賠法においては期待され、東京電力は指針に沿った自主賠償基準を策定し、紛争審査会による和解の仲介はこれに依拠して行われる⁴。さらには、後で見るように、訴訟においても、裁判所は指針の枠組みに沿った判断を行っている。そのため、指針が福島原発事故における原子力損害賠償紛争の解決においては、重要な位置を占めるので、前提となる事項として、内容をまとめておく。

中間指針から第四次追補までの指針（以下「従前の指針」という。）では、避難等対象者が受けた精神的苦痛（ただし、生命・身体的損害を伴わないもの）に対する慰謝料に関して、賠償すべき損害として次の2つが示された。

- ・日常生活阻害による精神的苦痛（日常生活阻害慰謝料）：「自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」（「いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛」を含む）や「屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域における屋内退避を長期間余儀なくされた者が、行動の自由の制限等を余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」⁵
- ・生活基盤喪失による精神的損害（生活基盤喪失慰謝料）：「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」⁶

⁴ 豊永晋輔『原子力損害賠償法』（信山社、2014年）422頁。

⁵ 中間指針 第3 政府による避難等の指示に係る損害について 6精神的損害参照。原子力損害賠償紛争審査会・前掲注(5)。

⁶ 中間指針第四次追補 第2 政府による避難指示等に係る損害について 1避難費用及び精神的損害参照。原子力損害賠償紛争審査会「東京電力株式会社福島第一，，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）」（2013年12月26日公表，2024年2月5日最新改定）。

そして、これらの損害については、被害者が居住していた地域に応じて、賠償すべき損害の目安の金額も、従前の指針は示していた。ただし、従前の指針では、目安として示されている金額は、個別の事情によって目安となる金額を超えることがありうるものとされていた⁷。表1は、従前の指針による賠償すべき損害の目安の金額、従前の指針を受けて東京電力が作成した自主賠償基準による賠償額の総額を示したものである。

表1 従前の指針及び東京電力の自主賠償基準による慰謝料額

被害者居住区域	日常生活阻害慰謝料（月額）	日常生活阻害慰謝料の終期	生活基盤喪失慰謝料	東電自主賠償基準（総額）
帰還困難区域	10万円	実質2017.5まで	700万円	1450万円
居住制限区域	10万円	解除から1年後まで		850万円
避難指示解除準備区域	10万円	解除から1年後まで		850万円
緊急時避難準備区域	10万円	2012.8まで		180万円

*原子力損害賠償紛争審査会専門委員「判決等の調査・分析について最終報告」（2022年11月10日）58頁をもとに一部修正したもの。

- 注 ・ 区域と賠償の取扱いが異なる地区が一部ある。
- ・ 日常生活阻害慰謝料額には、避難費用のうち通常範囲の生活費増加を含む。
 - ・ 避難所等での避難の場合の日常生活阻害慰謝料は、月12万円となる。

（2）従前の指針の紛争解決手続への影響

東京電力に対する直接請求に関して、東京電力は、従前の指針に沿った賠償基準を策定し⁸、被害者からの請求を受けた場合、個別事情による増額を別とすれば、従前の指針に沿った金額を被害者に提示して、合意を経て被害者への支払を行っている。

⁷ 中間指針 第1 中間指針の位置づけ 4 参照。原子力損害賠償紛争審査会「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（2011年8月5日）3頁。その後の中間指針の追補においても、同旨の記述が盛り込まれている。

⁸ ただし、従前の指針よりも東京電力の賠償基準の方が被害者に有利な基準となっている点もあった。従前の指針は、居住制限区域や避難指示解除準備区域に居住していた被害者に係る日常生活阻害慰謝料の終期について、避難指示等の解除から1年間後を目安としていたが、東京電力は、避難指示等の解除の時期にかかわらず、2018年3月を終期として賠償を行っていた。中間指針第五次追補 第2 政府による避難指示等に係る損害について（備考4）参照。原子力損害賠償紛争審査会「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）」（2022年12月20日）9頁。

紛争審査会による和解の仲介に関しては、和解の仲介手続を実際に行う仲介委員（紛争審査会の委員または特別委員であっては個別の事件において仲介手続を行う者）は、和解の仲介の申立てがなされた事件について審理をして、損害額を認定し、和解案を提示していく。仲介委員は、紛争審査会に属する者であるため、損害額の認定にあたっては、従前の指針に依拠することになる（そのため、仲介委員は、従前の指針による賠償の目安額よりも高い賠償額が個別の事情に基づいて認められるかを判断することが役割となる。）。

訴訟においては、従前の指針に裁判所は拘束されないと考えられている⁹。もっとも、裁判例では、慰謝料額の算定にあたって、従前の指針と同じく、被害者の居住地区がどの区域に属するか、その居住地の被害者に共通する慰謝料額はいくらといえるか、という枠組みを用いて判断してきた。従前の指針は、訴訟における慰謝料算定の枠組みを提供したと評価できる。

訴訟における具体的な慰謝料額の算定については、事情が異なる。従前の指針が考慮されることは共通しているものの、従前の指針の合理性を認めて、慰謝料額の認定にあたって相当に斟酌する裁判例もあれば、和解的な金額であるから中間指針の目安額は控えめな金額であるとする裁判例もある¹⁰。いずれであっても、具体的に見てみると、被害者に共通する慰謝料額については、被害者が集団で提起した訴訟である集団訴訟の判決では、従前の指針よりも高い金額が慰謝料額として認定されるのが通常であり¹¹、従前の指針よりも低い金額が認定されたことはない。そのため、従前の指針における目安額は、訴訟において認定される慰謝料額の最低ラインとして機能していたと評価できる。その理由は、訴訟においてしばらくの間、東京電力が行っていた主張（“従前の指針は合理的であるから、それを超える損害額はない”¹²）が訴訟戦術として最善のものとは言えなかったことも関係しているように思われるものの、被害者は従前の指針による金額については支払ってもらえることが保障されたうえで（あるいは、実際に支払ってもらったうえで）、その金額よりも高い金額を求めて訴えを提起していることを考えると、裁判所での争いは、従前の指針からどれだけの上積みができるかにならざるを得ないことによるものと思われる。

⁹ 7高裁判決について、原子力損害賠償紛争審査会専門委員「判決等の調査・分析について最終報告」（2022年11月10日）12頁参照。

¹⁰ 原子力損害賠償紛争審査会専門委員・前掲注(9)12頁参照。

¹¹ 原子力損害賠償紛争審査会専門委員・前掲注(9)58頁参照。

¹² 紛争審査会の指針には裁判所を拘束する効力がないのであるから、東京電力の訴訟戦術としては、指針によらずに慰謝料額を主張し、指針の目安額よりも低い金額を正しい慰謝料額であると主張する方が効果的であったといえよう。

このように見ていくと、従前の指針は、福島原発事故による原子力損害賠償紛争の紛争解決手続において、慰謝料の判断の判断枠組みを形作ったとともに、紛争解決手続における慰謝料の最低ラインを提供したといえる。

3. 第五次追補が出される前の時点における、紛争解決手続の紛争解決効

(1) 直接請求による合意

被害者からの直接請求を受け付けた東京電力は、調査のうえで、損害賠償額を算定のうえで、被害者に提示し、合意に至ったならば、支払を行う。その支払に際しては、被害者との間で合意書を取り交わす。賠償の受付開始後に東京電力が用意した合意書の見本には、「上記金額の受領以降は、上記算定明細書記載の各金額及び本合意書記載の各金額について、一切の異議・追加の請求を申し立てることはありません」という文言が含まれていた¹³。これは、清算条項（清算の対象とされるものについて、和解に定めるもののほかに何らかの債権債務がないことを相互に確認する旨の条項）の形で規定されたものではない。しかし、読み方によっては、合意書で取り扱われた特定の損害項目について、清算条項を定めたものとも読みうるものであった。ところが、この文言について追加の請求を認めないものであるとして批判が加えられた結果、経済産業省からその文言を削除するように指導が行われて¹⁴、この文言は削除された¹⁵。

そして、東京電力は、直接請求後に、直接請求で合意されたまさにその期間・項目について、直接請求で合意した金額を上回る金額の支払を求める和解の仲介手続や訴訟の提起があった場合、和解の確定効などの直接請求における合意の効力によって追加請求ができないとする主張をしたことはないと思われる。

上記の文言の削除の経緯や直接請求における合意の効力に関する東京電力の主張を考えると、直接請求で合意した金額を上回る金額の請求が直接請求の合意によって妨げられるとする効力（和解の確定効や清算条項の効力）は、直接請求になかったということになる。

(2) 紛争審査会による和解の仲介手続

紛争審査会による和解の仲介は、紛争審査会の委員または特別委員が案件毎に仲介委員となって実施するものの、和解の仲介手続に関与する機関としては、仲介委員の他に、案件毎の仲介委員の指名や総括基準と呼ばれる仲介委員が参照すべき基準の策

¹³ 178回国会参議院質問主意書提出番号18号の質問主意書（2011年9月16日）及びこれに対する政府答弁書（2011年9月27日）並びに同43号の質問主意書（2011年9月30日）及びこれに対する政府答弁書（2011年10月11日）。

¹⁴ 同上。

¹⁵ 179回国会参議院予算委員会会議録4号（2011年11月16日）28頁の西澤俊夫（東京電力株式会社取締役社長）答弁。

定などを行う総括委員会、和解の仲介手続に関して事務局機能を果たす文部科学省の和解仲介室、仲介委員を補佐する調査官がある。そして、これらの和解の仲介手続に関与する組織は、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「原紛センター」という。）として総称される。

一般に、当事者間に和解が成立した場合、通常であれば、清算条項として、一定の事項について和解合意以外には当事者間において債権債務がないことを確認する内容の条項が合意におかれることになる。これは、事後に追加での請求がなされる等の、和解合意による紛争の解決を覆す試みが起こされないようにするための条項であり、和解による紛争解決の実効性を確保するためには必要不可欠なものである。原紛センターにおける和解においても、通常の扱いにならって、和解の合意の効力が及ぶ範囲を確認する条項が「清算条項」として合意に盛り込まれる。しかし、ほとんどの事件において¹⁶、その内容は、通常の和解におけるものとは全く異なり、一定の事項について債権債務がないことを確認するものではない¹⁷。

原紛センターが公表している和解契約書から、原紛センターにおいて実際に用いられている条項を確認してみたい。引用するのは、公表されている和解事例1610のもので、「避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、聴覚障害及び視覚障害を有しながらの避難生活を余儀なくされた事情を考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額6万円（避難所での生活期間中である平成23年3月分及び同年4月分についてはさらに月額1万2000円の増額。）が賠償された事例」である¹⁸。ここであげる和解条項の形式や清算条項の文言は、ほとんどの和解において用いられているものである。

¹⁶ 原紛センターでは、一定の事項について債権債務がないことを確認する内容の一般的な清算条項は設けない運用を採用している。しかし、福島原発事故からの時間の経過によって一般的な清算条項を付することが相当と思われる事件について、東京電力が和解に応じるための条件として一般的な清算条項を求め、申立人において清算条項の意味を十分に理解したうえでこれに同意する場合には、仲介委員が相当性を慎重に吟味し、総括委員会の助言を求める内部手続を経て、清算の対象を可能な限り限定したうえで、一般的な清算条項を付している。原紛センター『原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～令和3年における状況について～（概況報告と総括）』（2022年）31頁。

¹⁷ 原紛センターの和解合意における紛争解決効については、佐瀬裕史「福島原発事故における原子力損害賠償ADRの運用の手続的課題の検討」学習院大学法学会雑誌58巻1号（2022年）176-180頁と重なる。

¹⁸ 原紛センター「公表された和解契約書の例 和解事例1610全部和解契約書」https://www.mext.go.jp/content/20200123-mxt_san-gen02-1610.pdf（最終閲覧日：2024年4月1日）。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記損害項目（下記の期間に限る）について和解することとし、それ以外の点については本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

【損害項目】精神的損害（日常生活阻害慰謝料・増額分）

【期間】平成23年3月11日～平成30年3月31日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目（同項記載の期間に限る）に対する和解金として、金512万4000円の支払義務があることを認める。

3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害項目に対する賠償金として、金127万5000円を支払い済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 確認条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

(1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は、被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

*傍線部は執筆者による。

この和解条項では、1項において和解の対象を項目・期間によって限定したうえで、その項目・期間についてのみ5項の清算条項の効力が及ぶとされるものの、和解に定める金額を超える部分には和解の効力が及ばず、追加請求ができるとされている。和解の対象となる損害の項目・期間について、損害額が確定されていない和解ということになる（ただし、和解で定められた金額までは和解の効力があるので、東京電力は和解の合意後にその金額よりも損害額が低いことを主張することは許されない。片面的な効力を持つ和解ということになる。）。損害額を確定していない和解である以上、

和解の確定効も生じないことが前提といえよう。そのため、この和解例では、和解後に、この和解の対象ではなかった損害、例えば、避難費用の請求や平成30年4月1日以降の精神的損害の請求を追加で請求できるだけでなく、今回の和解の対象であった平成23年3月11日から平成30年3月31日の間の日常生活阻害慰謝料・増額部分の精神的損害についても、追加で請求できることになる。そして、実際に、和解の仲介手続の対象となり、当事者間で争われたうえで和解が成立した損害の項目・期間について、損害の額が和解における合意額を超えていることを主張する内容の訴訟が提起されている¹⁹。そうすると、原紛センターにおける和解の仲介手続におけるこの清算条項は、実質的には、清算条項によって清算される範囲がゼロに近く、「清算されない清算条項」といえる²⁰。原紛センターがこのような清算条項を用いる理由として、被害者は生活や事業の全般にわたり前例のない被害を受けて、損害の全部が把握できないこと、証拠が揃わないことに配慮したと説明され、賠償金は支払可能な部分から順次早期に支払を実行すべきものであるということもあわせて指摘されている²¹。

(3) 訴訟

訴訟では、出された判決が確定することによって、請求された訴訟物（請求権）について（ただし、訴訟物のうち、一部分のみを請求するものであることが訴状等で示されている場合には、その請求された部分のみ）の裁判所の判断に既判力が生じることになる（民事訴訟法114条）。既判力の生じた判断と異なる判断を後訴の裁判所はなしえず、また、当事者も既判力の生じた判断と異なる主張を訴訟において行えなくなる（行ったとしても、後訴の裁判所によって、排斥される。）。これにより、確定判決において慰謝料請求権の有無及びその金額が示されれば、その内容によって慰謝料請求権の内容が確定し、紛争が解決することになる。

(4) 小括

原子力損害賠償紛争の紛争解決手続をみると、通常紛争解決手続とは異なり、直接請求、和解の仲介手続ともに、基本的には、合意の対象とした損害について、損害額を確定させる効力がなく、損害額が合意によって定めた金額以上であることを定めるに留まる。直接請求、和解の仲介手続では、合意の対象とした損害についての事後的な追加請求が許容されており、紛争を解決する効力が合意や和解ではなく、ある種の仮払い（ただし、東京電力の方から被害者に対して過払いであることを理由とす

¹⁹ 原紛センター『原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～平成27年における状況について～（概況報告と総括）』（2015年）19頁。

²⁰ 野山宏「原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解の仲介の実務11」判時2216号（2014年）12頁。

²¹ 同上。

る返還請求はできない。) がなされているに過ぎないと評価することができる。これに対して、訴訟については、既判力によって損害額が確定されるために、紛争の解決が図られたといえることになる。原子力損害賠償紛争のうち訴訟に至るものは少数であるため²²、原子力損害賠償紛争の多くは、法的には解決されないままの状態が続く極めて特殊な状況にあるといえる。

Ⅲ 紛争審査会による中間指針第五次追補の策定が紛争解決に与える影響

1. 従前の指針の見直しの内容とその理由

紛争審査会は、2022年3月に7つの集団訴訟について最高裁判所が上告及び上告受理申立てを退ける決定を出したことによって高裁判決²³が確定したことを受けて、これらの高裁判決（以下「7高裁判決」という。）における指針の評価、指針に示されていない類型化が可能な損害項目や損害額の算定方法等の新しい考え方が抽出可能か等について調査分析を専門委員に行わせることを同年4月に決めた。そして、専門委員からの報告（中間報告及び最終報告）を経て、同年12月、紛争審査会は、中間指針第五次追補を策定した。

この第五次追補では、政府の避難指示等に係る損害に関して（自主的避難はこれに含まれず、別の項目として取り扱われている。）、個別事情による増額事由に係る部分を除くと、慰謝料について、①「過酷避難状況による精神的損害」を賠償すべき損害と新たに認めること、②避難費用、日常生活阻害慰謝料の終期を一律に2018年3月までに延長すること、③「生活基盤変容慰謝料」を賠償すべき損害と新たに認めること、④「相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く

²² 2023年12月末時点までの東京電力に対する訴訟・調停・仮処分等が提起された件数の累計は、681件である。その時点まで、東京電力が受け付けた賠償金の請求書の受付件数の累計は約363万7千件であり、原紛センターが受け付けた和解の仲介の申立件数の累計は3万185件である。第66回原子力損害賠償紛争審査会の配付資料1-1-1（東京電力作成）「原子力損害賠償のお支払い状況等」（2024年2月5日）1，4頁，https://www.mext.go.jp/content/20240205-mxt_san-gen01-000033801_01.pdf，資料2（原紛センター作成）「原子力損害賠償紛争解決センターの活動について 令和5年における活動状況（速報版）」（2024年2月5日）3頁，https://www.mext.go.jp/content/20240205-mxt_san-gen01-000033801_05.pdf。

²³ 具体的には、①仙台高判令2・3・12平成30年（ネ）164号（いわき訴訟），②東京高判令2・3・17平成30年（ネ）2335号（小高訴訟），③仙台高判令2・9・30平成29年（ネ）373号・令和2年（ネ）56号・同62号（生業訴訟），④東京高判令3・1・21日平成29年（ネ）2620号（前橋訴訟），⑤仙台高判令3・1・26令和2年（ネ）123号（中通り訴訟），⑥東京高判令3・2・19平成29年（ネ）5558号・平成30年（ネ）2640号（千葉訴訟），⑦高松高判令3・9・29令和元年（ネ）164号・同192号（松山訴訟）である。

精神的損害」を賠償すべき損害と新たに認めることを内容とする改定を行った。これらの改定の具体的な内容及び改定の理由は、次のとおりである²⁴。

① 「過酷避難状況による精神的損害」

対象：福島第一原発から半径20km，福島第二原発から半径10kmからの避難者

内容：放射線に関する情報が不足する中で，被曝の不安と，今後の展開に関する見通しも示されない不安を抱きつつ，着の身着のまま取るものも取り敢えずの過酷な状況の中で避難を強いられたことによる精神的苦痛。

金額：一人30万円（ただし，一部の者は15万円）

理由：複数の判決では，避難生活に伴う精神的損害とは区別して，「避難を余儀なくされたこと」による精神的損害を認定している。従前の指針の「日常生活阻害慰謝料」は，主に避難生活における苦痛や過酷さであって，避難行動自体に伴う苦痛や過酷さは十分に考慮されていなかった。

② 避難費用，日常生活阻害慰謝料（月10万円）の終期の延長

対象：帰還困難区域，居住制限区域，避難指示解除準備区域からの避難者

内容：・帰還困難区域：2017年5月まで → 2018年3月まで

・居住制限区域，避難指示解除準備区域：

避難指示解除後1年間（場所によって異なる）→2018年3月まで

理由：・帰還困難区域については，確定判決における避難状況の実情，居住制限区域・避難指示解除区域における終期の東京電力の従前の取扱いとの均衡。

・居住制限区域，避難指示解除準備区域については，両区域全体として環境整備の必要性，東京電力の従前の取扱い（2018年3月まで支払），確定判決における賠償終期の扱い。

③ 「生活基盤変容慰謝料」²⁵

²⁴ 中間指針第五次追補 第2 政府による避難指示等に係る損害についてを参照。原子力損害賠償紛争審査会・前掲注(8)。

²⁵ 第五次追補は，帰還困難区域の生活基盤喪失による精神的損害は一人700万円のままとしている。その理由として，①従前の指針を変更する必要性を裏付ける事情を見出すことが困難であることの他に，②終期が延長されて増額された後の日常生活阻害慰謝料（850万円），生活基盤喪失による精神的損害（700万円），過酷避難状況による精神的損害（30万円）の合計である1580万円は確定判決における認容額と同等の水準となっていることをあげる。中間指

対象：居住制限区域，避難指示解除準備区域，緊急時避難準備区域からの避難者

内容：生活基盤が事故前の状況からかなりの程度毀損されたことにより被害者に生ずる精神的損害

金額：・居住制限区域，避難指示解除準備区域 一人250万円
・緊急時避難準備区域 一人50万円

理由：・居住制限区域，避難指示解除準備区域については，確定判決の認容額を考慮。日常生活阻害慰謝料，過酷避難状況慰謝料，生活基盤変容慰謝料の合計1130万円は確定判決における精神的損害の総額と同等の水準。

・緊急時避難準備区域については，一定の地域社会が残っており，生活基盤の変容の程度が異なることを考慮して，居住制限区域，避難指示解除準備区域を大きく下回る額。

④ 「相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害」

対象：計画的避難区域，特定避難勧奨地点居住者（原発半径20kmは含まれない）

内容：安心できる生活空間を享受する利益を一定期間にわたり侵害され，その侵害により生ずる健康不安を基礎とする精神的損害

金額：・子供及び妊婦 一人60万円（一人月額6万円）
・その他の者 一人30万円（一人月額3万円）

理由：政府が線量測定の結果により事後的に避難指示等を出した場所に一定期間以上滞在した者については，その滞在期間中，生活環境が健康に及ぼす影響について安心できる生活空間を享受する利益を侵害されたものと認められ，その侵害によって生ずる健康不安を基礎とする精神的損害は，自主的避難等対象区域における損害を上回るものであるから。

この指針の見直しでは，新たな損害類型を認める部分については，従前の指針において今まで十分に考慮されていなかった，あるいは，考慮されていなかった精神的損害といえる類型があったといえることに着目して，新たな損害類型を認めることを正

針第五次追補 第2 政府による避難指示等に係る損害について（備考7）。原子力損害賠償紛争審査会・前掲注(8)14-15頁。

当化している。しかし、理由においては、確定判決等との均衡が複数の箇所でもあげられている。判決によって認容された慰謝料の総額の水準よりも従前の指針による慰謝料額が低いものであったために、指針による慰謝料額を引上げて、7高裁判決の慰謝料の総額の水準に指針による慰謝料額をあわせようとする意図が見て取れる。従前の指針に基づいた東京電力の自主賠償基準、7高裁判決、第五次追補による指針改定後の慰謝料額をまとめたものが表2である。

表2 東京電力の自主賠償基準，7高裁判決，第五次追補による指針改定後の慰謝料額

被害者 居住区 域	東京電 力自主 賠償基 準	いわ き判 決	小高 判決	生業 判決	前橋判 決	千葉判決	松山判 決	第五次 追補
帰還困難 区域	1450万円	1600万 円		1600万 円	1500万 円	1550万円 /1850万 円		1580万 円
居住制限 区域	850万円	1100万 円	950万 円	1150万 円	1200万 円	1150万円 /1200万 円		1130万 円
避難指示 解除準備 区域	850万円	1100万 円	950万 円	1100万 円	1100万 円	900-1250 万円	1320万 円	1130万 円
緊急時避 難準備区 域	180万円	300万 円		280万 円	260-300 万円	230万円 /265万円	366万 円	230万 円

* 各判決の慰謝料額は、原子力損害賠償紛争審査会専門委員「判決等の調査・分析について最終報告」（2022年11月10日）58頁をもとにした。

2. 第五次追補による従前の指針の見直しの影響

(1) まだ紛争解決手続を終えていないもの

東京電力は従前の指針に沿って賠償をこれまで行ってきており、また、和解の仲介手続を扱う仲介委員は紛争審査会の特別委員である。そのため、直接請求や和解の仲介手続において、まだ合意に至っていないものについては、東京電力及び原紛センターは、第五次追補の内容に沿って対応を行っていくことになる²⁶。

²⁶ 東京電力ホールディングス株式会社プレスリリース「中間指針第五次追補決定を踏まえた避難等に係る精神的損害等に対する追加の賠償基準の概要について」（2023年1月31日），https://www.tepco.co.jp/press/release/2023/1664718_8713.html（最終閲覧日：2024年4月1日），東京電力ホールディングス株式会社プレスリリース「中間指針第五次追補等を踏まえた追加の賠償基準に係る具体的なお取り扱い等について」（2023年3月27日），https://www.tepco.co.jp/press/release/2023/1665056_8713.html（最終閲覧日：2024年4月1日）。

訴訟においては、東京電力は、直接請求において第五次追補による慰謝料額を支払うことになるので、被害者である原告が主張している慰謝料額のうち、第五次追補による慰謝料額までは認めるものと推測できる。また、裁判所も、訴訟外の直接請求において東京電力は第五次追補で定められた慰謝料を支払うのであれば、訴訟において第五次追補で定められた慰謝料を下回る慰謝料の認定をするとは考えにくい。そうすると、現在係属中及び今後提起される訴訟においては、第五次追補で目安とされた慰謝料額を最低額として、それよりもどれだけの増額ができるかが争点になるものと思われる²⁷。

(2) 紛争解決手続を終えたもの

あ．第五次追補は、既に紛争解決手続を終えたものについて、「本件事故から既に十年以上が経過した中、本指針による遡及的な賠償は一刻を争うというべきものであり、東京電力株式会社においては、専門委員の最終報告における既に確定した判決や和解済み案件等に係る留意点も踏まえ、迅速に対応することが重要である。」と述べている。そして、専門委員の最終報告では、「3-3-2-2. 既に確定した判決や和解済み案件等がある場合の留意点」との項目があり、「確定判決がある場合」と「直接請求手続、ADRにおける和解において支払を受けている場合」とで分けて記述がなされている。以下では、直接請求や和解の仲介手続で合意がなされている場合と訴訟の判決が確定している場合とに分けて、専門委員の最終報告の記述を紹介したうえで、その後の東京電力の対応や第五次追補の意味するところを検討していきたい。

い．直接請求や和解の仲介手続での合意がある場合

この場合についての専門委員の最終報告における記述は、次のとおりである²⁸。

中間指針が見直されたとしても、直接請求手続やADRセンターで既に和解している案件において、清算条項が付された事案は限定的であり、上記の差額の請求ができなくなるという事態は生じないと考えられる。

まず、第五次追補自体が「遡及的な賠償」に言及しており、損害賠償が支払われたものについても、追加で支払うことを前提としている。そして、専門委員の最終報告

²⁷ 例えば、浪江町民らによる集団訴訟において福島地裁で2024年3月14日に成立した和解は、裁判所の和解勧告に基づいて成立したものであって、原告全員の696名について第五次追補を超える和解額となったという。「原発事故慰謝料巡り浪江町住民ら提訴の裁判 地裁が和解勧告」 NHK 福島 NEWSWEB (2024年2月27日) , <https://www3.nhk.or.jp/lnews/fukushima/20240227/6050025429.html> (最終閲覧日：2024年4月1日)。

²⁸ 原子力損害賠償紛争審査会専門委員・前掲注(9)49頁。

では、既に支払いを受けた額と第五次追補による額との差額の請求は清算条項がある場合にはできないが、清算条項がない場合には差額の請求ができることが明らかにされている。ここでいう清算条項とは、差額の請求ができなくする効果をもつことが前提とされているので、原紛センターが一般的に用いている清算条項ではなく、一定の事項について和解合意以外には当事者間で債権債務がないことを確認する内容の清算条項である。そうすると、清算条項がない場合には、差額の追加請求が可能であり、その支払に応じるように東京電力に求めていることになる。

そして、東京電力は、第五次追補及びその専門委員最終報告のとおり、直接請求、和解の仲介手続で賠償金を支払済みであっても、第五次追補を踏まえ、第五次追補との差額を支払うこととした²⁹。

う．訴訟の判決が確定している場合

この場合についての専門委員の最終報告における記述は、次のとおりである³⁰。

- 仮に確定判決の認容額よりも、見直し後の中間指針に定められた目安額としての慰謝料額（以下「見直額」という。）の方が高額であったとしても、確定判決の原告は、東京電力に対し、見直額と認容額との差額を訴訟において請求することはできない（同請求を根拠づける主張は、既判力（民事訴訟法により、訴訟当事者は判決内容に拘束されること）により遮断される。）可能性が高いと考えられる。
- 東京電力による任意弁済の可否・当否等については、個別の事案について最終的には裁判所が判断する性質のものであるが、一般論としては、以下のとおりと考えられる。
 - 既判力については、訴訟法説（紛争解決基準の安定等のために認められた後訴裁判所に対する前訴判決の訴訟法上の拘束力とするもの）により、実体法上の権利関係が変更するものではないとする考え方が通説であり、その意味で、債務者が見直額と認容額との差額を任意弁済することが非債弁済とみなされる可能性は低いのではないかと。
 - また、任意弁済をした場合、当該弁済が非債弁済に当たらないという前提のもとでは、会社法423条1項に基づく取締役の任務懈怠

²⁹ 東京電力ホールディングス株式会社プレスリリース資料「別紙1：中間指針第五次追補等を踏まえた賠償基準の全体概要」（2023年3月27日）12頁，<https://www.tepco.co.jp/press/release/2023/pdf1/230327j0101.pdf>（最終閲覧日：2024年4月1日）。

³⁰ 原子力損害賠償紛争審査会専門委員・前掲注(9)49頁。

責任を問われる可能性は低いものと考えられる。

ここでは、判決における認容額と第五次追補による金額との差額を債務者が支払っても非債弁済とみなされる可能性は低く、任意弁済をしても取締役の任務懈怠責任が問われる可能性は低いとされている。示唆するところは、訴訟による差額の請求はできないものの、東京電力が自主的に差額を支払うことには問題がないというものである。そして、第五次追補そのものは、確定判決があるものについて、遡及的な賠償は一刻を争うから、専門委員最終報告を踏まえて、迅速に対応せよ、としている。そうすると、第五次追補は、東京電力に対して、確定判決にかかわらず、第五次追補との差額を追加で支払うように求めていることになる。

第五次追補の公表後、東京電力は、確定判決がある場合についても、第五次追補を踏まえ、第五次追補との差額を支払うことを明らかにした³¹。また、原紛センターも、差額の支払を求める事案が係属した場合について、差額の支払を求める和解案を提示することを示唆した³²。このような和解案が提示されれば、東京電力は当然、受諾することになろう。

東京電力は、確定判決と第五次追補との差額を支払うように誰からも命じられていないし、そのような支払を行う法的義務を負っているわけではない。その意味では、あくまでも支払を自ら決めたという形となる。しかし、東京電力には、電力業界の監督官庁としての経済産業省があり、原子力損害賠償の所管官庁として文部科学省があり（経済産業省だけでなく、文部科学省も原子力損害賠償に関して東京電力に対する行政指導を行っている³³。）、また、東京電力の株式の総議決権の過半数は実質的には国によって保有され³⁴、福島原発事故を起こした企業としての批判を国会議員、行政機関からも受けている。このような立場を考えると、文部科学省の紛争審査会という行政機関によって求められた確定判決と第五次追補との差額の追加支払について、

³¹ 東京電力ホールディングス株式会社・前掲注(29)12頁。

³² 原紛センターは、「既判力により確定判決と異なる判断が遮断されるものの、審査会の専門委員の最終報告でも示されたように、既判力は訴訟法上の効力にとどまり、実体法上の権利そのものを変更するものではない。和解仲介手続においては、そのようなことも踏まえ、中間指針等に照らして事案に応じた適切妥当な和解案を提示していくことになるものと思われる。」としている。原紛センター『原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～令和5年における状況について～（概況報告と総括）』（2024年）39頁。

³³ 文部科学省による行政指導の一端については、次のリンク先に掲げられている文部科学省研究開発局長名で東京電力に対して出された文書一覧から知ることができる。文部科学省Webサイト「原子力損害賠償紛争解決センターの業務概況等について その他」（掲載日不明）https://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1369795.htm（最終閲覧日：2024年4月1日）。

³⁴ 同上。

これを拒否する選択肢が東京電力には実質的には存在せず、実態としては自主的に決めたものとは言いがたいように思われる。国家機関によって確定判決とは異なる対応をすることを民間企業が強いられた、と表現することもあながち間違いとはいえないであろう。

第五次追補とそれに引き続く東京電力の対応によって、原子力損害賠償紛争の紛争解決手続において唯一、請求権の有無、金額を法的に確定する効力のあった訴訟の確定判決についても、行政機関の求めに基づく東京電力による自主的な支払という形式によって、訴訟による解決が覆され、紛争の蒸し返しを防ぐ効力を有さないものとなった。

え．第五次追補により、合意に清算条項が特別に付されたごくわずかな例外的なものを除いて、原子力損害賠償紛争の紛争解決手続は、請求権の有無、金額を確定させて、それ以後の紛争の蒸返しを防止する効力（確定判決については、法的には既判力があるので、実質的に紛争の蒸返しを防ぐ効力）を持たないことになる。

3. 更なる指針の見直し？指針見直しは今回が最後か？

従前の指針の見直しが第五次追補で最後であって、今後にもう行われることがないのであれば、第五次追補よりも前に訴訟で判決が出されて確定したものについて、今後においては東京電力が自主的に追加で支払うことはなく、また、訴訟によって追加での支払が強制されることは既判力によって防がれるので、第五次追補に伴う差額の支払によって、紛争は解決した状態になると考えることができる。第五次追補よりも後に出される判決については、第五次追補が目安とした慰謝料額よりも本来の慰謝料額が低いと東京電力が主張することはないであろうから、第五次追補の慰謝料額よりも低い金額が判決で認められることはなく、既判力による紛争の蒸返しを防止する効力が東京電力による自主的な支払という形式で実質的に喪失することはないことになる。そうすると、確定判決があるものについては、紛争が解決された状態に戻る（第五次追補よりも前に出された判決が確定した場合）、あるいは、解決された状態であることになる（第五次追補よりも後に出された判決が確定した場合）。

しかしながら、今後さらに指針改定が行われることは排除されていない。第五次追補は、新たな損害の項目を賠償すべき損害として認めるにあたって、それらが従前の指針の策定の際に十分に考慮されていなかったことや判決において損害として認められたものであることをあげ、さらに、判決の慰謝料と同等の水準を確保することに配慮している³⁵。そうすると、これらの理由が妥当するものが新たに生じるのであれば、

³⁵ Ⅲ 1. 参照。

慰謝料額の増額を内容とする新たな指針の策定を今後も行わなければならないことになる。現に紛争審査会事務局が作成した2023年1月6日版の中間指針第五次追補に関するQ&A集では、「後続訴訟の判決を踏まえ、今後、新たな追補を策定する予定はあるのか。」という質問に対して、「1. 専門委員による判決等の調査・分析において、後続訴訟について可能な範囲で分析した限りでは、第五次追補で示した「相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害」を除き、新たな追補策定につながるような留意点は認められていません。2. このため、現時点で新たな追補を策定する予定はありませんが、後続訴訟の動向等を踏まえ、審査会が必要と判断した場合は、必要な検討が行われることとなります。」との回答がなされ³⁶、今後の指針の見直しを排除せず、新たに指針が策定されうることを認めている。

係属中の訴訟や今後提起される訴訟においては、前述のとおり、第五次追補によって増額された慰謝料額をベースラインとして、（被害者の個別事情による増額に関する部分を除いて）一人あたり一律に定められる慰謝料額をどれだけ高いものとするかが争われることになる。このような審理のあり方からすると、（被害者の個別事情による増額に関する部分を除いて）一人あたり一律に定められる慰謝料額は、第五次追補の目安額よりも判決において認定される額の方が高くなりやすい³⁷。また、従前の指針や第五次追補では十分には取り入れられていなかった事情を被害者が慰謝料算定にあたって主張することは容易であるし（例えば、原発から半径20km以内居住者の被ばくに伴う健康不安慰謝料、その他慰謝料（日常生活阻害慰謝料、過酷避難慰謝料、健康不安慰謝料、生活基盤喪失・変容慰謝料によっては評価されなかった避難・避難生活によって生じた様々な精神的苦痛））、裁判官は判決の説得力を高めるために判決においてそれを慰謝料の算定事由の一つとしてあげることには抵抗を感じにくいと思われ、第五次追補までの指針で十分に考慮されていなかった損害の項目を今後の判決から見つけ出すことは難しいことではないであろう。そうすると、さらに慰謝料を増額させるために指針の見直しが必要となる状況が生じたとしても、驚くことではない。

このように考えると、第五次追補が最後の見直しであるとはいえず、今後も慰謝料増額のために新たな指針が第五次追補と同様に策定されることを考えなければならない。そして、その新たな指針においては、第五次追補と同様に、既に賠償がなされたものについても、新たな指針を遡及的に適用し、それによる慰謝料額とそれまでの支

³⁶ 紛争審査会事務局「中間指針第五次追補に関するQ&A集」7頁。

³⁷ 前掲注(27)において掲げた事例は、判決ではないものの、裁判所の和解勧告に基づくものであり、第五次追補の目安額よりも高い金額が慰謝料額であるとの心証を裁判所が持っていたことをうかがわせる。

払額との差額を追加して賠償をすることが東京電力に対して求められることになる。当然、確定判決がある場合や和解の仲介手続で和解が成立した場合についても、第五次追補における取扱いと同じものとなる。そうすると、確定判決があるものについても、更なる指針の策定によって追加の支払を要することがありえるので、今後も紛争が解決された状態にはならないことになる。このことは、慰謝料額を増額する内容の第六次追補が今後に出されたとしても、変わることはない。第六次追補の目安額があるべき金額よりも低いとして目安額よりも高い慰謝料額を認める内容の判決が出され、その結果として、慰謝料額を増額する内容の第七次追補が策定されるかもしれないからである。指針が改定されて慰謝料の目安額が増額される度に、更なる指針の見直しに向けて同じことが繰り返されてもおかしくない。第五次追補が指針の見直しによる慰謝料額の増額を認めることによって、ある意味では指針の改定が求められ続ける仕組みができたということにもなる。これによって、原子力損害賠償紛争については、どのような紛争解決手続であっても、たとえ訴訟で確定判決があったとしても、和解の合意に清算条項が付されている特殊な事例を除いて、請求権の有無、金額が確定しない（確定判決のあるものは法的には確定したことになるものの、指針見直しによる追加支払があるので、実質的には確定しない）、紛争解決効が空虚であるということになる。原子力損害賠償紛争が解決しないままの状態が（訴訟を続けたり、行ったりする被害者が尽きるときまで、）続くことになる。

Ⅳ 原子力賠償紛争解決手続の紛争解決効が空虚であることの評価

1. 指針の改定による遡及的な賠償を可能とすることからの正当化？

第五次追補が出されたことによって、紛争解決手続が終了していたものについても第五次追補の内容を遡及させて、事後的に慰謝料を追加で支払うことになった。これにより、和解の合意に清算条項がある場合を除いて、すべての原子力損害賠償紛争手続において紛争解決効を空虚なものとなった。紛争解決効が空虚であることと第五次追補による遡及的な賠償を行うことは密接に関係しているので、第五次追補による遡及的な賠償を可能とするという観点から、紛争解決手続の紛争解決効が空虚なものであることを積極的に評価できるかを検討する必要がある。

第五次追補の策定過程においては、紛争審査会による指針・和解の仲介手続による簡易、迅速、廉価な解決や被害者間の公平な救済といったものが阻害されないようにするという観点から、第五次追補の必要性が説かれていた³⁸。前者の、紛争審

³⁸ 原子力損害賠償紛争審査会（第56回）「議事録」〔山本和彦発言〕（2022年4月27日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/gijiroku/1422768_00006.htm。

査会による指針・和解の仲介手続による簡易，迅速，廉価な解決を阻害されないようにするという点は，具体的には，中間指針・和解の仲介手続の主たる目的は，訴訟に至らずに，簡易，迅速，廉価に被害者を救済するとともに，公平な形での被害者救済を図ることにあるところ，判決結果と中間指針・和解の仲介手続との乖離が大きくなるとすれば，判決によった方が多額の賠償が得られることになり，訴訟に被害者を向けることになり，中間指針・和解の仲介手続による簡易，迅速，廉価な解決が阻害されるおそれがあるというものである³⁹。後者の被害者間の公平な救済が阻害されないようにするという点は，同一の区域に居住していたために本来であれば同一の慰謝料額になるべき被害者の間で，利用した紛争解決手続によって現実に受け取ることが出来る慰謝料額に差が生じてしまうのは当事者間に不公平が生じてしまい，この不公平さが政治的・社会的に許されないということであろう。クラス・アクションやそれに類似する制度がなく，被害者に共通の統一された慰謝料額の基準を適用することができないもとにおいて，複数の判決によって認定された慰謝料額の大体の相場を紛争審査会が指針として取り込んで，訴訟を含めた紛争解決手続を終えた被害者についてもその指針による慰謝料額の支払を受けられるようにすることによって，被害者間での統一された慰謝料額の基準と一定程度類似した機能を改定された指針が果たしている（指針がクラス・アクションの代替として一定程度機能している）ということもできる。

しかし，指針の改定内容を紛争解決手続を終えたものに遡及させないものとして，判決よりも指針・ADRの方の慰謝料の金額が低いままの事例が生じるとしても，指針・ADRによる被害者救済は存在しており，被害者が訴訟に向かったとしても，簡易，迅速，廉価に救済が受けられることは変わりがない。簡易な手続である指針・ADRでは金額が低く，訴訟という重たい手続をとった場合に指針・ADRよりも高い金額の賠償が得られるというのは，手続コストを考えると，バランスがとれているといっても問題ないであろう。交通事故における賠償額はまさにこの状態となっている。

被害者間の公平な救済については，確かに被害者間で賠償額に違いが生じるものの，指針・ADRに法的な拘束力を認める仕組みが法律に採用されておらず，最終的には訴訟で賠償額を決めるという仕組みになっている以上（原賠法18条の2では，紛争審査会による和解仲介打切り時の時効の完成猶予の規定があり，和解仲介打切後の訴訟提起が想定されている。），被害者間で賠償額に違いが生じることは法の想定しているところといえる。また，指針の内容を遡及させることによって被害者間の公平な救済を実現しようとする，紛争解決手続における紛争解決効が空虚なものとならざるを

³⁹ 同上。

得ないので、指針が目指すところである自主的な「紛争の解決」が実現されないままの状態が続くことになってしまう。さらには、交通事故の賠償額のように、手続きによって賠償額に違いが生じることは、これまで受忍してきたはずである。

このように考えると、紛争解決手続を終了したものについても第五次追補のような指針の改定を遡及させて事後的に慰謝料を追加で支払うことを積極的に評価することはできない。

2. 紛争解決手続に紛争解決効が空虚であることと遡及的な賠償の問題点

むしろ、原子力損害賠償紛争手続には（和解の合意に清算条項がある場合を除いて）紛争解決効がほぼない状態が続くという仕組みは、いくつもの問題がある。

まず、紛争が解決されたという法的な安定性が確保できない。特に究極的な紛争解決方法というべき訴訟による確定判決による紛争解決効が実質的にはなくなっている点は、誤っている。

また、確定判決の既判力による紛争解決効が実質的にはなくなったのは、文部科学省の紛争審査会という行政機関の行為に由来する。この行為は、行政機関が裁判所の確定判決が権利関係の真実の内容と一致していないと判断し、自らの判断である指針見直し後の慰謝料の目安額こそが権利関係の真実の内容に合致した正しいものとして、裁判所の確定判決ではなく自らの慰謝料額の判断に従って賠償という行動をするように東京電力という私人に求める（場合によっては、実質的には強いているとも評価する）ものである。司法権が行使された結果を行政機関が否定したことになる。

さらに、紛争審査会は、原子力損害賠償紛争の「当事者による自主的な解決」（原賠法18条1項・2項。傍線部は執筆者による。）のために指針を策定することが任務とされ、和解の仲介手続も含めて紛争解決のために活動しているにもかかわらず、その活動によって解決しないままの状態を作出していることは疑問である。

そのうえ、判決の確定を受けて改定した指針の内容を紛争解決手続を終えた案件に遡及させて、追加で賠償を支払うという点については、別の原発事故が発生する場合を考えると、迅速な被害者救済の実現という観点からは適切なものとはいえない。原子力損害賠償を行う原子力事業者が紛争審査会の策定する指針に沿って、訴訟を待たずに訴訟外で賠償の支払いを行ってしまうと、結果としては不利益を受ける仕組みとなっており、原子力事業者が指針に沿って行動するインセンティブがない制度となっているためである。具体的には、原子力事業者が訴訟を待たずに指針に沿って賠償の支払いを行うと、指針が策定された後の訴訟においては、審理におけるベースラインが指針による慰謝料の目安額となり、本来の慰謝料額がいくらであるかという点よりも、ベースラインにいくら上乗せ（被害者の個別事情による慰謝料の増額を除く。）ができるかという点が実質的な審理判断の中心となって、指針の目安額よりも判決で

認められる慰謝料の金額の方が高くなりやすいといえる⁴⁰。そして、指針の目安額よりも高い慰謝料を認める判決が出されると、今回の第五次追補のように、慰謝料の目安額の増額を内容とする指針見直しに結びつき、指針見直しによって全ての被害者に増額分を支払うことになる。指針において一定の慰謝料額の目安を定めたとしても、それが後に上方修正されやすい仕組みになっている。慰謝料額を上振れさせない、指針という仕組みがないと仮定した状態で訴訟をした場合において裁判所が判断する慰謝料額よりも高い慰謝料額を支払わないようにしたいということを考えた場合、原子力事業者には、指針で最初に定められた慰謝料の目安額の支払をするインセンティブがない。賠償額を上振れさせないことを主眼とした原子力事業者の合理的な行動は、指針において一定の賠償額の目安が定められたとしても、指針の内容を受け入れず、指針よりも低い金額での仮払いをするに留め、指針に沿った賠償の合意・支払を行わず、訴訟では指針よりも低い金額を賠償額として主張するというものとなる。そして、大方の訴訟において判決が確定したことを受けて行われる指針の見直し後に、判決で採用された金額（あるいは判決を基にして策定される指針の金額）を賠償基準として受け入れ、被害者と賠償の合意をして、仮払いの清算を行うこととなる⁴¹。

V おわりに

本稿では、福島原発事故の原子力損害賠償紛争の紛争解決手続には、訴訟がなされたものも含めて、和解の合意に清算条項が含まれている例外的な場合を除くと、紛争解決効が空虚であるということを示すとともに、指針の改定による遡及的な賠償の追加的な支払とが孕む問題を明らかにした。今後、本稿の成果を踏まえて、あるべき紛争解決手続のあり方について研究していきたい。

＊2024年4月1日脱稿

⁴⁰ そもそもでいえば、指針がない状態で慰謝料額が訴訟において争われるよりも裁判所の認定する慰謝料額が上振れしやすい構造といえる。

⁴¹ 新たな指針による遡及的な賠償を行うという第五次追補で採用された仕組みが不適切なものであって、それに沿った対応をとらないことが原子力事業者にとって適切であったとしても、政治的・社会的な事情から原子力事業者がこのような対応を実際にとることができるかという問題がある。また、原賠法17条の2によって原子炉運転等事業者に作成公表が義務付けられている原子力損害賠償実施方針との関係を考える必要もある。電力会社によっては、実施方針において、紛争審査会の策定した指針に基づいた賠償を行うこと、紛争審査会の提示した和解案を尊重して賠償金を支払うことを定めている（電力会社によっては、賠償にあたって指針の考え方を参考とする、提示された和解案について尊重しつつ検討するとの表現に留めるところもある。）。実施方針の公表が民事上の責任に直接の影響を与えないとしても、虚偽の損害賠償実施方針の公表には20万円以下の過料の制裁が定められており（原賠法27条）、このような内容の実施方針を採用している場合には、本文で述べた対応は取りにくいであろう。

JELI R-No. 159

原子力損害賠償法制の法的問題の諸相

—2021～2022年度 原子力損害賠償に関する法的論点検討班報告書—

2024年 7月

発行 日本エネルギー法研究所

〒141-0031 東京都品川区西五反田七丁目9番2号

KDX五反田ビル8F

T E L 03-6420-0902 (代)

<http://www.jeli.gr.jp/>

E-mail contact-jeli@jeli.gr.jp

本報告書の内容を他誌等に掲載する場合には、日本エネルギー法研究所にご連絡下さい。
